



# 建設産業関係資料



令和6年2月  
北陸地方整備局  
建政部

※ 本資料は、北陸地方整備局、国土交通本省が作成したものである。

## 目 次

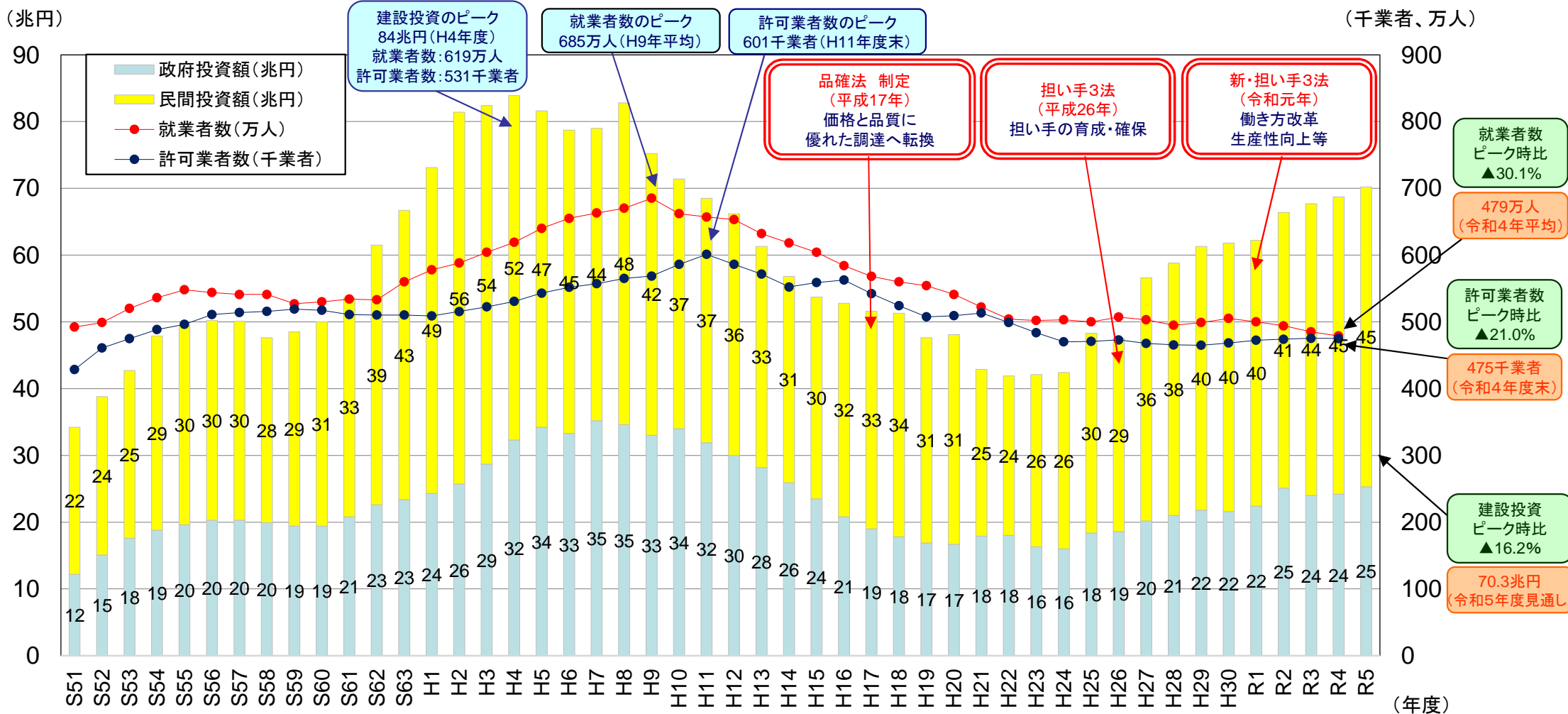
- 1 建設産業の現状と課題 . . . . . P 1
- 2 適正な工期設定に向けた取組 . . . . . P 7
- 3 施工時期の平準化に向けた取組 . . . . . P 23
- 4 処遇改善（賃上げ）に向けた取組 . . . . . P 35
- 5 適切な価格転嫁に向けた取組 . . . . . P 78
- 6 中央建設業審議会基本問題小委員会での審議 . . . P 99
- 7 外国人材の活用 . . . . . P 106
- 8 担い手確保・育成に向けた取組 . . . . . P 124
- 9 情報提供 . . . . . P 140

# 1 建設産業の現状と課題

---

# 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- ◆ 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和5年度は約70兆円となる見通し（ピーク時から約16%減）。
- ◆ 建設業者数（令和4年度末）は約47万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- ◆ **建設業就業者数（令和4年平均）は479万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。**



出典: 国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和2年度(2020年度)まで実績、令和3年度(2021年度)・令和4年度(2022年度)は見込み、令和5年度(2023年度)は見通し

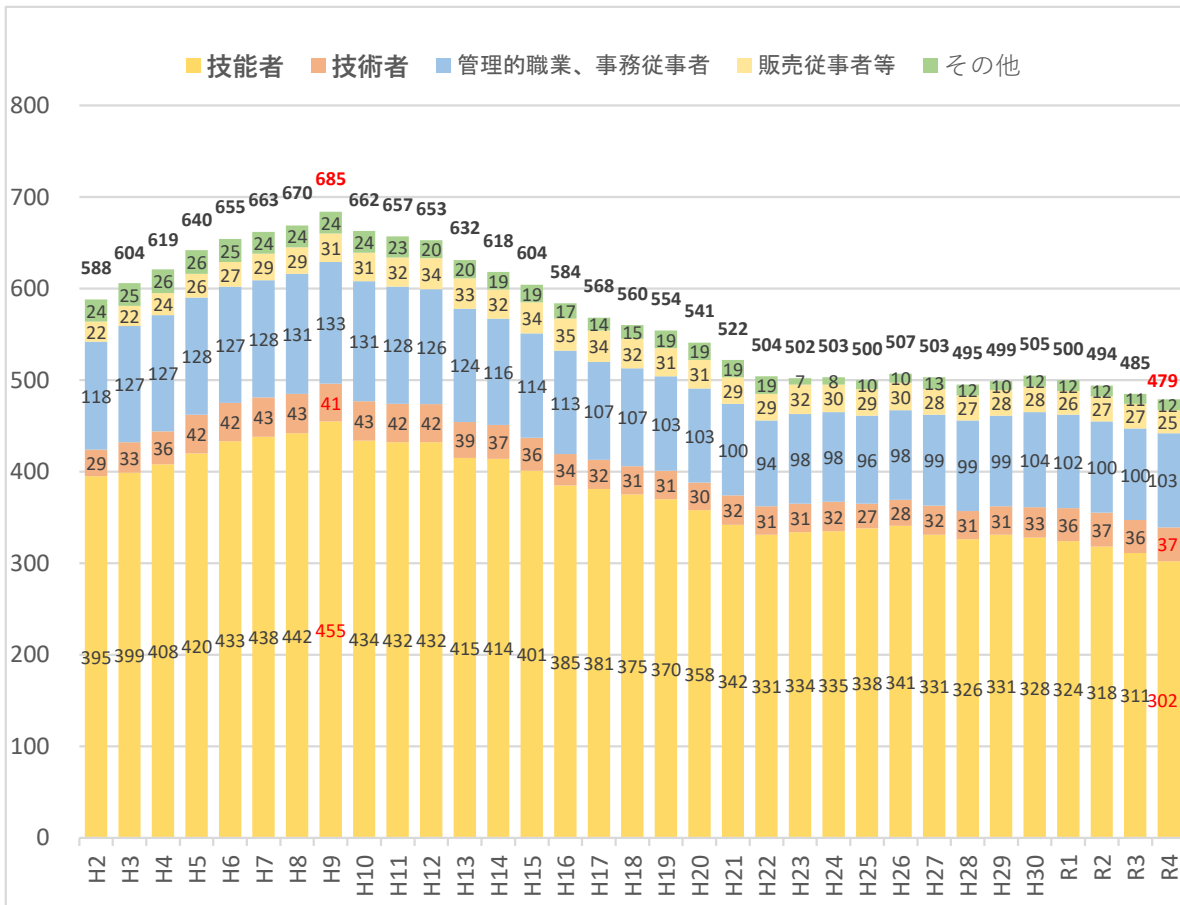
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

# 建設業就業者の現状

- ◆ 令和4年の技術者数は37万人で、平成9年の技術者数から約10%減。
- ◆ 令和4年の技能者数は302万人で、平成9年の技能者数から約34%減。

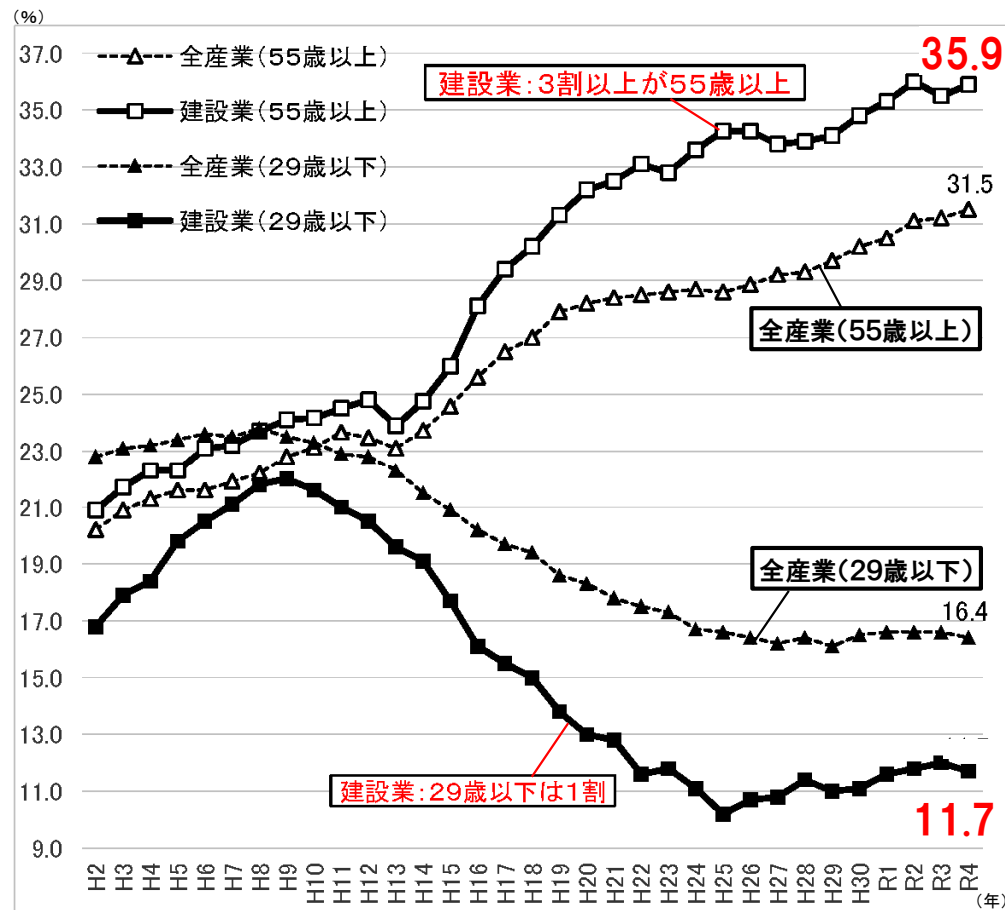
## 建設業における職業別就業者数の推移



出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）を基に国土交通省で算出  
 （※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値）

- ◆ 建設業就業者： 685万人（H9） → 504万人（H22） → 479万人（R4）
- ◆ 技術者： 41万人（H9） → 31万人（H22） → 37万人（R4）
- ◆ 技能者： 455万人（H9） → 331万人（H22） → 302万人（R4）

## 建設業就労者の年齢階層別構成比の推移

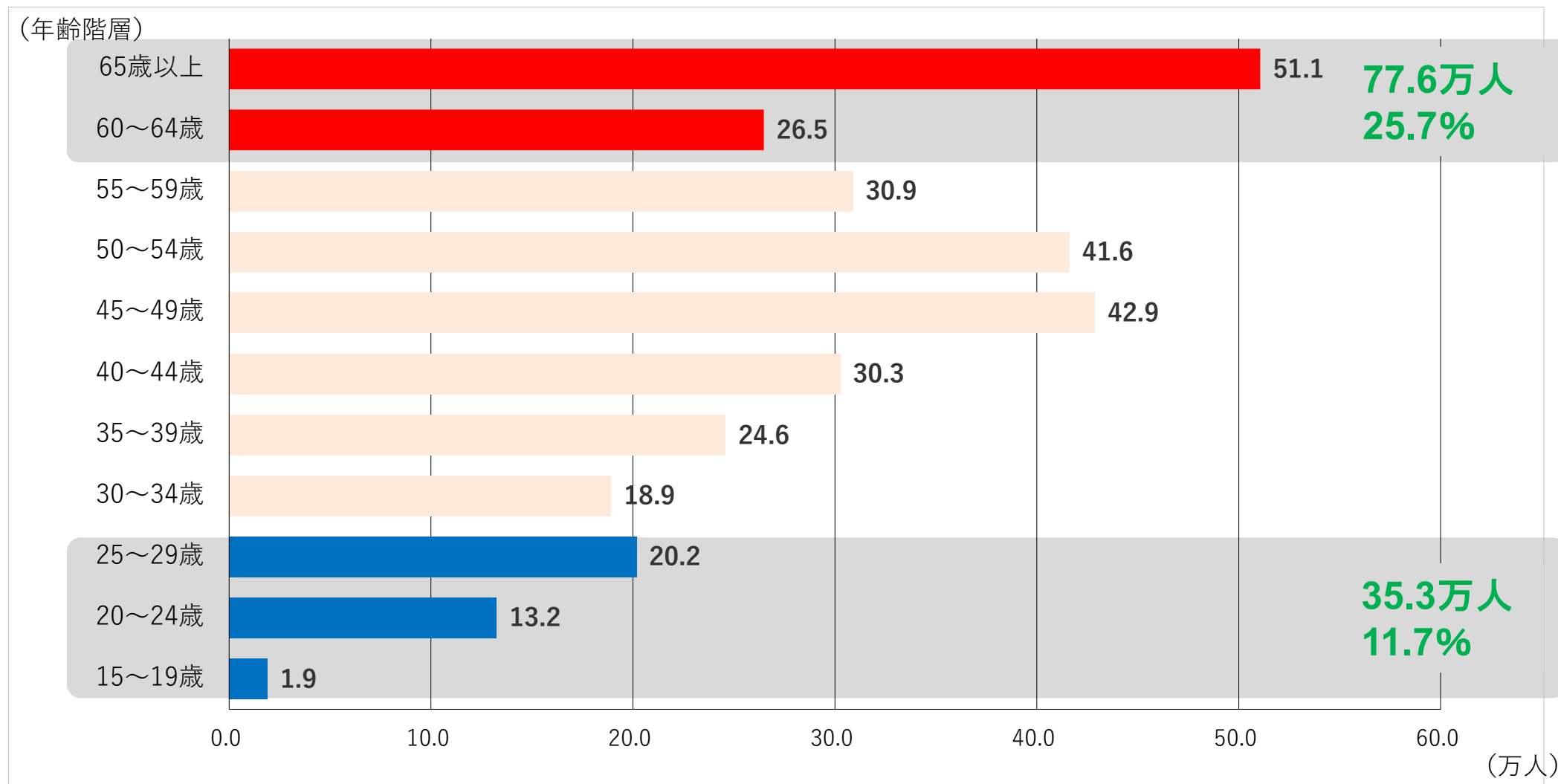


出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出  
 （※平成23年データは、東日本大震災の影響により推定値）

- ◆ 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ◆ 令和4年度は、実数ベースでは建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加（29歳以下は2万人減少）。

# 年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1 (25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。
- 若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。



出所:総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

- 建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、災害時には地域の復旧事業等を担うなど、国民生活や社会経済を支える重要な存在。
- 建設業が将来にわたってこのような役割を担っていくためには、**担い手の確保が重要**であり、建設業における「**週休2日などの働き方改革の推進**」や「**賃金水準の引上げ**」に取り組むことが必要。
- また、昨今の物価高騰への対応として、原材料費等の価格上昇を反映した請負代金等の設定が図られるよう、**適正な価格転嫁のための環境整備**を促進。

担い手の確保

週休2日などの働き方改革

賃金水準の引上げ

適正な工期の確保

適正な請負代金の設定

適切な価格転嫁

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。  
※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

**新たな課題・引き続き取り組むべき課題**

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待  
 働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正  
 i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、  
 5年間の成果をさらに充実する  
 新・担い手3法改正を実施**

**担い手3法施行(H26)後5年間の成果**

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶  
 価格のダンピング対策の強化  
 建設業の就業者数の減少に歯止め

**品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>**

**○発注者の責務**

- ・適正な工期設定(休日、準備期間等を考慮)
- ・施工時期の平準化(債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- ・適切な設計変更(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

**○受注者(下請含む)の責務**

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

**働き方改革の推進**

**○工期の適正化**

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

**○現場の処遇改善**

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

**○発注者・受注者の責務**

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

**生産性向上  
 への取組**

**○技術者に関する規制の合理化**

- ・監理技術者:補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請):一定の要件を満たす場合は配置不要

**○発注者の責務**

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

**災害時の緊急対応強化  
 持続可能な事業環境の確保**

**○災害時における建設業者団体の責務の追加**

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

**○持続可能な事業環境の確保**

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

**○調査・設計の品質確保**

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

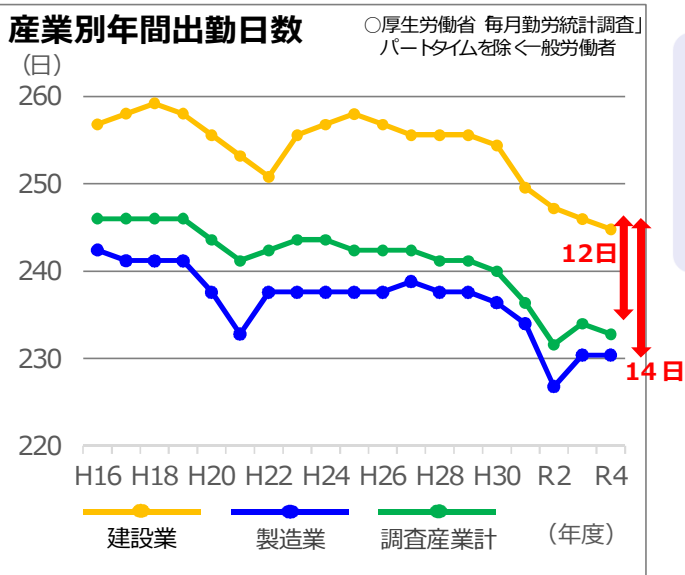
**建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>**



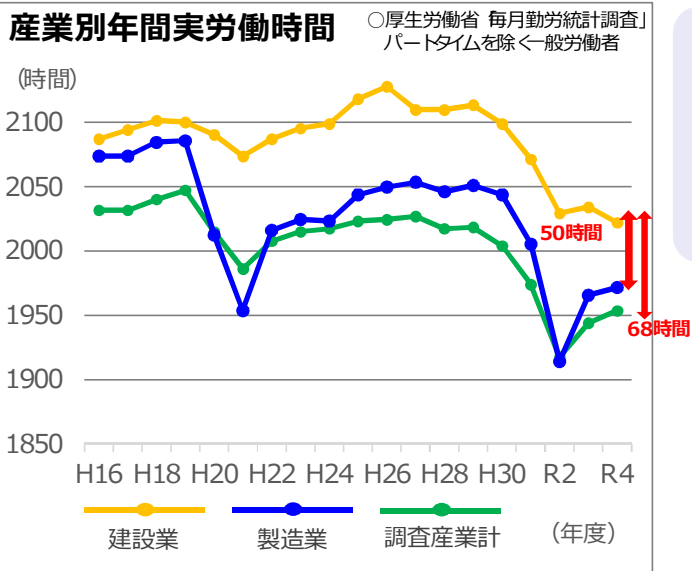
## 2 適正な工期設定に向けた取組

---

## 年間出勤日数・実労働時間の推移



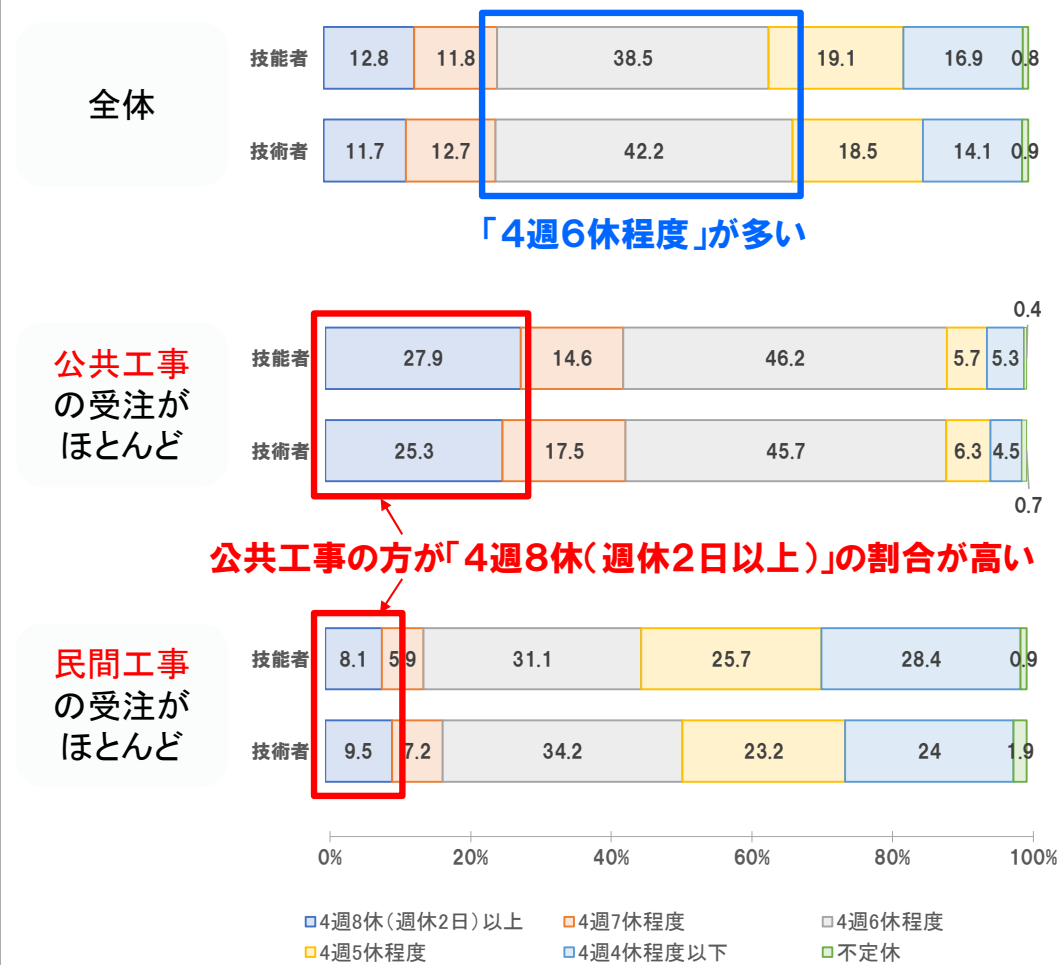
◆ 建設業では、**年間の出勤日数**は全産業と比べて**12日多い**(製造業と比べて**14日多い**)。



◆ 建設業では、**年間の総実労働時間**は全産業と比べて**68時間長い**(製造業と比べて**50時間長い**)。

## 建設業における休日の状況(技術者・技能者)

### 建設業における平均的な休日の取得状況



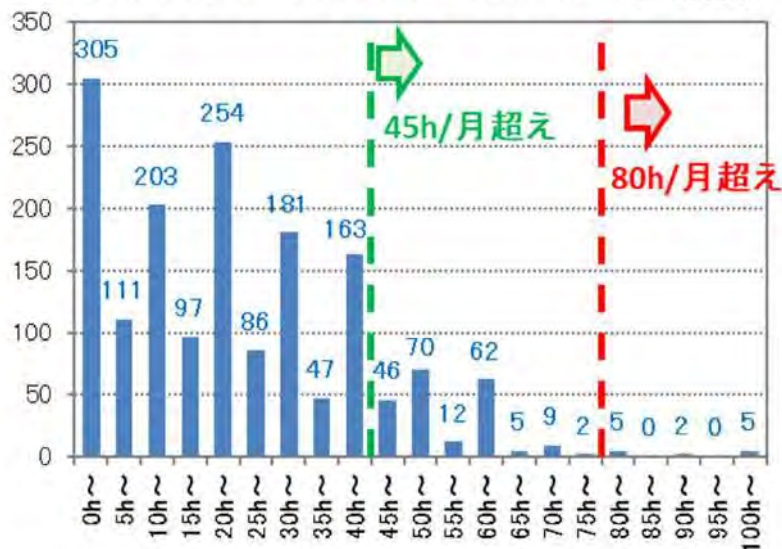
出典:国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年5月31日公表)

◆ 技術者・技能者ともに**4週8休(週休2日)**の確保ができていない場合が多い。

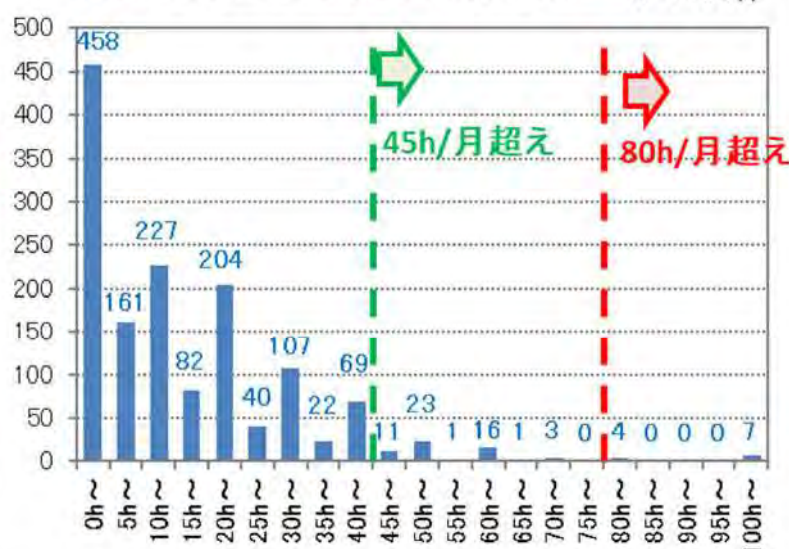
# 建設業における残業時間

## 建設業における平均残業時間

技術者の月当たり残業時間(平均) N=1665件



技能者の月当たり残業時間(平均) N=1436件



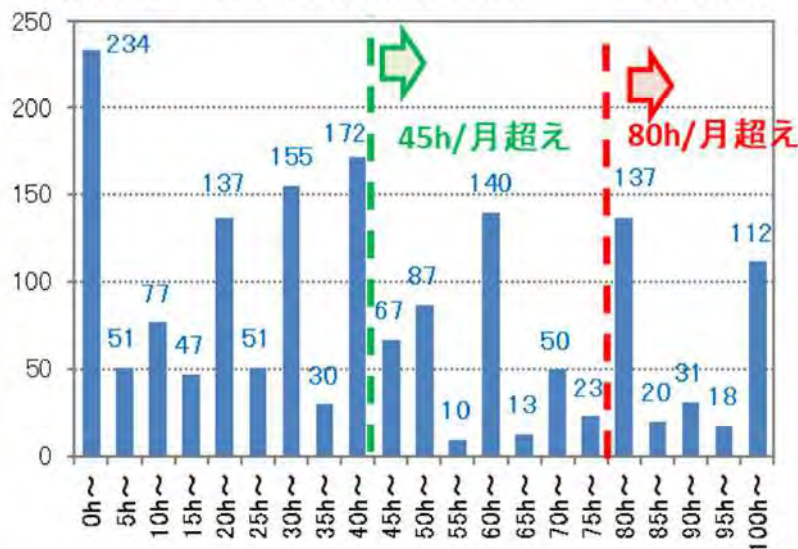
※調査対象  
 <建設企業>建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体(116団体)の会員企業2,182社  
 ※調査時点  
 令和5年1月19日現在(令和4年1月以降に請け負った工事)

技術者の場合は13%、技能者の場合は5%が月当たり平均残業時間45時間を超えている。

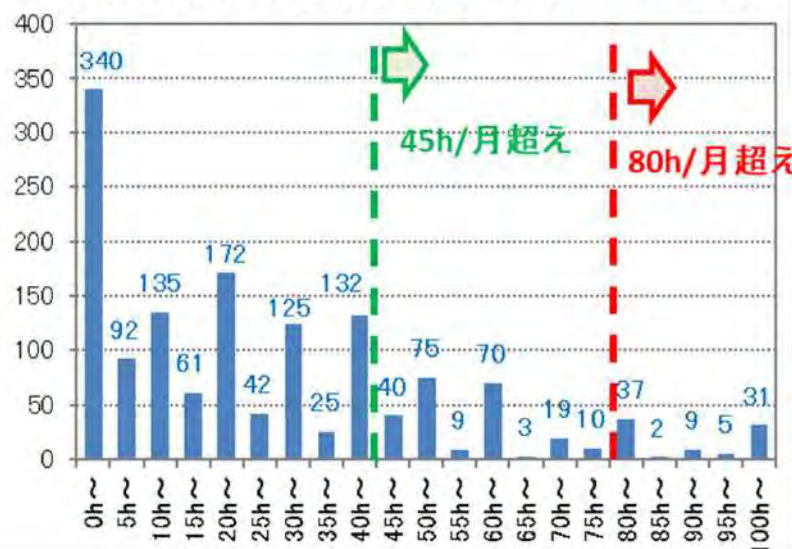
技術者の方が技能者より残業時間が多い傾向

## 建設業における最大残業時間

技術者の月当たり残業時間(最大) N=1662件



技能者の月当たり残業時間(最大) N=1434件



技術者の場合は7%、技能者の場合は2%が月当たり最大残業時間100時間を超えている。

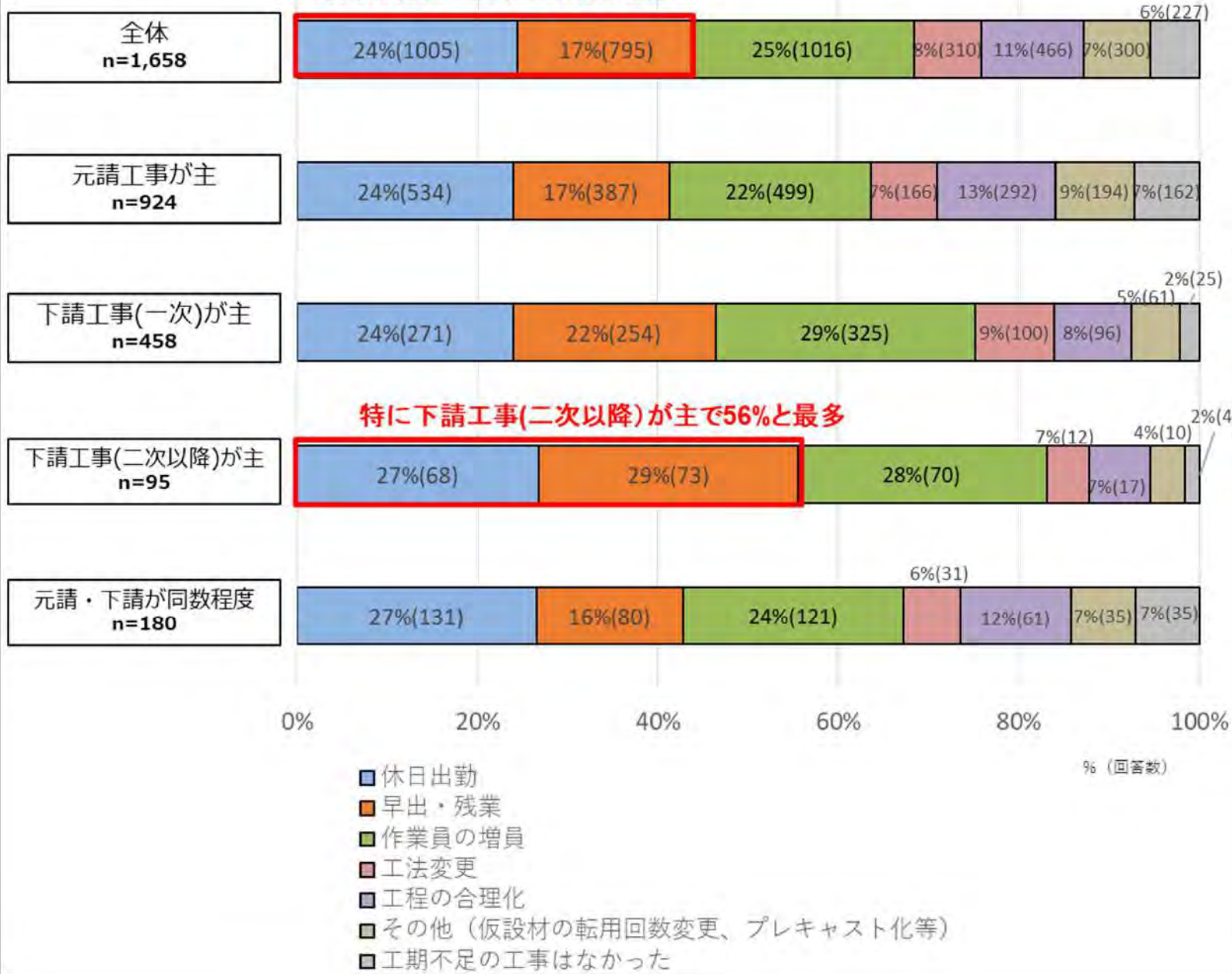
# 工期不足に対応する取組

(出典) 適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和4年度), 国土交通省

## 工期不足に対応する取組

※調査対象  
 <建設企業>建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体(116団体)の会員企業2,182社  
 ※調査時点  
 令和5年1月19日現在(令和4年1月以降に請け負った工事)

時間外労働に関する内容が最多



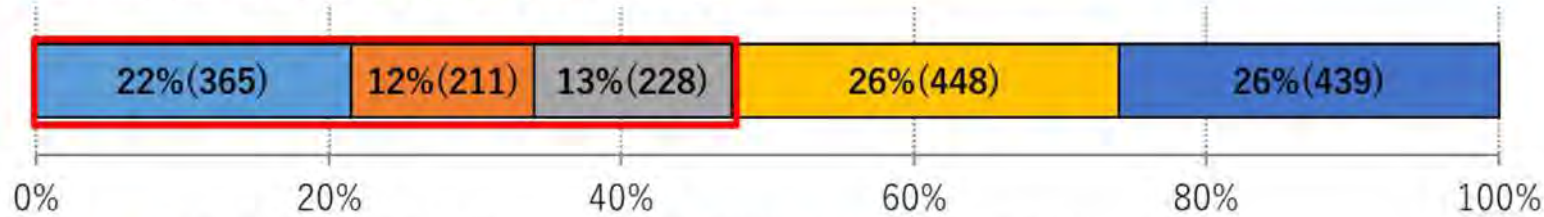
工期不足に対応する取組としては、休日出勤、早出・残業の時間外労働が全体の約4割を占める。

また、これらの時間外労働での対応は、下請業者ほど多い傾向にある。

## 工期設定の状況 (民間工事)

※調査対象  
 <建設企業>建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体(116団体)の会員企業2,182社  
 ※調査時点  
 令和5年1月19日現在(令和4年1月以降に請け負った工事)

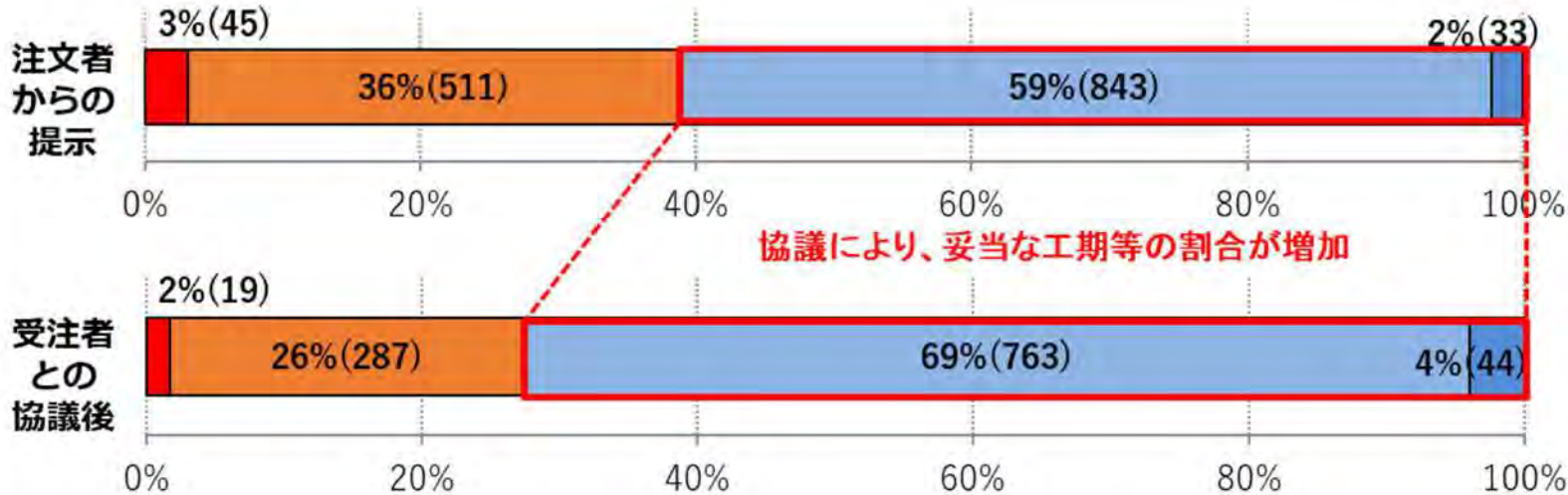
### ■ 工期設定における受注者要望の反映



- 注文者の意向を優先することとし、協議は依頼しないことが多い
- 注文者の意向が優先され、協議を依頼しても応じてもらえないことが多い
- 注文者と協議を行うが、受注者の要望は受け入れられないことが多い
- 注文者と協議を行い、受注者の要望も受け入れられることは少なくない(半々程度である)
- 注文者と協議を行い、受注者の要望も受け入れられることが多い

工期設定では、注文者の意向が優先される、受注者の要望が受け入れられないことが多い(約半数)。

### ■ 工期の適切さ



- 著しく短い工期の工事が多かった
- 短い工期の工事が多かった
- 適切な工期の工事が多かった
- 余裕のある工事が多かった

注文者と受注者との協議により、適切な工期又は余裕のある工期の工事の割合が高まる。

# 建設業における時間外労働規制の見直し(働き方改革関連法)

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用  
⇒ **建設業は令和6年4月から適用**

	<p style="text-align: center;">「労働基準法」(平成30年6月改正)</p> <p style="text-align: center;">罰則: 使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金</p>
原則	<p>法定労働時間(1日8時間・1週間40時間まで)</p> <p>36協定を結んだ場合、法定労働時間を超えて協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合には、労基署長の許可を受ければ、時間外労働可能(労基法33条)</p> </div>
36協定の限度	<p>【時間外労働の上限規制】</p> <p>原則: ①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間)</p> <p>例外: 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも <u>上回ることのできない上限を設定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年 720時間(=月平均60時間)</li> <li>→年 720時間の範囲内で、<u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることのできない上限を設定</u></li> </ul> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む)</li> <li>b. 単月 100時間未満(休日労働を含む)</li> <li>c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px; float: right;"> <p>建設業においては、災害の復旧・復興の事業には、a及びbは適用されません。(労基法139条)</p> </div>

## 適用猶予業種の時間外労働特設サイト はたらきかたススめ について (厚生労働省HP)



2024年4月から

建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となります!

長時間労働の解消などによる労働環境の改善により、働く人、一人ひとりがより良い将来の展望を育てるようになると目指します。

建設業

若しくは短い工期が設定されると、建設業で働く方の長時間労働の原因となり、休暇が取りづらくなることとなります。仕事を繁忙、安堵するに当たっては、4週日断所や週休2日制を取り入れるなどして、働く方の休日数も考慮した工期を設定することが必要です。

詳しくはこちら →



厚生労働省 適用猶予業種の時間外労働 特設サイト <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

## 厚生労働省パンフレット及びQ&Aについて

# 詳しくはこちらのパンフレットなどもチェック



建設業時間外労働の  
上限規制わかりやすい解説



建設業の時間外労働の  
上限規制に関するQ & A



本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
  - (i) 多様な関係者の関与
  - (ii) 一品受注生産
  - (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
  - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
  - (ii) 公共工事における考え方
  - (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因： 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間  
建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3) イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4) 制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約  
スクールゾーンにおける搬入出時間の制限 等
- (5) 契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、  
分離発注 等
- (6) 関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7) 行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに  
要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、  
安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、  
適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10) その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
  - (i) 資機材調達・人材確保
  - (ii) 資機材の管理や周辺設備
  - (iii) その他
- (2) 施工
  - (i) 基礎工事
  - (ii) 土工事
  - (iii) 躯体工事
  - (iv) シールド工事
  - (v) 設備工事
  - (vi) 機器製作期間・搬入時期
  - (vii) 仕上工事
  - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
  - (ix) その他
- (3) 後片付け
  - (i) 完了検査
  - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
  - (iii) 原形復旧条件

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

## 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応  
駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定  
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し  
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる



令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者等への働きかけ等を実施

## 直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

### ①週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大

### ②月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進

- ・仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
- ・工期設定の指針等を見直し
- ・工期の一部の交代制への途中変更を検討
- ・新たな経費補正措置の立案を検討
- ・公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)	7,284 (7,257)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

※令和5年3月末時点

※令和4年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾・空港除く）

※令和4年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

## 民間発注者 周知・注意喚起

### 幅広い周知の実施

- ・適正な工期設定について **経済団体本部(経団連等)**での講演等による周知
- ・**地域経済団体(商工会議所等)**へ働きかけ

## 建設業団体 周知・注意喚起

### 幅広い周知の実施

- ・**労基法に対する懸念点等**についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】
- ・**週休2日に向けた取組の好事例集**の作成、周知

### <会議体や説明会を通じた周知>【厚労省と連携】

- ・都道府県労働局主催の協議会※で働きかけ
- ・労働基準監督署での説明会で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

### <モニタリング調査による周知・注意喚起>厚労省と連携

- ・調査対象：発注者・元請業者

## 地方公共団体 直接的な働きかけ

### 週休2日の確保を考慮した適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請

- ・各都道府県・市区町村との会議の場において **各地方公共団体に対して直接働きかけ**
- ・**市町村議会に対する働きかけ**

## 一般国民 周知活動による働きかけ

### 【厚労省と連携】

PR動画のWebCMでの放送のほか、**特設サイト**や**広報ポスター**による周知

【動画掲載先】

■はたらきかたスヌメ特設サイト

URL: <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

■厚生労働省YouTube

URL(30秒) : <https://www.youtube.com/watch?v=IVzm-abWkZY>

URL(3分20秒) : [https://www.youtube.com/watch?v=H\\_7\\_PLvJuNU](https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU)

働き方改革推進に係る広報ポスター→



## 主な協力要請（説明）内容

### ○建設産業の役割

- ・住宅やオフィスビル、工場などの建築をはじめ、学校、病院などの公共施設の建築、市民生活と経済活動の基盤となる、道路、橋、堤防などの土木構造物の建設やメンテナンス、降雪時の除雪など、

地域社会と共生し、**地域経済と雇用を支える役割**

- ・頻発化している地震、記録的な豪雨や台風などにより、激甚化している自然災害の発生時には、最前線での応急対応、復旧・復興活動など、地域の安全・安心の確保を担う「**地域の守り手**」としての役割

### ○建設産業の現状・課題

- ・長時間労働の常態化など、3 K（「きつい」「きたない」「危険」）のイメージ
- ・建設業就業者の急速な高齢化と若者離れによる将来の担い手不足

### ○課題解決のための取り組み

#### ➢ 適正な工期の設定

- ・令和元年の建設業法改正により、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、発注者に対する勧告制度等を創設。
- ・工期設定における受発注者の責務を定める「工期に関する基準」の策定

#### ➢ 適正な賃金をはじめとする処遇改善

- ・物価高騰に伴い、適正な価格転嫁と取引の適正化に向けて官民協働で取組推進
- ・技能者の適切な処遇や現場管理につなげる建設キャリアアップシステム<sup>※</sup>の普及促進

#### ➢ 適正な就労環境等

- ・民間発注工事における社会保険未加入事業者の排除の推進（現場入場の禁止）
- ・法定福利費の確保（工事見積書での内訳明示）

※建設キャリアアップシステム

技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理に繋げる仕組み。

## 働きかけを実施した地域経済団体

### 新潟県

- ・新潟県商工会議所連合会 運営委員会
- ・新潟商工会議所 常議員会
- ・新潟ビルディング協会 定時総会
- ・新発田商工会議所 定時総会

### 富山県

- ・富山県商工会議所連合会 専務理事会議
- ・富山商工会議所 常議員会

### 石川県

- ・石川県商工会議所連合会 専務理事・事務局長会議
- ・金沢商工会議所 通常議員総会

## 働きかけを実施した効果事例



国土省がよびかけ

### 建設工事発注でご理解を

各業種で人手不足など厳しい経営環境にある中、建設業への工事発注に別して国土交通省北陸地方整備局が理解を呼びかけています。

建設業は、地域のインフラ整備やメンテナンスの担い手であり、地域経済や市民生活を支える重要な役割を果たしています。一方で、建設業では、長時間労働の高齢化や3K（「きつい」「きたない」「危険」）といったイメージや急激な高齢化と若者離れが進んでいます。さらに、来年4月からは建設業も長時間労働時間の規制対象となります。

つきましては、建設発注者に工期設定する際には、次の点に配慮した発注をお願いします。

#### ① 適正な工期設定

- ・令和元年の建設業法改正により、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止。発注者に対する勧告制度の創設
- ・工期設定における受発注者の責務を定める「工期に関する基準」の策定

#### ② 適正な賃金をはじめとする処遇改善

- ・物価高騰に伴い、適正な価格転嫁と取引の適正化に向けて官民協働での取組推進
- ・技能者の適切な処遇や現場管理につなげる建設キャリアアップシステムの普及促進

#### ③ 適正な就労環境等

- ・民間発注工事等における、社会保険未加入事業者の排除の推進（現場入場の禁止）
- ・法定福利費の確保（工事見積書での内訳明示）

## ○労働局と連携し、**労働局長及び北陸地方整備局長の連名**で、公共工事発注者団体(地方公共団体等)、民間工事発注者団体(地域経済団体等)、建設企業団体に対し、**適正な工期設定等を含め働き方改革に向けた取組の推進を文書で要請**

### [連名要請文]

新労発基 0928 第 2 号  
国北整計建第 687 号  
令和 5 年 9 月 28 日

関係事業者団体等代表者 殿

新潟労働局長

北陸地方整備局長

建設業における働き方改革に向けた取組について

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設業については、長時間労働の背景に発注者との取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成 30 年法律第 71 号)による労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも月 100 時間未満・複数月平均 80 時間以内(休日労働含む)、年 720 時間以内が限度とする規制が適用されます(災害の復旧・復興の事業を除く)。

上限規制の円滑な適用のためには、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休 2 日の推進等の休日確保など、発注者の理解と協力が不可欠であることから、関係者庁で連携し、建設企業、発注者等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知、相談・支援等を実施しているところです。

つきましては、貴団体傘下の団体・企業又は構成組織等に対し別添資料(リーフレット)を周知いただくこと等により、適正な工期設定等の建設業における働き方改革に向けた取組への配慮等につき、特段の御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、厚生労働省では、社会全体において建設業や運輸業等の長時間労働の改善

### [整備局:工事発注者向け(民間)リーフレット]

建設工事の発注者のみなさまへ  
建設業は皆様のパートナー産業です  
建設業の働き方改革の推進にご理解とご協力を!

建設業は、住宅、オフィスビル、店舗、工場などの建築や学校、病院などの公共施設の建築、市民生活と経済活動の基盤となる、道路、橋、堤防などの建設やメンテナンス、降雪時の除雪など、地域社会と共生し、地域経済と雇用を支える役割を担っています。また、近年、頻発している地震や記録的な豪雨、台風など激甚化している自然災害の発生時には、最前線での応急対応、復旧・復興活動など、安全・安心の確保を担う「地域の守り手」であり、人々の生活基盤を支える、**不可欠な基幹産業**です。建設業就業者の長時間労働を削減するためには、建設業者の取組だけではなく、**建設工事発注者のご理解とご協力が必要です。**建設工事の発注者の皆さまにおかれましては、本リーフレットの趣旨をご理解いただき、**適正な工期設定での工事発注をお願いします。**

2024(令和6)年4月1日から  
建設業も時間外労働の上限規制が適用されます

2024(令和6)年4月1日以降、建設業における時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

**著しく短い工期の請負契約は禁止されています**

- 建設業法第 19 条の 5 において、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。
- 建設業法第 19 条の 6 第 2 項において、「建設業者と請負契約(請負代金額が 500 万円(建築一式工事は 1,500 万円)以上であるものに限る。)を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。」ことが規定されています。
- 時間外労働の上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、発注者と受注者との間で合意している場合であっても、「**著しく短い工期**」であると判断されます。
- 長時間労働を前提とした短い工期での工事は、建設業就業者の長時間労働を助長するのみならず、**事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれもあります。**また、**建設業法違反で勧告等**される場合があります。

詳しくは裏面をご確認ください

### [労働局:工事発注者向けリーフレット]

工事発注者の皆様へ

建設会社の  
「働き方」が変わります!

2024(令和6)年4月1日から建設会社にも  
時間外労働の上限規制が適用されます。

#### ポイント1

現在、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、2024(令和6)年4月1日以降、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

#### ポイント2

また、臨時的な特別の事情(特別条項)があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできません。

- 1年間の時間外労働は**720時間以内**
- 1か月の時間外労働と休日労働の合計は**100時間未満**(※)
- 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て**1か月当たり80時間以内**(※)
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**。

✓ 今後このような取り組みが進んでいくものと考えられます。  
工事発注の際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

週休2日制の推進	年次有給休暇の取得促進	適正な工期の設定
施工時期の平準化	適切な賃金水準の確保	人材確保と育成など



(※) 災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について「月100時間未満/2〜6か月平均80時間以内」の規定は適用されません。

厚生労働省 新潟労働局 労働基準監督署

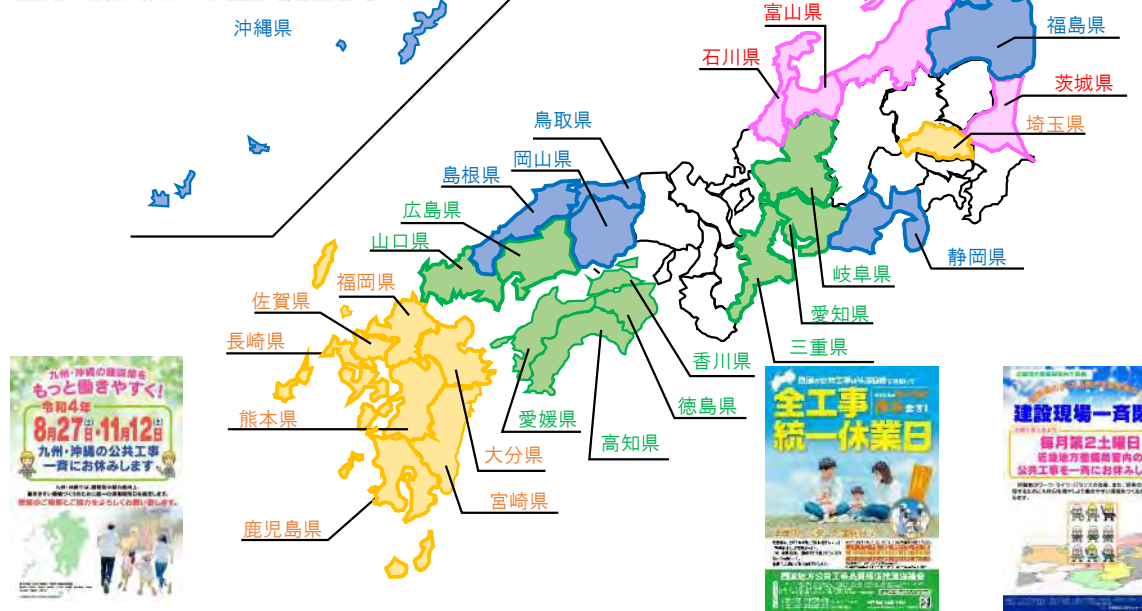
# 他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和5年度から実施】

各地域の発注者協議会等を通じて、取組を促進。定期的に取り組状況を確認・公表。

令和5年1月末時点での  
一斉閉所の取組状況

凡 例

- 月に3回以上実施
- 月に2回程度実施
- 月に1回程度実施
- 年に数回実施



一斉閉所の実施状況 令和5年1月末時点			
地方整備局	地域	実施内容	
北海道	北海道	毎月2回統一土曜日	
東北	岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	毎月第2・4土曜日	
	青森県	毎月第2土曜日	
関東	茨城県	毎月第1、2、3、4土曜日	
	埼玉県	年に数回以上	
北陸	新潟県 富山県 石川県	毎月第2・4+1週の土日曜日	
中部	静岡県	毎月第2・4土曜日	
	愛知県 岐阜県 三重県	毎月第2土曜日	
	近畿	近畿全域	※令和5年度より毎月第2土曜日に一斉閉所を実施予定
中国	鳥取県 島根県 岡山県	毎月第2・4土曜日	
	広島県	土曜日閉所を月1回	
	山口県	毎月第2土曜日	
	四国	四国全域	毎月第2土曜日
	九州	九州全域	年に数回以上
沖縄	沖縄県	毎月第4土日曜日	

# 令和5年度 統一的な現場閉所チラシ(案)

既発注工事への周知を含め、令和5年度当初より各機関へ配布

北陸建設業界の担い手確保に向け **民間工事の施主の皆さんへ**

## 建設現場の「土日閉所」を推進します (統一的な現場閉所「第6弾」)

※ 第1弾:2019GW期間(4/27(土)~5/6(月)の10連休)に実施 ※ 第3、4弾:令和2年度、令和3年度(年間を通じて月2回)に実施  
※ 第2弾:令和元年度(9月・10月・11月 4回の「3連休」)に実施 ※ 第5弾:令和4年度(年間を通じて月3回)に実施

- 管内(新潟県、富山県、石川県)の各発注機関が連携して行う統一的な現場閉所「第6弾」の取り組み。(各発注機関から施工業者へ提案)。
- 各発注機関が協働して行い、施工業者の働き方改革を後押し。
- 北陸ブロック発注者協議会の各発注機関が連携・協働により、工事内容、施工場所に関わらず、統一的な取り組みとして実施。

- 令和5年度も、年間を通じての取り組みを実施。
- 毎月の第2週、第4週、+1週の土日、+土日に関わらず週休2日を月1回※を「現場閉所の統一日」に設定。

※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。  
※ 「+1週」「+土日に関わらず週休2日を月1回」は、工事ごとに任意で選択。

第2週、第4週、+1週(第1週)の土日、+土日に関わらず週休2日を月1回(第3週の日曜日・月曜日)を「統一的な現場閉所」とした場合

例:令和5年6月

6月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	



建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制が適用。令和8年度以降の「4週8休の確保」に向けた週休2日推進に向け、北陸ブロック発注者協議会が連携して取り組みを実施。

【北陸ブロック発注者協議会】

北陸地方整備局、北陸農政局、北陸信越運輸局、大阪航空局、第九管区海上保安本部、関東森林管理局、北陸財務局、金沢国税局、長野自然環境事務所、東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構大阪支社

新潟県、県内30市町村、富山県、県内15市町村、石川県、県内19市町

全79機関で統一実施

## 令和5年度 週休2日モデルカレンダー

- 令和5年度は、年間を通じての取り組みを実施。
- 毎月の第2週、第4週、+1週の土日、+土日に関わらず週休2日を月1回※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。

※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。  
※ 「+1週」「+土日に関わらず週休2日を月1回」は、工事ごとに任意で選択。

2023年(令和5年)																															
4月							5月							6月							7月										
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20					

- 国土交通省直轄工事における積算では、従来より、共通仮設費（現場環境改善費）で「避暑（熱中症予防）」として費用を計上しているほか、現場管理費で工期に占める真夏日の割合に応じた補正※<sup>1</sup>を行ってきたところ。
- 今般、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいた以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良。

## ■ 猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの）を雨休率に加味し、工程（官積算）を設定。

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：  
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間} \times 3 \text{ ※}^3 \text{ を日数換算し、平均した値（対象：5か年）}$$

※<sup>3</sup>：8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（8～17時を対象）を活用

## ■ 工期延長等に伴う増加費用の積算 ※<sup>2</sup>

工程（官積算）で見込んでいた猛暑日日数等の特記仕様書で明示するとともに、見込んでいた以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

### 特記仕様書記載イメージ

「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。  
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。  
工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.89
その他の作業不能日 (〇〇のため) (Rx.x.x～Rx.x.x)	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：12日間  
(少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)

過去5か年（20xx年～20xx年）の気象庁（〇〇観測所）及び環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し**、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

※<sup>1</sup> 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改定により、屋外作業ではマスク着用が不要とされたことから、真夏日を「日最高気温 2 8℃以上」としてきた暫定的な運用を、令和5年度より「日最高気温 3 0℃以上」に戻す予定。

※<sup>2</sup> 「工期の延長に伴う増加費用の積算」は間接工事費（共通仮設費（率分）、現場管理費（率分））で対応するものであり、直接工事費での対応については、必要性や実現可能性を含め、令和5年度も引き続き検討。

発注者が活用する工期設定指針及び工期設定支援システムを、以下の通り改定

- i) 雨休率算出の際に「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう明確化
- ii) 工期設定で猛暑日（WBGT値31以上の時間から日数を算定）を考慮
- iii) 準備・片付け期間に、必要に応じて、重機組立・解体や検査データの作成日数を考慮するよう明確化
- iv) 地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮できるよう例示を追加

## ＜工期への反映イメージ＞

工種	単位	数量	施工計画										
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	...	
準備	式	1	■		■	■	■			■			
道路土工	m <sup>2</sup>	10,000		■	■	■	■			■			
排水構造物工	m	500		■	■	■	■			■			
舗装工	m <sup>2</sup>	5,000			■	■	■			■			
付帯施設工	式	1			■	■	■			■			
区画線工	式	1			■	■	■			■			
後片付け	式	1			■	■	■			■		■	

「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう設定

猛暑日を考慮

地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮

天候等による作業不能日頻発

猛暑日頻発

地域の祭りによる通行規制

必要に応じて重機解体や検査データの作成日数を考慮

## ＜試算例(福岡県内の道路改良工事の場合)＞

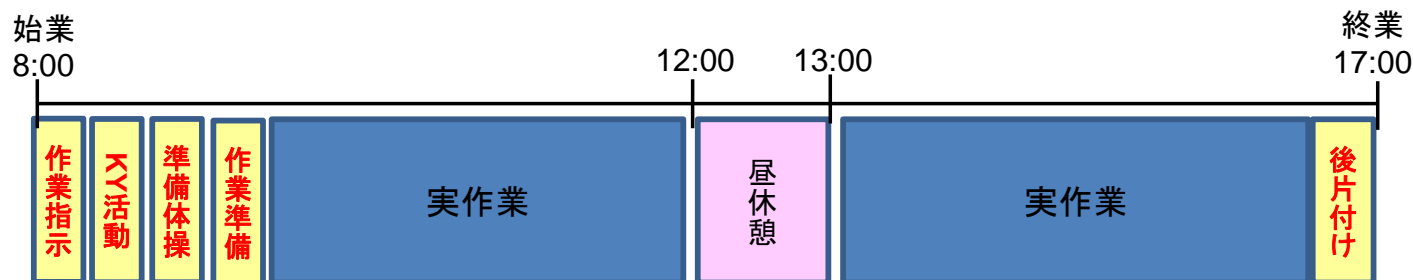
・旧指針での工期：365日 ⇒ 新指針での工期：384日 + α (19日 + α 増加※)

※上述 i) で7日分、ii) で12日分反映。 + α は必要に応じて iii)、iv) を考慮。 雨休率：78%→89%

# 時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化

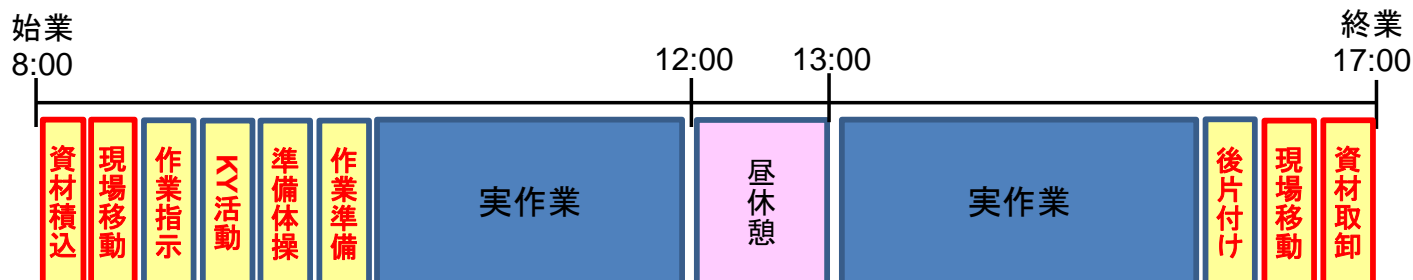
- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映されるべきもの。  
⇒ 適正なデータで標準的な時間を分析する等により、標準歩掛等に反映。
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を考慮した積算にする必要。  
⇒ 施工の実態調査の結果を基に、今後、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

## ■朝礼や準備体操、後片付け等を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度の施工の実態調査において、朝礼や準備体操、後片付け等の実態を把握。  
⇒ 適正なデータで分析する等により、標準歩掛等に反映。  
⇒ 令和5年度以降も、施工の実態調査の結果を基に、順次、実態を標準歩掛に適切に反映していく予定。

## ■資材基地からの移動時間を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度は移動時間の実態を把握するため、大都市圏の路上工事を中心に、施工の実態調査を重点的に実施。  
⇒ 令和5年度は、施工の実態調査の結果を基に、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。



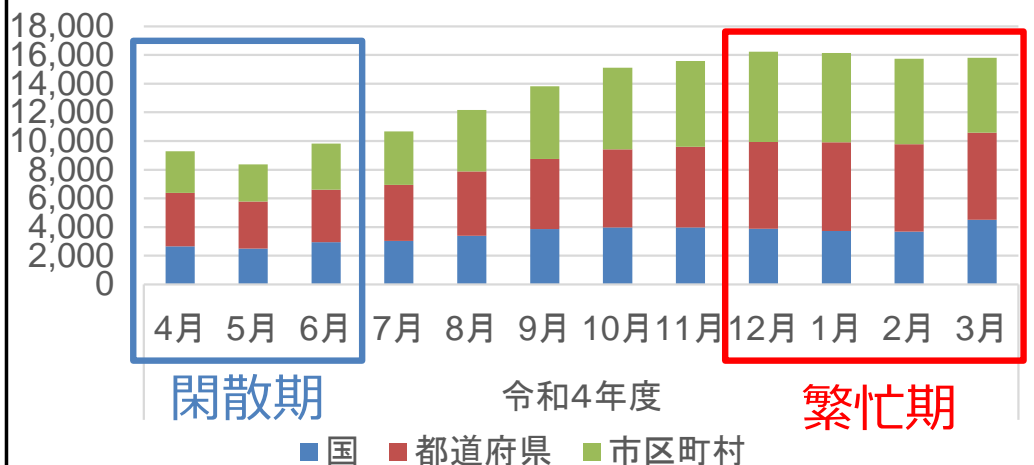
### 3 施工時期の平準化に向けた取組

---

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
- ⇒ **新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定**  
**改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化**

## 公共工事における1年間の工事出来高の状況

(単位：億円)



出典：国土交通省「建設総合統計」

**繁忙期**は業務量が多く、人材不足や長時間労働が懸念される  
 一方、**閑散期**は業務量が少なく、労働者の収入が不安定となる

## 施工時期の平準化に関する国土交通省の取組

- ・平準化に向けた「さしすせそ」の推進、事例集の公表
  - (さ)債務負担行為の活用
  - (し)柔軟な工期の設定
  - (す)速やかな繰越手続
  - (せ)積算の前倒し
  - (そ)早期執行のための目標設定
- ・施工時期の平準化の取組状況についての「見える化」
- ・市議会議長会等を通じた働きかけ
- ・関係省庁と連名で取組の推進を地方公共団体へ要請

**都道府県の平準化率 R2年度0.77→R3年度0.80**

※平準化率の定義：4～6月期の月あたり工事平均稼働件数／年度全体の月あたり工事平均稼働件数

## 施工時期の平準化により期待される効果

### 技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

### 発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

○平準化を進めるに当たっては、以下の㊴～㊿の取組が有効であると考えられます。

- ㊴ 債務負担行為の活用、㊵ 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）、㊶ 速やかな繰越手続
- ㊷ 積算の前倒し、㊸ 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

## 債務負担行為の活用（さ）

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。 ※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

## 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）（し）

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

## 速やかな繰越手続（す）

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

## 積算の前倒し（せ）

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

## 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）（そ）

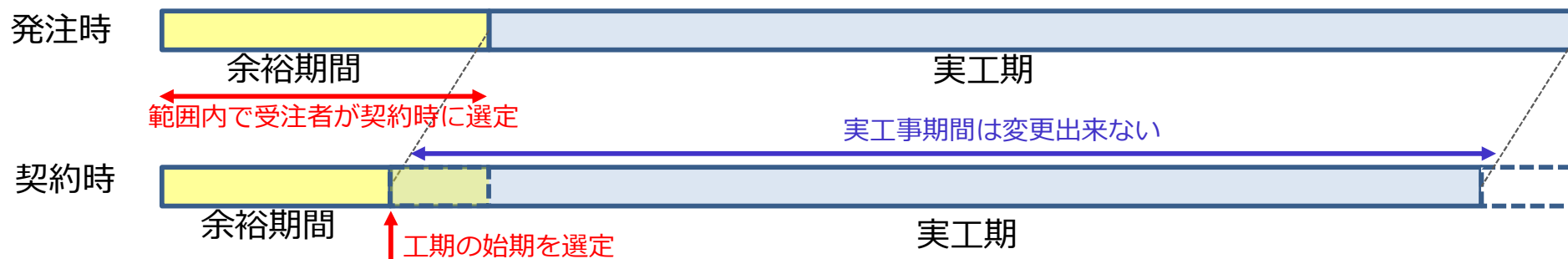
- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

- 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うための余裕期間を設定。
- 余裕期間は、実工事期間の40%を超えず、かつ5ヶ月を超えない範囲で設定。
- 余裕期間では、技術者の配置は必要なく、資機材の準備が可能
- 余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工事に着手できる。

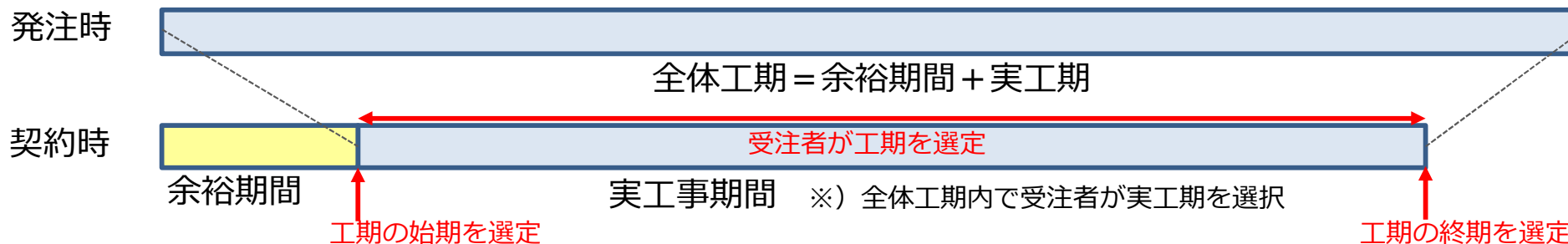
## ① 「発注者指定方式」 : 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



## ② 「任意着手方式」 : 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



## ③ 「フレックス方式」 : 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



○ 平準化の好事例を共有することにより、地方公共団体における施工時期の平準化に関する取組を推進するため、「地方公共団体における平準化の取組事例(さしすせそ事例集)」を作成・公表(最終改定:令和2年4月)

○ 地方公共団体における平準化の促進に向けた取組「さ・し・す・せ・そ」※の実施事例について紹介

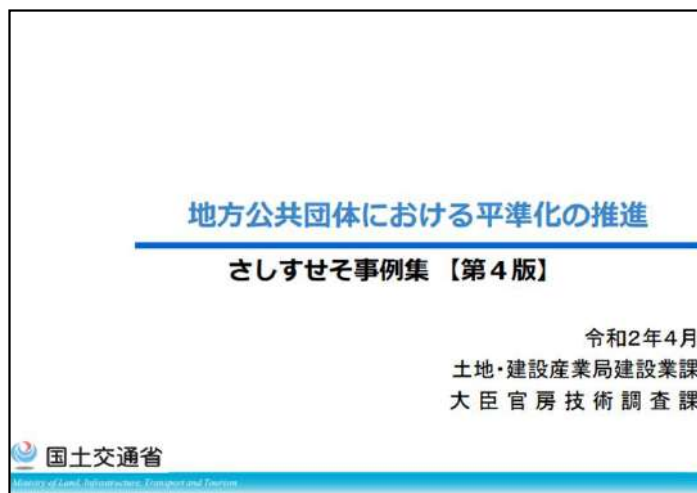
※(さ)債務負担行為の活用

・工期1年未満の工事における債務負担行為の活用・ゼロ債務負担行為の積極的な活用・交付金事業等での積極的な活用

(し)柔軟な工期設定 (す)速やかな繰越手続 (せ)積算の前倒し (そ)早期執行のための目標設定等

・執行率等の設定・発注見通しの公表

## 表紙・構成



1. 平準化の概要
2. 債務負担行為の活用
3. 柔軟な工期設定(余裕期間制度の活用)
4. 速やかな繰越手続
5. 積算の前倒し
6. 早期執行のための目標設定等(参考資料)

周知用URL(国土交通省HPより)

<https://www.mlit.go.jp/common/001344000.pdf>

## 掲載例



ポイント1

「さ・し・す・せ・そ」それぞれの取組事例について、都道府県、政令市、市、町村の種類別で掲載

ポイント2

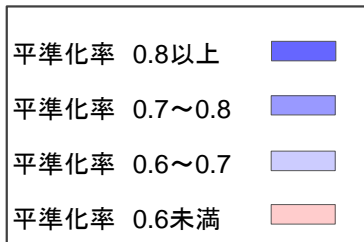
一部の取組については、工事の年間発注件数に占める実施割合(件数比)を掲載

ポイント3

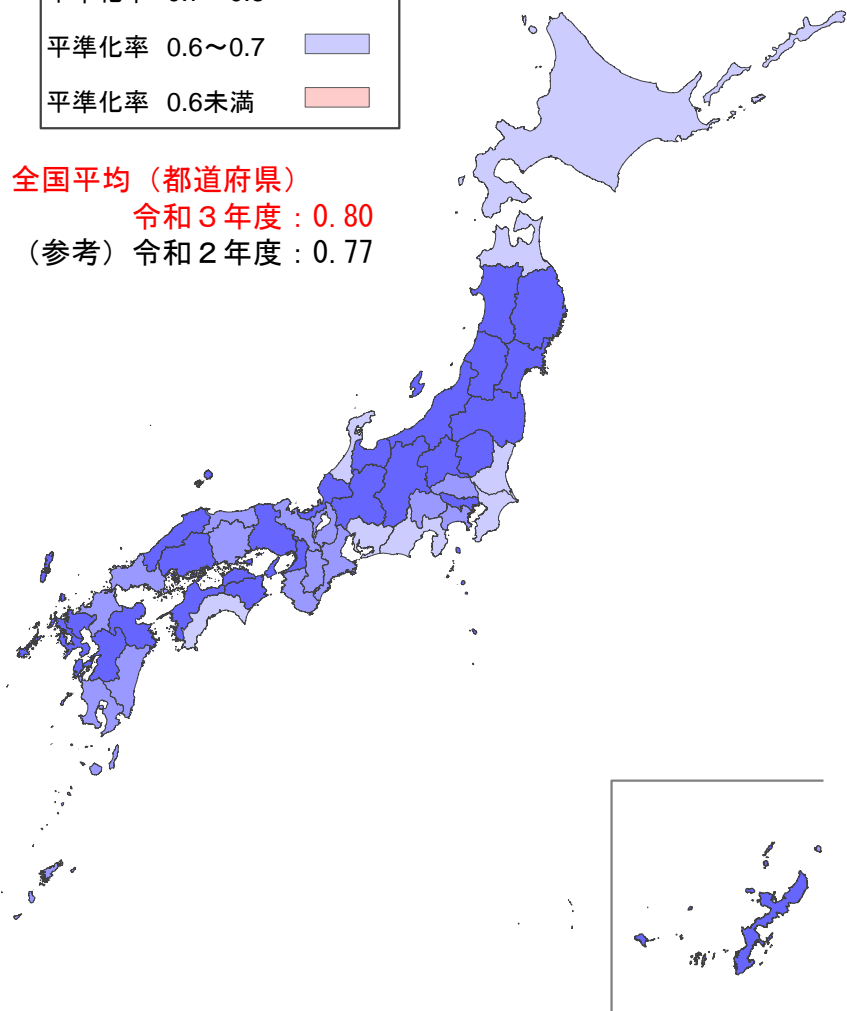
平準化の必要性や意義、効果、取組方法について紹介  
→ 財政部局や土木以外の発注部局における理解の促進

# [施工時期の平準化] 地方公共団体の進捗状況

## 都道府県の平準化率の状況



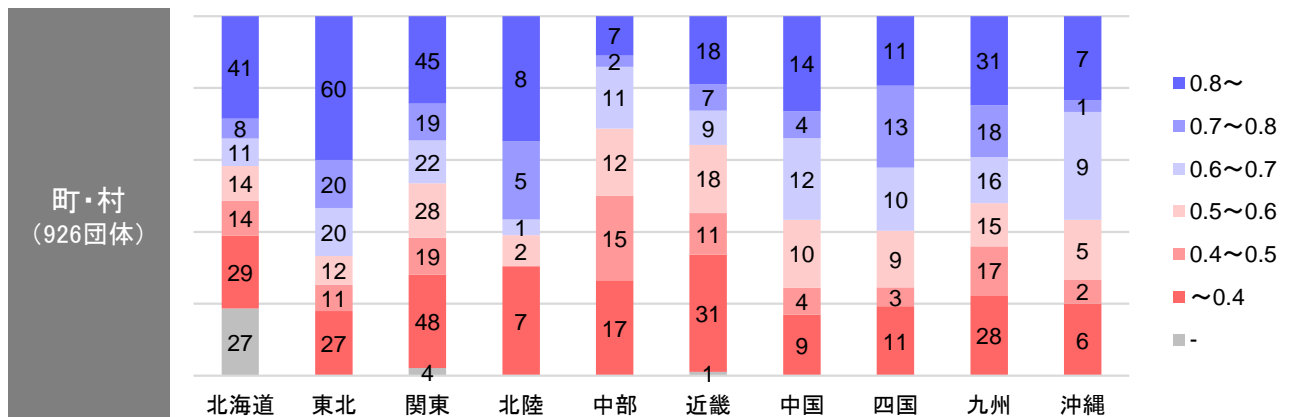
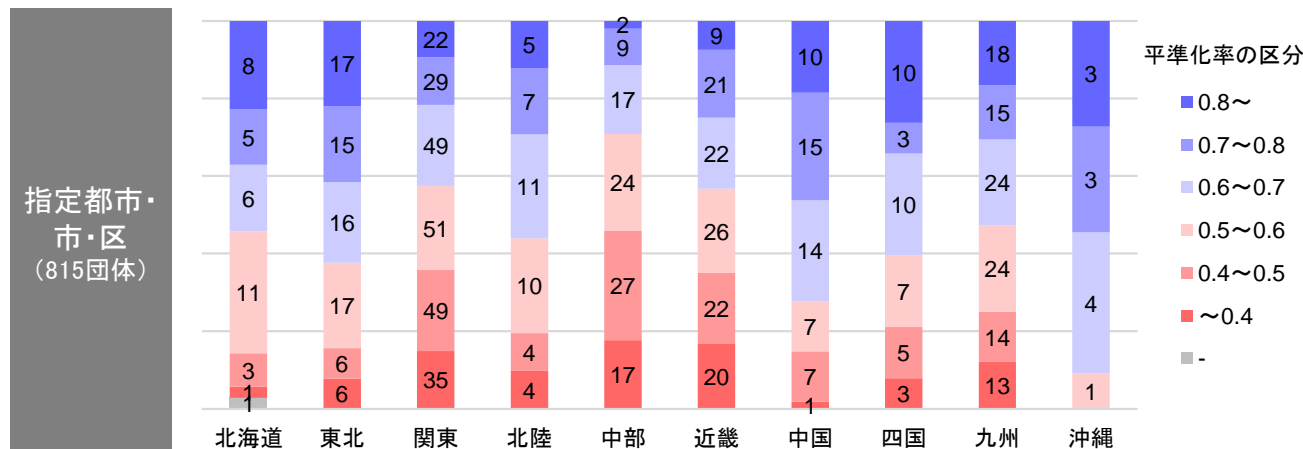
全国平均（都道府県）  
令和3年度：0.80  
（参考）令和2年度：0.77



## 指定都市・市区町村の平準化率の状況

### 地域別の平準化率の区分分布（令和3年度）

※グラフ内の数字は地方公共団体数



### 地域別の平準化率の平均値（指定都市・市区町村）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
令和3年度	0.62	0.65	0.68	0.60	0.66	0.52	0.55	0.66	0.64	0.62	0.69
令和2年度	0.57	0.64	0.56	0.57	0.58	0.51	0.56	0.62	0.64	0.54	0.64

※地域区分

北海道：北海道  
東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県  
関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県  
北陸：新潟県、石川県、富山県  
中部：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県  
四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県  
九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県  
沖縄：沖縄県

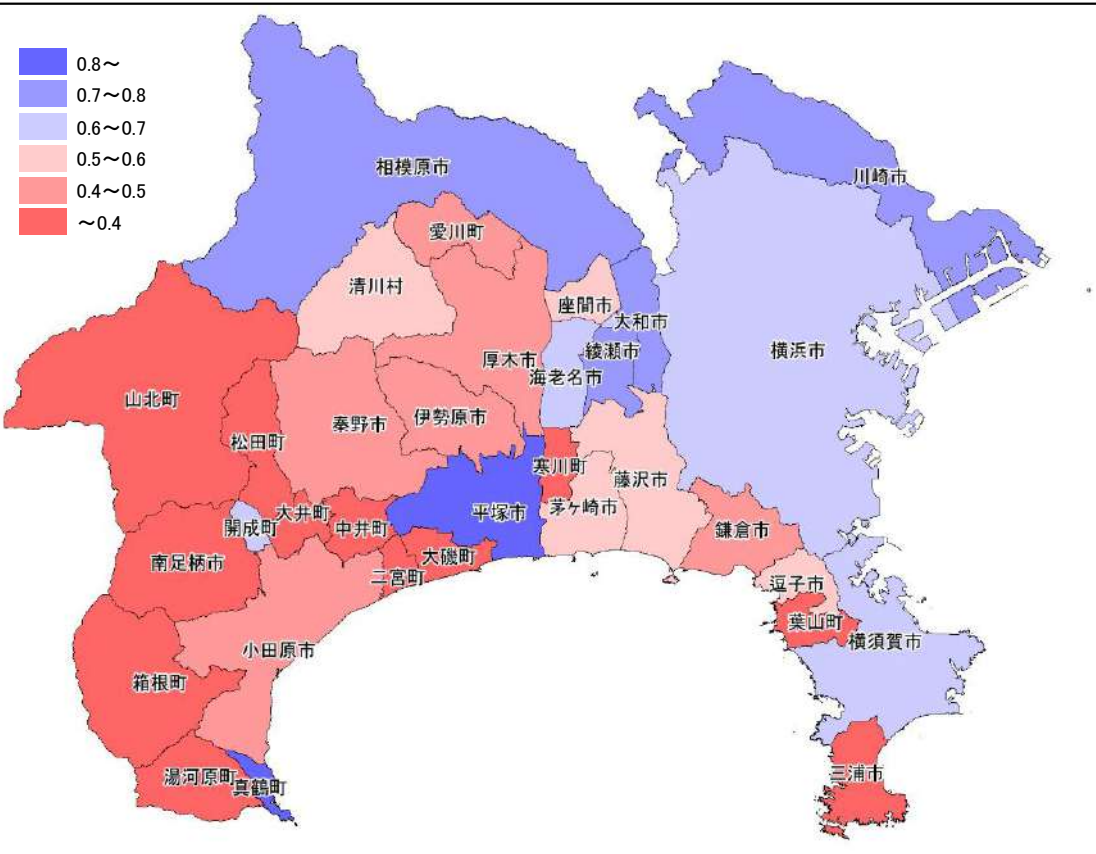
※平準化率の定義：4~6月期の月あたり工事平均稼働件数/年度全体の月あたり工事平均稼働件数  
※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出  
(1件当たり500万円以上の工事を対象・令和3年度実績)

○ 地方公共団体における施工時期の平準化の進捗・取組状況について、「見える化」を実施（最新版は令和5年1月公表）

○ 主に以下の項目を「見える化」

- 平準化率
- 平準化の取組状況（「さしすせそ」の取組）

(例) 神奈川県



神奈川県	0.71	横浜市	0.68	川崎市	0.76	相模原市	0.78
	サシス セソ		サシス セソ		サシス セソ		サシス ソ

横須賀市	0.64	逗子市	0.59	海老名市	0.61	大磯町	0.33	開成町	0.67
	ス		スセ		スセ		スセソ		サス
平塚市	0.88	三浦市	0.31	座間市	0.58	二宮町	0.38	箱根町	0.29
	サ		ス		サスセ ソ		スセ		-
鎌倉市	0.41	秦野市	0.49	南足柄市	0.21	中井町	0.30	真鶴町	0.80
	サセ		サスセ ソ		スセソ		ソ		スセソ
藤沢市	0.52	厚木市	0.47	綾瀬市	0.76	大井町	0.29	湯河原町	0.25
	サシス セソ		サスセ ソ		サスセ		ス		ス
小田原市	0.41	大和市	0.71	葉山町	0.38	松田町	0.00	愛川町	0.41
	サスセ		サスセ ソ		サシス セ		サスソ		サスセ ソ
茅ヶ崎市	0.59	伊勢原市	0.42	寒川町	0.30	山北町	0.32	清川村	0.50
	スセソ		サスソ		-		スソ		ソ

※人口10万以上の市については市名に下線を付記(出典:総務省「令和2年国勢調査」)

(上段:平準化率)

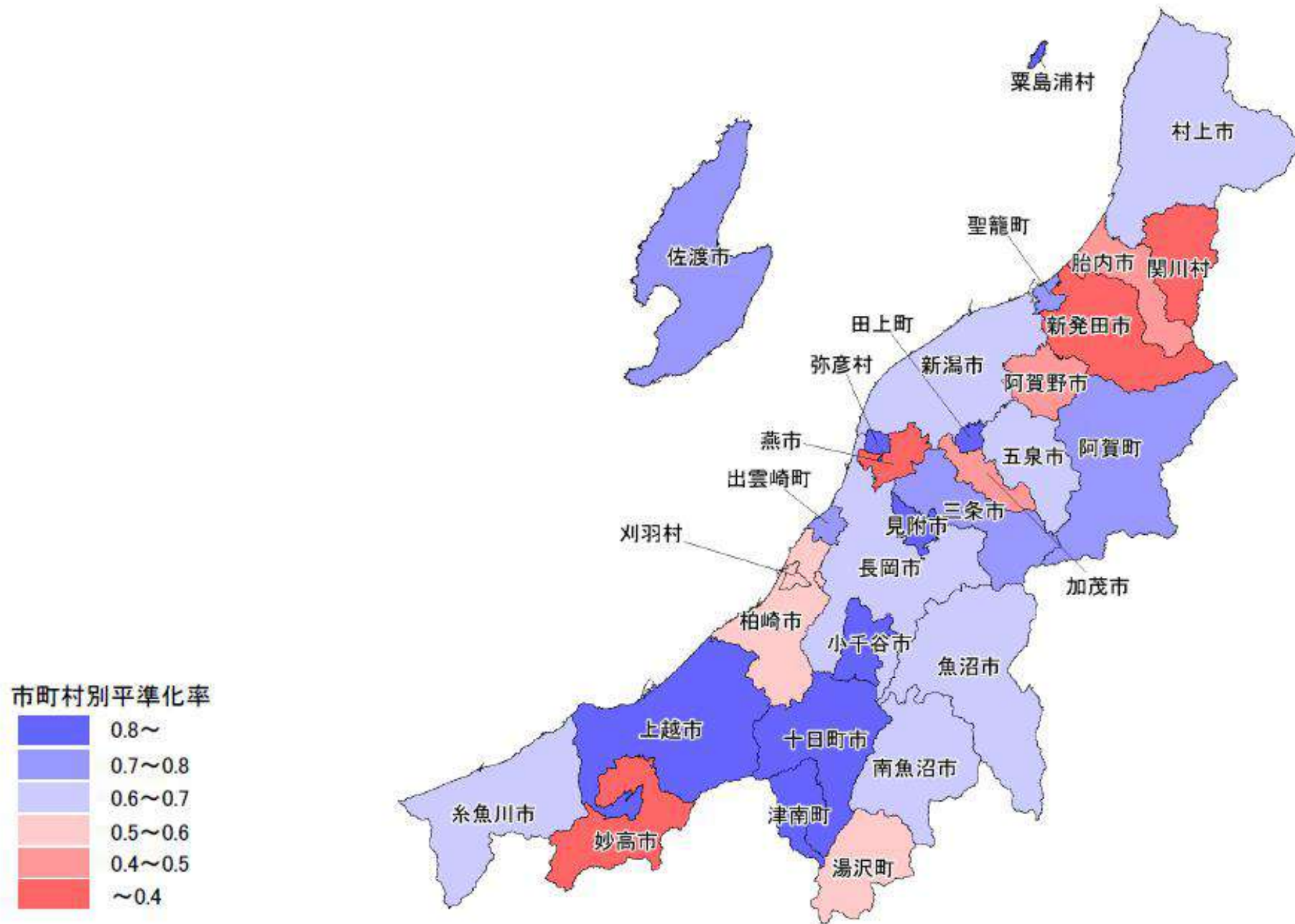
※定義:4~6月期の月あたり工事平均稼働件数/年度の月あたり工事平均稼働件数

※「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出(令和3年度実績。1件当たり500万円以上)

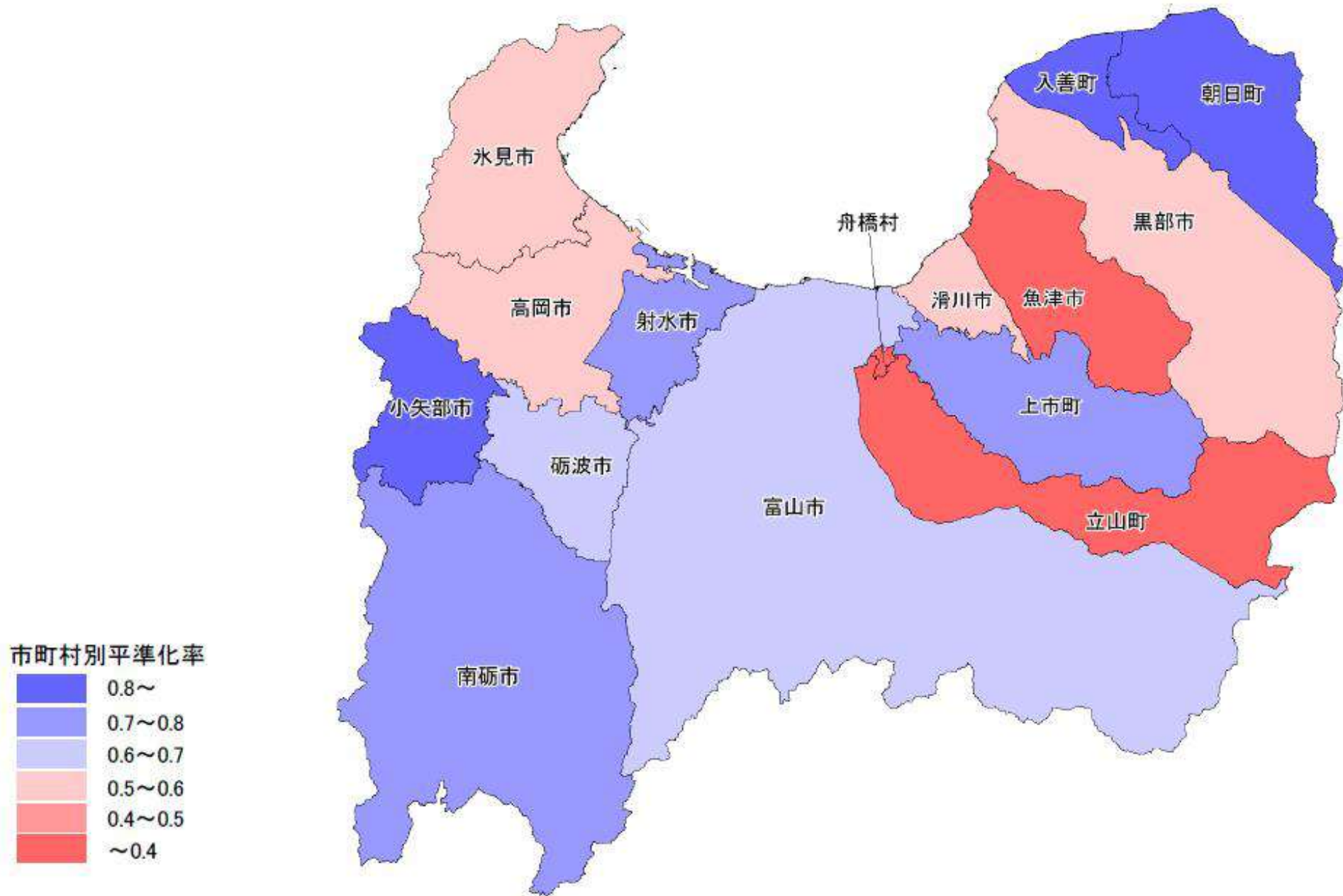
(下段:該当する「さしすせそ」の取組状況)

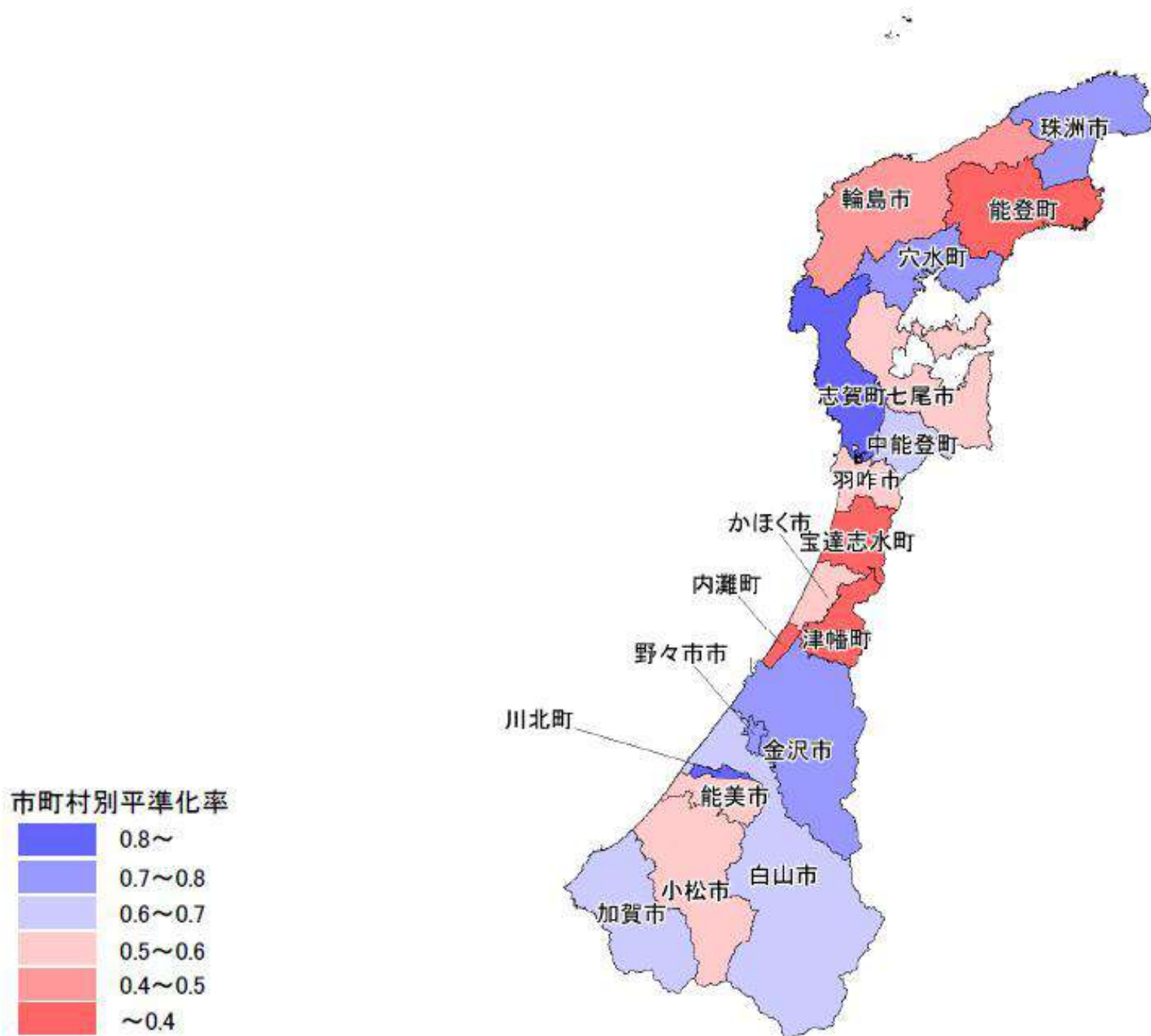
※令和3年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和3年10月1日時点)より算出

※実績なしの地方公共団体は「-」と表示









## 講演

日時：令和4年11月28日（月） 13:00～ （第175回建設運輸委員会）  
講演者：国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長 岩下 泰善  
講演題：『地域の安全・安心を支える建設産業の持続的な発展に向けて』



## 概要

### ○背景・目的

入札契約制度の適正化に向けた取組は、各地方公共団体における取組に加えて議会の理解も不可欠  
（例：施工時期の平準化に資する債務負担行為の設定や速やかな繰越手続は、議会の承認が必要であり特に関わりが深い）

→地域の安全・安心を支える建設産業の役割・課題や入札契約適正化に向けた取組の重要性等について、  
全国市議会議長会を通じて市議会議長に直接働きかけを実施

→“施工時期の平準化”や“ダンピング受注の防止”など、各地方公共団体における取組を一層推進

### ○講演内容

1. 地域の安全・安心を支える建設産業の役割・課題
2. 5か年加速化対策・令和5年度予算概算要求
3. 建設業の賃金引上げに向けた取組
4. 建設資材の価格高騰
5. 働き方改革等の推進



→令和4年12月には、全国町村議会議長会会員専用HPに本講演資料を掲載し、町村議会の議長にも働きかけ

# 農林部局等を含めた公共工事の入札及び契約の適正化に向けた取組の推進(通知発出)

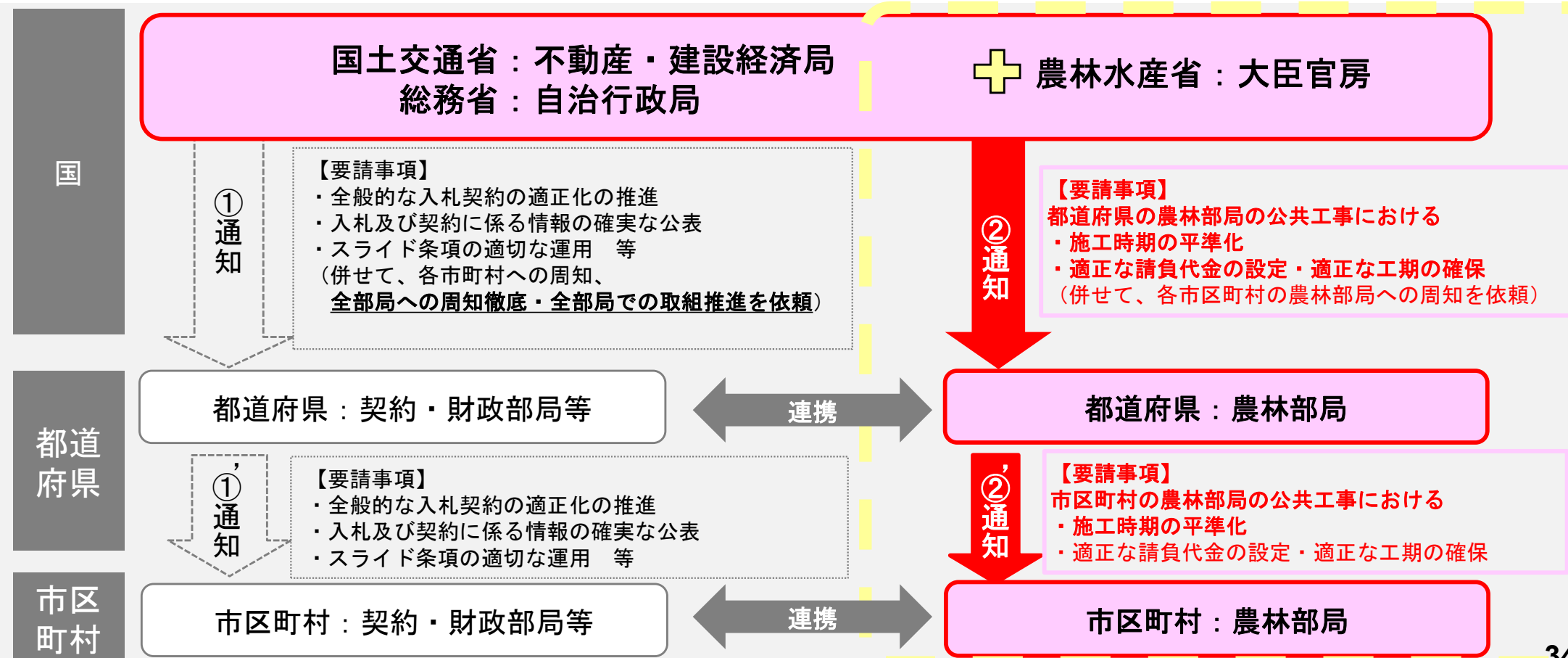
○ 公共工事の入札契約の適正化は、適正な施工の確保・適正な労働環境整備による担い手確保等のため重要  
 ⇒ 地方公共団体のすべての公共工事発注部局における入札契約の適正化の取組推進を要請※<sup>1</sup> (下図①通知)

○ 一方、公共工事の予算規模が大きい農林部局においては、土木部局と比較して取組が遅れており、  
**施工時期の平準化、適正な請負代金の設定・適正な工期の確保等の取組の一層の推進が重要**  
 ⇒ **総務省・農林水産省と連名で、地方公共団体の農林部局に対して働きかけ**を実施 (下図②通知)

※<sup>1</sup> 「地方公共工事の入札及び契約の適正化に向けた取組について」(令和5年4月5日付け総行第142号・国不入企第42号)

※<sup>2</sup> 「地方公共団体における農林部局等を含めた公共工事の入札及び契約の適正化に向けた取組について」(令和5年5月19日付け総行第200号・5予第358号・国不入企第11号)

## 農林部局等を含めた公共工事の入札及び契約の適正化に向けた取組の推進 (通知概要)



## 4 処遇改善(賃上げ)に向けた取組

---

## 岸田内閣総理大臣年頭記者会見(令和5年1月4日)(抄)

今年の春闘について、連合は5パーセント程度の賃上げを求めています。是非、インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたいと思います。政府としても、最低賃金の引上げ、公的セクターで働く労働者や政府調達に参加する企業の労働者の賃金について、インフレ率を超える賃上げが確保されることを目指します。

## 第7回 物価・賃金・生活総合対策本部(令和5年2月24日)(抄)

また、齊藤国土交通大臣におかれては、本日、報告のあった、公共工事設計労務単価5.2パーセントの引上げが、現場に着実に届けられ、公共事業に参画する企業で働く方々の賃上げにしっかりつながるよう万全の対応を進めてください。



## 岸田内閣総理大臣記者会見(令和5年9月13日)(抄)

新しい資本主義に向けた取組を加速し、物価上昇率プラス数パーセントの賃上げを継続的に実現するための政策...を進め、デフレからの脱却を確実なものとしてまいります。

## 第二百十二回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説(令和5年10月23日)(抄)

三十年来続いてきたコストカット経済からの...変化の流れを掴み取るために、持続的で構造的な賃上げを実現...させていく。「経済、経済、経済」、私は、何よりも経済に重点を置いていきます。

成長と分配が持続的に回っていく、物価上昇を十分に超える持続的賃上げが行われる経済を目指していきます。



## 開催概要

日時：令和5年9月19日 13:00～14:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、  
全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和6年度概算要求、建設業の賃金引上げ、働き方改革等の推進に向けた取組 等

- 公共工事予算の執行が順調であること、不調不落も減少傾向にあることなどから、十分な施工余力があることについて再確認。
- 前回の意見交換会で申し合わせた賃金引上げや工期の適正化については、国土交通省においても、各団体においても、様々な取組が進んでいることを確認。

### 【前回（令和5年3月）の申し合わせ】

- 本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めること
- 建設業の働き方改革に向けて、全ての関係者が週休2日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこと



意見交換会の様子

## 安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保、施工時期の平準化が必要

### 《特に強化すべき取組》

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表
- 技能者の処遇改善に資する施工時期の平準化推進(年間を通じた工事量の安定)

## 適正な予定価格の設定等

工事の円滑な施工確保や賃金引き上げの原資となる労務費の適正確保を図るため、適正な予定価格の設定に向けた取組の更なる強化が必要

### 《特に強化すべき取組》

- 最新の設計労務単価の早期適用等を含む労務費の最新の実勢価格反映
- 資材単価について最新の実勢価格を適切に予定価格に反映すること
- 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上
- 設計変更・契約変更等の適切な実施

## ダンピング対策の更なる徹底

賃金等の労働条件の悪化を防止し、工事の品質確保や、担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化が必要

### 《特に強化すべき取組》

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底によるダンピング受注の排除
- 調査基準価格等の水準の見直し
- 調査基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底

- 公共工事の受注者による適正な利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、①安定的・持続的な公共投資の確保とともに、②適正な予定価格の設定や、③ダンピング対策の更なる徹底 等を要請
- さらに、都道府県公契連等を通じて市町村を含む全ての地方公共団体に対して、直接働きかけを実施



## 日本建設業連合会

(令和5年3月30日会長通知、同年4月27日通知)

- 技能労働者の賃金水準の引上げについて  
日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言…」の2023年度の運用について、一次下請への見積り依頼に際して、技能労働者の賃金が概ね5%上昇する趣旨に適う適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとする。
- 「2023年7～9月を「4週8閉所」推進の活動強化期間とする件について」  
「4週8閉所」の推進に向けた活動の強化期間を定め…、会員各社において現場での4週8閉所の実施を促進する取組みに注力するよう依頼。

## 全国中小建設業協会

(令和5年5月16日理事会決議)

- 働き方改革宣言～選ばれる建設業を目指して～  
働き方改革の具体的な取組として、「賃上げにつながる好循環を継続し、未来を支える担い手の確保・育成に向けて、今年度は概ね5%の賃金アップを目指し、可能な取組みを行うこととする。  
・働き方改革をより実効のあるものとするため、全ての関係者が週休2日に向けて工期の適正化に取り組むこととする。」の取組を宣言。

## 全国建設業協会

(令和5年4月3日会長通知)

- 処遇改善及び働き方改革への取組について  
・さらなる賃上げの好循環を続けるため、各都道府県建設業協会においては概ね5%の賃上げを目指し、建設技能者の賃上げや下請契約での反映等の取組を会員企業に周知。  
・「目指せ週休2日+360時間(360ツープラスサンロクマル)運動」を推進。

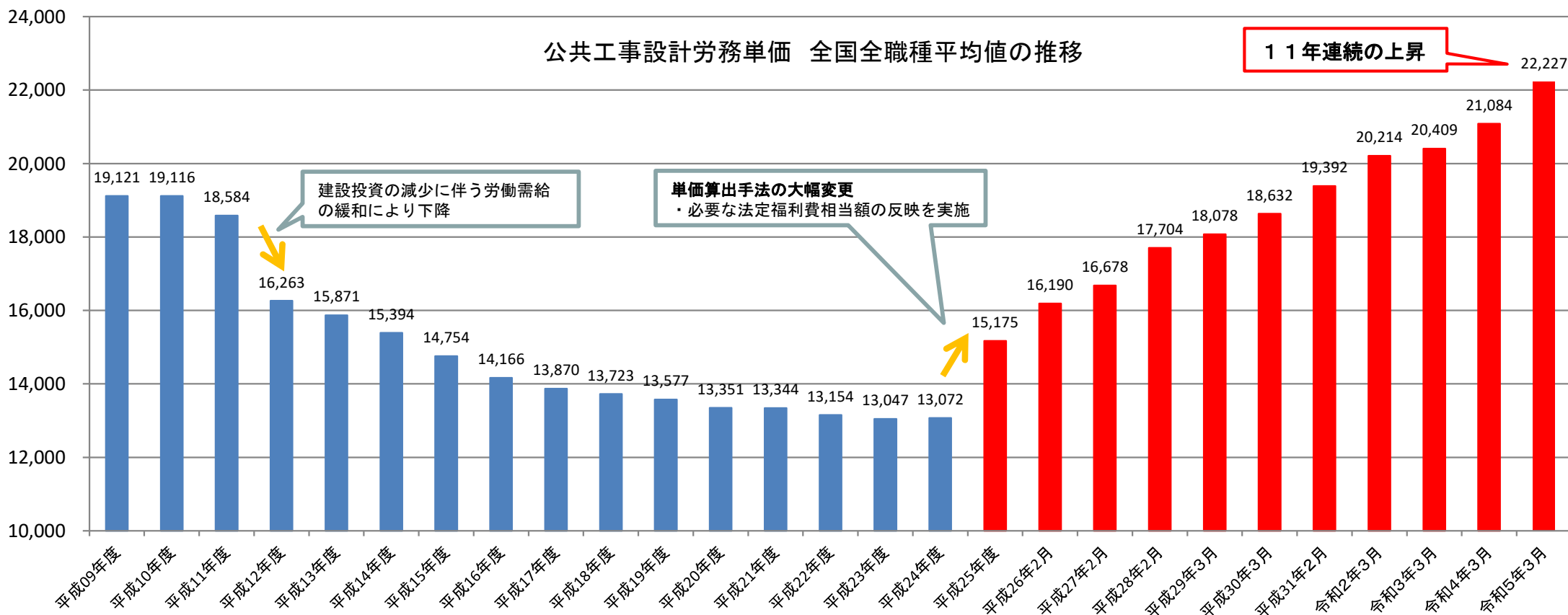
## 建設産業専門団体連合会

(令和5年4月3日会長通知)

- 国土交通大臣と建設業主要4団体の申し合わせについて  
請負契約を透明化し必要な経費が確保され下請各層まで労務費を行き渡らせる等、職人の処遇改善の環境を整えた上で、賃金の5%上昇、工期の適正化を目指す旨会員に周知。

# 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。  
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+65.5%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。 40

# 令和5年3月から適用する北陸3県(新潟、富山、石川県)公共工事設計労務単価について

## 【全 国】

全 職 種 (22,227円) 令和4年3月比 ; +5.2% (平成24年度比 ; +65.5%)

主要12職種※ (20,822円) 令和4年3月比 ; +5.0% (平成24年度比 ; +65.5%)

## 【北陸3県】

全 職 種 (23,601円) 令和4年3月比 ; +5.5% (平成24年度比 ; +74.6%)

主要12職種 (22,807円) 令和4年3月比 ; +5.7% (平成24年度比 ; +75.8%)

全国平均より高い伸率で上昇

## 主要12職種の北陸3県平均値と全国平均値

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

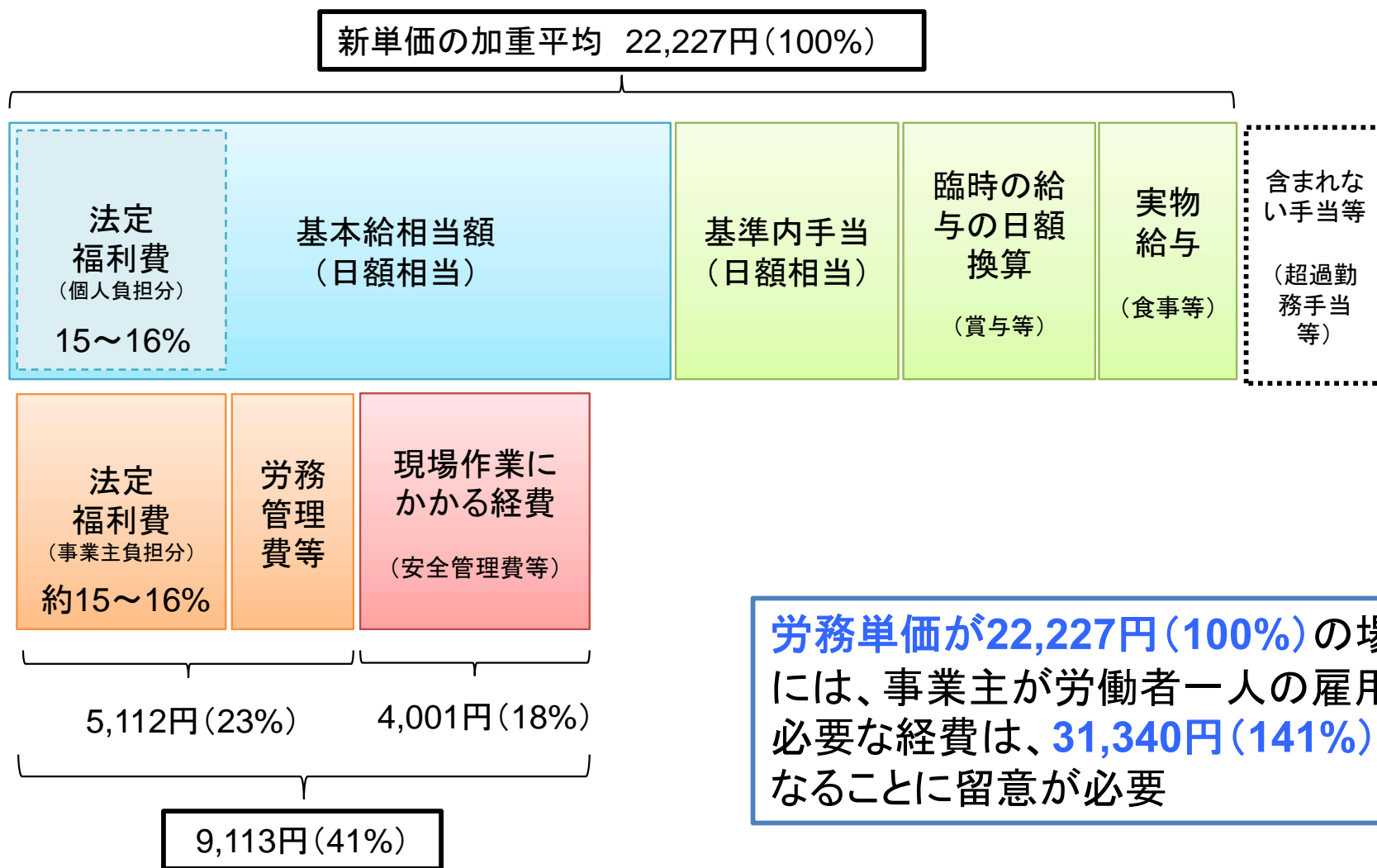
職種	3県平均値	全国平均値	職種	3県平均値	全国平均値
特殊作業員	26,500円	24,074円	運転手(一般)	21,900円	21,859円
普通作業員	21,766円	20,662円	型枠工	26,700円	27,162円
軽作業員	17,833円	15,874円	大工	26,666円	26,657円
とび工	27,366円	26,764円	左官	26,066円	25,958円
鉄筋工	28,233円	26,730円	交通誘導警備員A	16,833円	15,967円
運転手(特殊)	25,200円	25,249円	交通誘導警備員B	14,533円	13,814円

注) 全国平均値は加重平均値、3県平均値は単純平均値で算出

# 「公共工事設計労務単価」と、「雇用に伴う必要経費」の関係

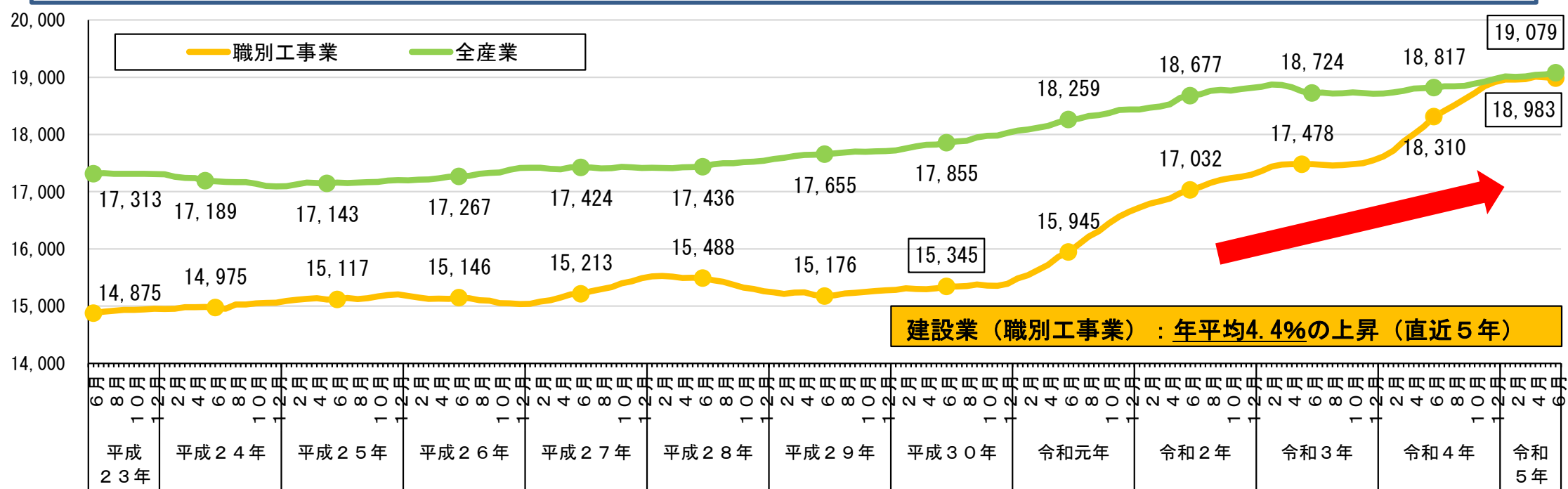
- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として**労務単価**を設定  
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、事業主が負担すべき**必要経費**(法定福利費、安全管理費等)は含まれていない。
- 事業主が下請代金に**必要経費分**を計上しない、又は下請代金から**必要経費**を値引くことは**不当行為**

## ※イメージ図



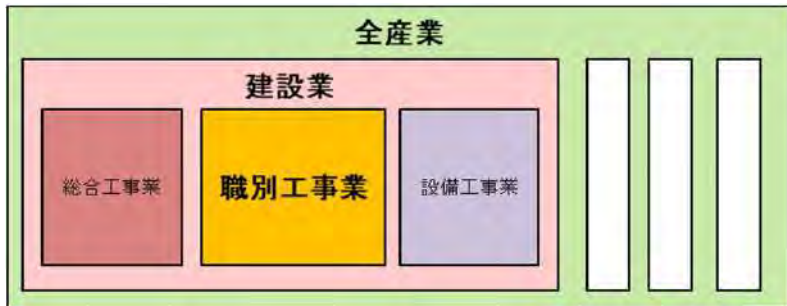
# 建設業(職別工事業)の一日当たりの賃金の推移

- これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の賃金は着実に上昇してきたところ。
- 今後も、未来を支える担い手の確保・育成のため、優れた技能レベルや厳しい労働環境に相応しい賃上げに取り組む必要がある。

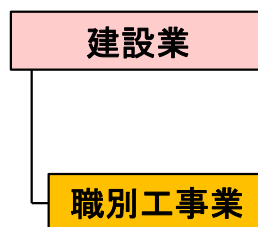


※所定内給与および特別に支払われた給与の和を所定労働時間8時間あたりに換算  
 ※ボーナスを含み、超過勤務手当を含まない

## (産業分類のイメージ)



## (定義)



主として注文又は自己建設によって**建設工事を施工する事業所**が分類される  
 (ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない)

主として**下請として**工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための**建設工事を行う事業所**が分類される  
 (ただし、設備工事を行う事業所は設備業に分類される)

## 1. 趣旨

- 建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図ることを目的として、民間発注者を含め官民のCCUSの推進体制の構築を行い、建設キャリアアップシステムを中心に労務費・法定福利費・建退共等を一体的に推進する
- 建設業の担い手確保の一環として、社会保険未加入対策を推進してきた「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的に改組した協議会

## 2. 主な議題

- 社会保険加入の徹底、建設キャリアアップシステムの普及推進、建設技能者の適切な賃金水準の確保、建設業退職金共済制度など

## 3. 構成団体等

- 次頁のとおり

## 4. その他

- 地方ブロック毎に設置している建設キャリアアップシステム処遇改善推進地方協議会において、地方における取組の推進や浸透を図っていく

建設キャリアアップシステムの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため、「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を設置。 ※「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的改組

## 構成団体等（合計106団体）

### 学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大建築学部教授 ◎

### 建設業団体(82団体)

- (一財) 中小建設業住宅センター
- (一社) 建設産業専門団体連合会 ○
- (一社) 建築開口部協会
- (一社) 住宅生産団体連合会
- (一社) 消防施設工事協会
- (一社) 情報通信エンジニアリング協会
- (一社) 全国基礎工事業団体連合会
- (一社) 全国クレーン建設業協会
- (一社) 全国建行協
- (一社) 全国建設業協会 ○
- (一社) 東京建設業協会
- (一社) 全国建設産業団体連合会
- (一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
- (一社) 全国建設室内工事業協会
- (一社) 全国タイル業協会
- (一社) 全国ダクト工業団体連合会
- (一社) 全国中小建設業協会
- (一社) 全国中小建設工事業団体連合会
- (一社) 全国鐵構工業協会
- (一社) 全国道路標識・標示業協会
- (一社) 全国特定法面保護協会
- (一社) 全国防水工事業協会
- (一社) 全日本瓦工事業連盟
- (一社) 鉄骨建設業協会
- (一社) 日本アンカー協会
- (一社) 日本ウェルポイント協会
- (一社) 日本ウレタン断熱協会
- (一社) 日本運動施設建設業協会
- (一社) 日本海上起重技術協会
- (一社) 日本型枠工事業協会
- (一社) 日本機械土工協会
- (一社) 日本基礎建設協会
- (一社) 日本橋梁建設協会
- (一社) 日本金属屋根協会
- (一社) 日本空調衛生工事業協会
- (一社) 日本グラウト協会
- (一社) 日本計装工業会
- (一社) 日本建設業経営協会
- (一社) 日本建設業連合会 ○
- (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
- (一社) 日本建設組合連合
- (一社) 日本建築板金協会
- (一社) 日本在来工法住宅協会
- (一社) 日本左官業組合連合会
- (一社) 日本サッシ協会
- (一社) 日本シャッター・ドア協会
- (一社) 日本潜水協会
- (一社) 日本造園組合連合会
- (一社) 日本造園建設業協会
- (一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
- (一社) 日本電設工業協会
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) 日本塗装工業会
- (一社) 日本鳶工業連合会
- (一社) 日本トンネル専門工事業協会
- (一社) 日本内燃力発電設備協会
- (一社) 日本配管工事業団体連合会
- (一社) 日本保温保冷工業協会
- (一社) 日本屋外広告業団体連合会
- (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- (一社) ビルディング・オートメーション協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
- (一社) フローリング協会
- (一社) マンション計画修繕施工協会

- (公財) 建設業適正取引推進機構
- (公社) 全国解体工事業団体連合会
- (公社) 全国鉄筋工事業協会
- (公社) 日本エクステリア建設業協会
- 全国圧接業協同組合連合会
- 全国板硝子工事協同組合連合会
- 全国管工事業協同組合連合会
- 全国建設業協同組合連合会
- 全国建設労働組合総連合 ○
- 全国建具組合連合会
- 全国ポンプ・圧送船協会
- 全国マステック事業協同組合連合会
- 全日本板金工業組合連合会
- ダイヤモンド工事業協同組合
- 日本外壁仕上業協同組合連合会
- 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 日本室内装飾事業協同組合連合会

### 建設業関係団体(8団体)

- (一財) 建設業振興基金
- 建設業労働災害防止協会
- (公財) 建設業福祉共済団
- (公社) 全国ビルメンテナンス協会
- 全国社会保険労務士会連合会
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 日本行政書士会連合会
- 日本建設産業職員労働組合協議会

### 国土交通省

- 大臣官房会計課
- 大臣官房技術調査課
- 大臣官房官庁営繕部計画課
- 不動産・建設経済局建設業課
- 不動産・建設経済局建設市場整備課(事務局)

### 発注者団体(16団体)

- (一社) 全国住宅産業協会
- (一社) 日本ガス協会
- (一社) 日本経済団体連合会
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会
- (一社) 日本自動車工業会
- (一社) 日本電機工業会
- (一社) 日本民営鉄道協会
- (一社) 不動産協会
- (一社) 不動産流通経営協会
- (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
- (公社) 全日本不動産協会
- (公社) 日本建築家協会
- (公社) 日本建築士会連合会
- (公社) 日本建築積算協会
- 電気事業連合会
- 日本商工会議所

### オブザーバー(地方関係団体)

- 全国市長会
- 全国知事会
- 全国町村会

### 行政関係機関

- 厚生労働省
- 労働基準局労働保険徴収課
- 職業安定局雇用保険課
- 職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室
- 雇用環境・均等局勤労者生活課
- 保険局保険課全国健康保険協会管理室
- 年金局事業管理課
- 日本年金機構 厚生年金保険部

◎:会長 ○:副会長(4)

## 開催概要

日時：令和5年6月15日 10:00～12:00

出席者：産：専門工事業団体を含む建設業団体、発注者団体等（WEB参加含む89団体）  
官：国土交通省、厚生労働省等  
学：芝浦工業大学 蟹澤 宏剛

開催趣旨：建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び公平で健全な競争環境の構築に向け産官学で構成された協議会を開催し、技能者の更なる処遇改善に関する取組を推進

テーマ：①大臣と建設業団体の意見交換会等を踏まえた賃上げに向けた取組について  
（**CCUSレベル別年収試算の公表**等）

- ②適切な法定福利費の確保について
- ③協議会重点課題について（総括）
- ④その他情報提供

○ **CCUSレベル別賃金目安の公表**、能力評価の促進、法定福利費の確保等について議論を行い、以下の内容について、**関係者で確認**を行った。

- ① CCUSを通じて、技能者が適切に処遇され働き続けられる環境を実現するよう、元請企業による環境整備、CCUSの現場管理機能の充実、業界と連携した技能者の賃金上昇につながる取組を推進  
また、**CCUSレベル別年収試算を活用した賃上げに向けた取組のためにも能力評価を促進**
- ② 公平・健全な競争環境の確保のため、**働き方自己診断チェックリストの活用促進、一人親方の実態把握の強化**等の取組を推進
- ③ 就労実績に応じた退職金の支払がなされるよう、**建退共・CCUS連携の利用促進**、公共工事における**発注者による掛金納付の履行確認の徹底**等の取組を推進
- ④ 大臣と4団体の意見交換会等を踏まえて**賃上げに向けて官民で協働**するとともに、**法定福利費の確保等、適正取引の推進**



第2回協議会の様子（令和4年10月6日）

## 整備局等における地方連絡協議会の開催等について

協議会における取組の地方における定着を図るため、各整備局等において、令和5年度第1回協議会の内容等を踏まえて、地方連絡協議会の開催を予定。



# 建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善

## ～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

### STEP 1

システムへの登録促進  
元請・専門工事企業の登録を促進  
CCUSの登録や現場運用の周知・理解促進

### STEP 2

現場での利用の促進  
元請による現場カードリーダー等の設置促進  
技能者による就業履歴の蓄積の促進

### STEP 3

技能者の処遇等への反映  
技能者の能力評価の普及と処遇への反映を推進

新3Kの実現  
(給料・休日・希望)

技能者の技能・経験の評価

技能者の入職・定着促進

#### STEP1 システムへの登録促進

- ◎ 登録等のサポート体制
  - ・CCUSサテライト説明会
  - ・CCUS認定アドバイザー等
- ◎ 機器設置等に対する助成制度

#### STEP2 現場での利用の促進

- ◎ 経営事項審査における加点評価
- ◎ 公共工事における企業評価
  - ・総合評価やモデル工事での加点
- ◎ 社保加入の確認など、現場管理での活用

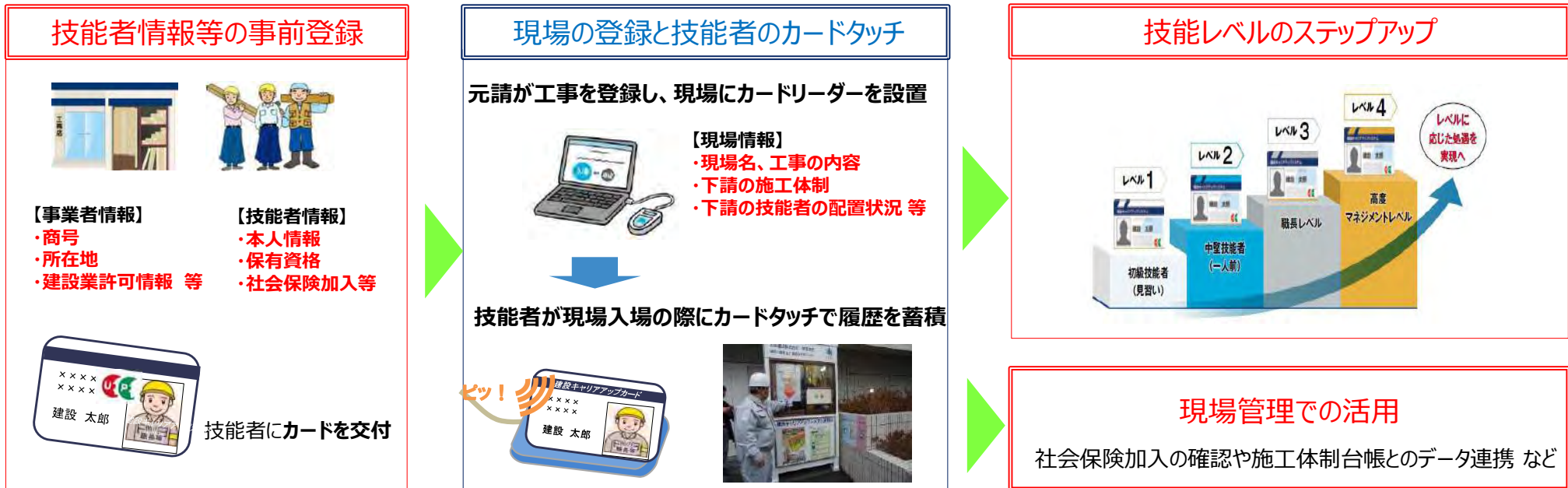
#### STEP3 技能者の処遇等への反映

- ◎ 週休2日の推進への活用
  - ・公共発注者による利活用
- ◎ 退職金(建退共)制度との連携
- ◎ 技能者のCCUSレベルに応じた手当て支給の促進
- ◎ 技能者の技能・経験に応じた賃金
  - ・労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験別の賃金実態を調査し、レベル別の賃金目安を示すなど、労務費と能力評価を連携
- ◎ 施工能力等の見える化評価

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

## <建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金

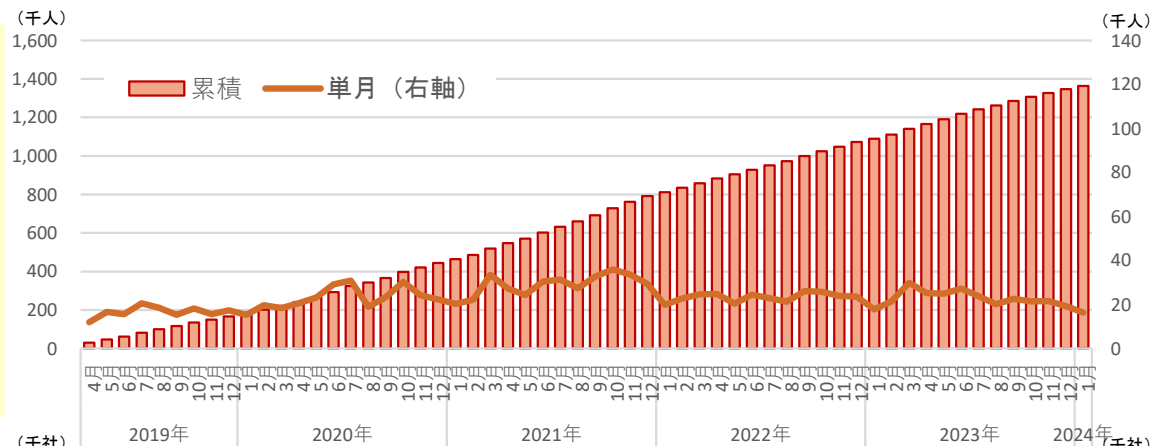


- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
  - ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）
- 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

## 技能者の登録数

**136.2万人が登録**

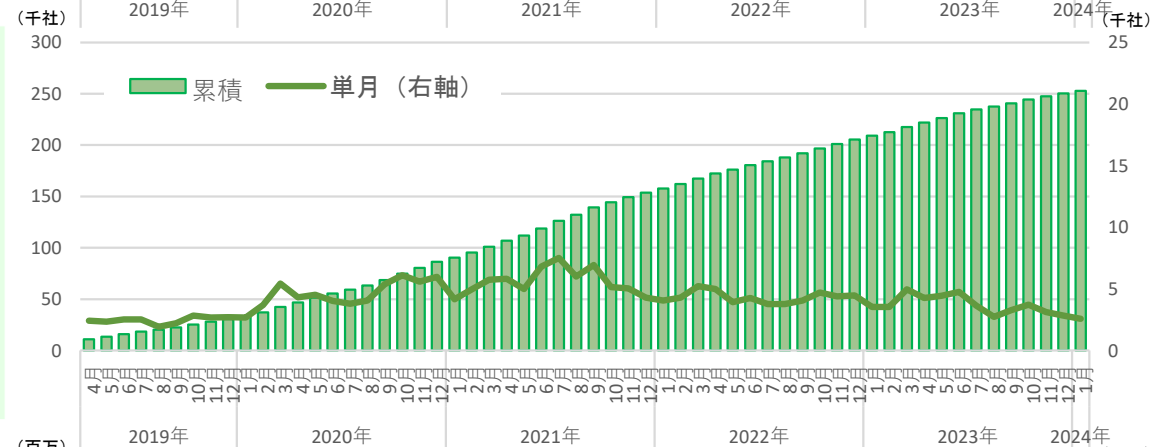
※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人



## 事業者の登録数

**25.2万社が登録**

※うち一人親方は8.3万社

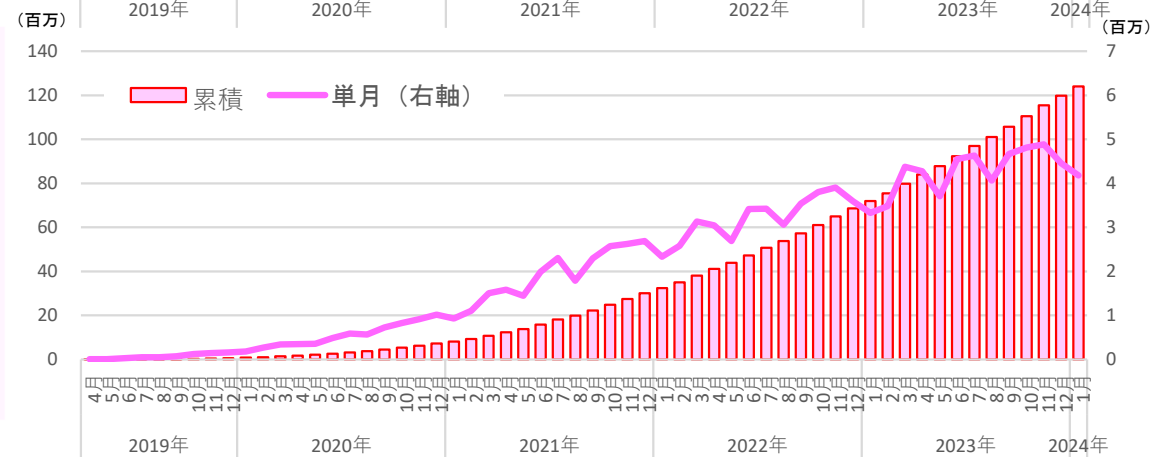


## 就業履歴数

**現場での利用は増加傾向**

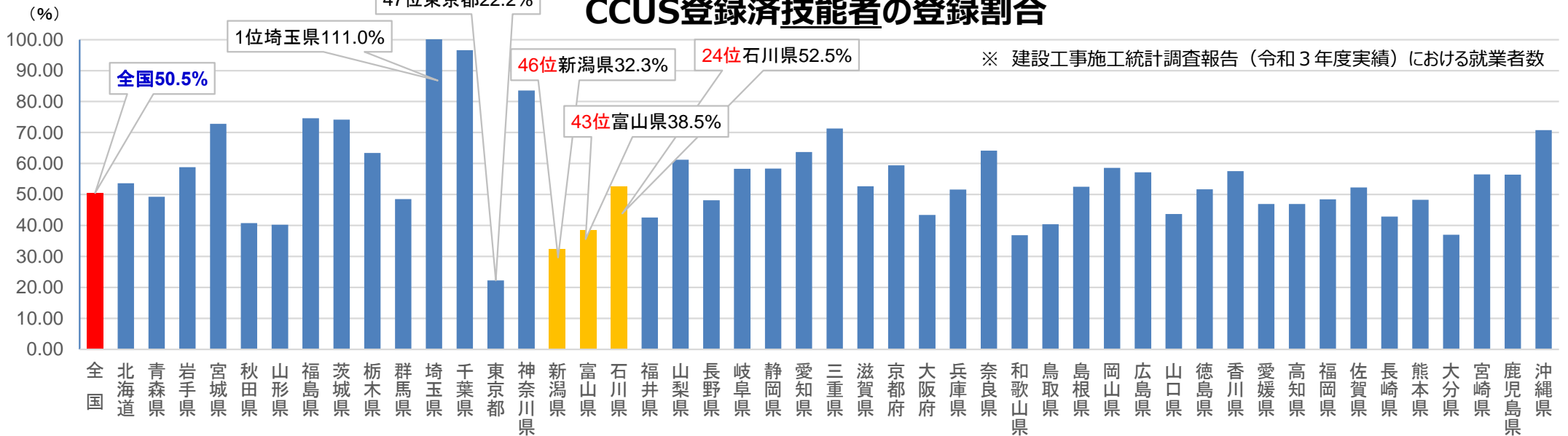
累積就業履歴数 10,000万突破

※1月は417.9万履歴を蓄積

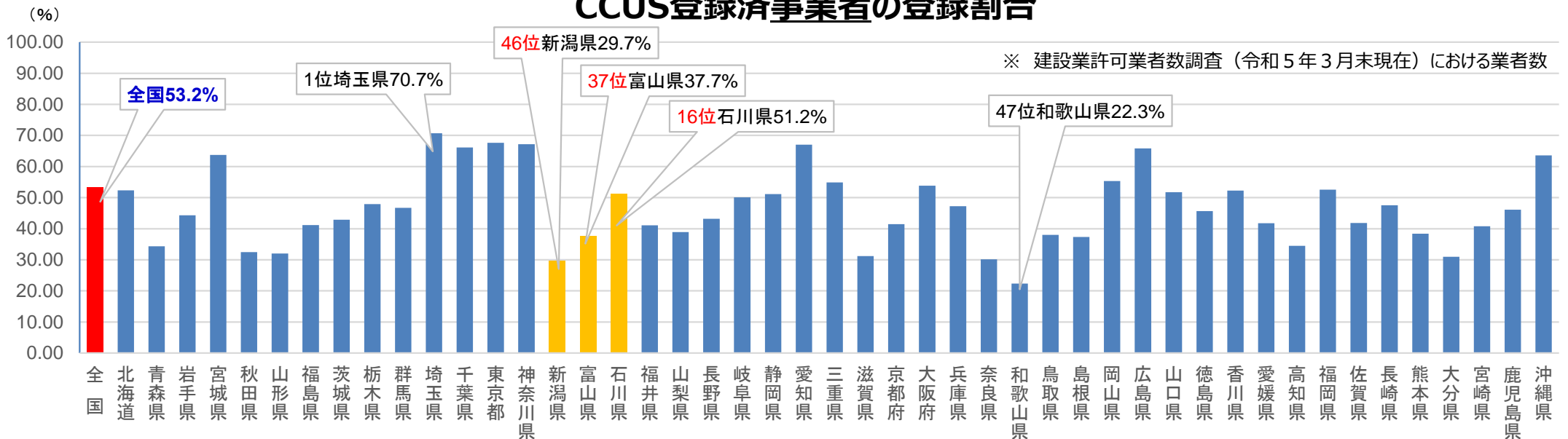


出所:建設業振興基金データより国土交通省

## CCUS登録済技能者の登録割合



## CCUS登録済事業者の登録割合



## 元請による現場利用等の状況

○元請による現場利用（現場登録）は、公共・民間工事とも広がり。元請ゼネコンの事業者登録も、規模の大きな企業を中心に進展

### CCUSが利用された現場数（現場登録数、R4年度実績）

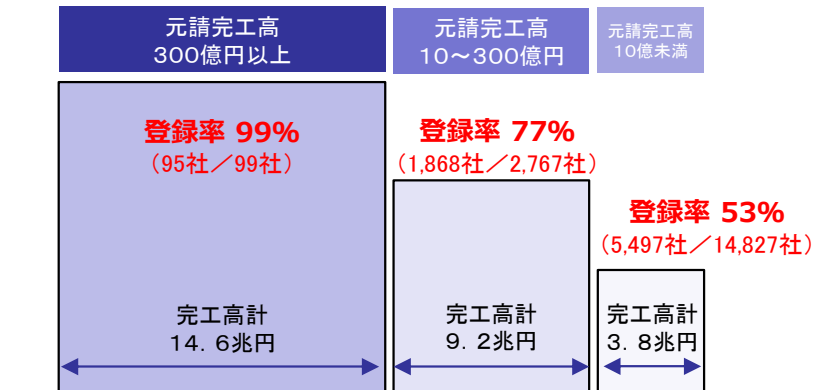


### 元請の企業規模(完工高)別でみたCCUS利用現場数（現場登録数、R4年度実績）



※ 上記のほか、戸建住宅メーカー等数社により、11,000現場弱が登録  
 ※ CCUS上で現場登録が完了しており、就業履歴登録を行うことができる工事現場数について、(2022年度登録分)を集計  
 ※ 100億未満「等」には、CCUSの現場情報と経審情報を連携させられない先(=完工高不明先)も含まれている

### 元請建設業団体会員企業による事業者登録の状況



※経審受審企業の完工高を集計。元請建設業団体会員企業には全中建の会員を含まない。2023年3月末現在。

## 公共工事におけるCCUS現場利用の促進

○元請の現場利用促進のため、国直轄工事をはじめ、都道府県や独法等による公共工事モデル工事等が拡大

国直轄工事	地方公共団体	独法・特殊会社
<p><b>【土木工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ CCUS義務化・活用推奨モデル工事 (義務化: 全国で76件(R4年度実績・予定(R5.2末)) (活用推奨: 全国で94件(R4年度実績・予定(R5.2末))</li> <li>※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について実績に基づき発注者が負担(すべてのモデル工事)</li> <li>○ 地元業界の理解がある45都道府県において、直轄Cランク工事でのモデル工事を試行 (活用推奨: 214件、Cランク工事)</li> <li>○ 農水省もR5.1以降の入札公告分から試行</li> </ul> <p><b>【営繕工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ CCUS活用推奨モデル営繕工事 (全国で42件(R4年度契約))</li> </ul> <p><b>【港湾・空港工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ CCUS活用モデル工事 (全国で119件(R4年度契約))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 42道府県が企業評価等を導入、他の全ての都県も検討を表明</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事評定による加点は23道府県</li> <li>・総合評価による加点は21府県</li> <li>・カードリーダー等費用補助は17道県が導入済(重複あり)</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政令市は19市で導入</li> </ul> <p>※ブロック別CCUS連絡会議等を通じ都道府県・政令市・地元業界団体と連携し、導入を推進</p> <p>■ 導入済 ■ 検討中</p>	<p><b>【UR都市機構】</b></p> <p>R3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施(R3年度は20件程度)。</p> <p><b>【水資源機構】</b></p> <p>R3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施。</p> <p><b>【NEXCO等】</b></p> <p>R3年度より、NEXCO西日本、東日本において義務化モデル工事開始。また、阪神高速道路において活用推奨モデル工事を実施(R3年度: 38件)。</p> <p><b>【鉄道・運輸機構】</b></p> <p>R3年度から義務化モデル工事及び推奨モデル工事を実施。</p> <p><b>【国立大学法人】</b></p> <p>国立大学法人でも実績(京教大等)</p>

◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。

◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

## 全国（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

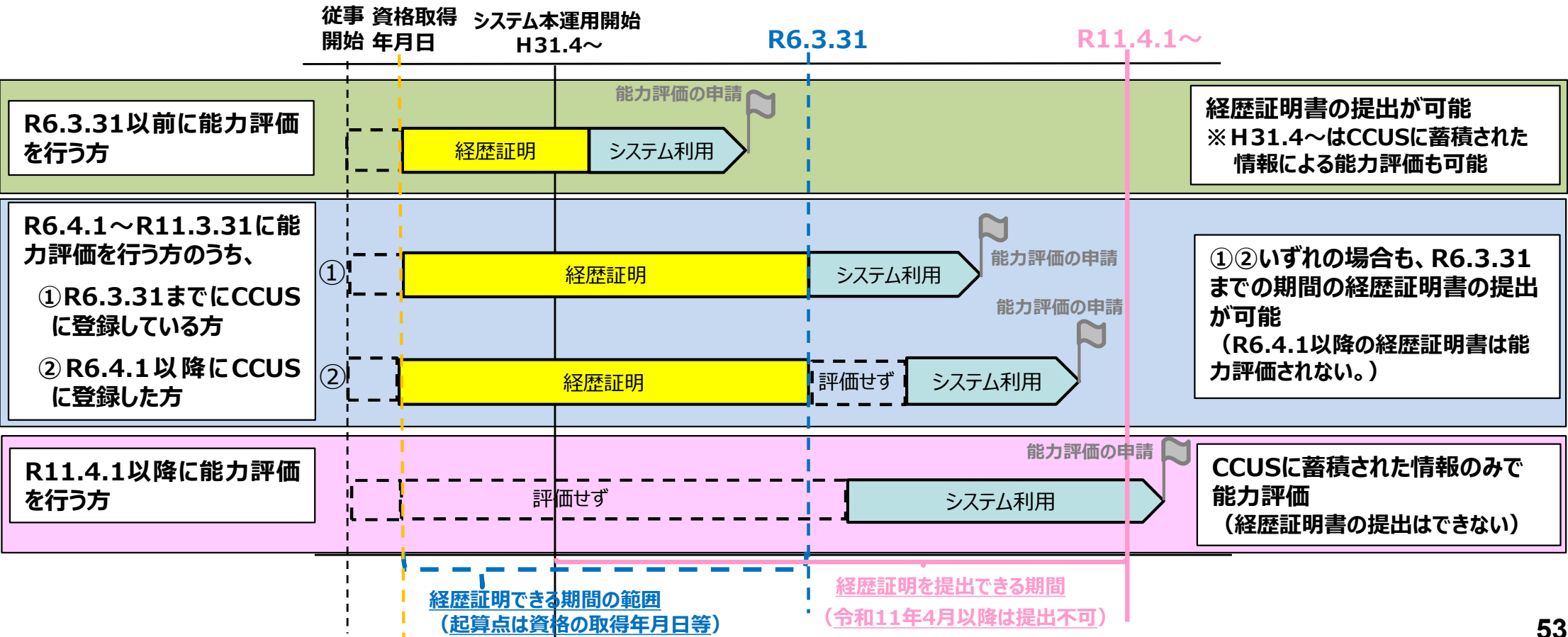
## 分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

<試算条件> ・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成  
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）  
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は中位程度、「下位」の値は上位85%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない）  
 ・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

- 建設技能者の能力評価制度においては、建設キャリアアップシステム(CCUS)により客観的に把握できる就業年数、保有資格、マネジメント経験(職長・班長としての経験年数)を評価することを原則とする。
- 一方で、CCUSに就業履歴を蓄積できる環境が整うまでの経過的な措置として、**令和11年3月31日まで**に能力評価の申請を行う場合には、**令和6年3月31日まで**の就業年数、マネジメント経験については、所属事業者等により作成された『経歴証明書』の提出を認めている。  
(令和11年4月1日以降に能力評価の申請を行う場合には、CCUSにより客観的に把握できる情報のみを評価することとする。)
- なお、一定の客観性の確保の観点から、経歴証明の起算点は、建設業に関する資格の取得年月日等(CCUSに登録された情報)とする。(マネジメント経験については、起算点の確認は要さない(所属事業者等の経歴証明のみ))

【経歴証明の活用】



- 来年4月から、原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなることを踏まえ、**令和5年度を「CCUS能力評価躍進の年」**となるよう、業界と一体となって取組を加速化

※ CCUSの運営主体である建設業振興基金と能力評価の実施について円滑な連携が図られるよう、推進体制(CCUS能力評価推進協議会)についても整備

## どんな現場でも、技能者が就業履歴を蓄積できる環境整備

### 就業履歴を蓄積できる環境の整備

- **市販の安価なカードリーダー**でも対応可能なシステムや**安価に電話で就業履歴が蓄積できる実験的取組**を提供開始
- **カードリーダーがなくても、iPhoneにより就業履歴が蓄積**できるよう、調査結果を踏まえ**来年度早期のシステム供用開始を目指す**
- CCUS新規登録事業者**にカードリーダーの無償貸与を実施**  
(建設業振興基金にて継続)

### 未設置現場向けのメールでの専用窓口の設置

- 「現場にカードリーダーがない」という場合に、技能者や下請からのメール専用窓口を振興基金に開設。  
**(相談内容に応じた元請向けの情報提供等のサポートの実施、上記のカードリーダーの無償貸与等を周知)**

#### 【その他の取組】

- カードリーダーの購入等に係る経費を助成する厚労省の助成金(2/3補助)の活用
- 元請業者に対しては、施工体制登録など現場の手間を削減するような支援

## 技能者の能力評価の促進

### 基準未策定となっている分野の評価基準の整備

- 能力評価**基準が策定されていない分野について**専門工事業団体による**基準作成等に対して支援**

### 申請数増加に向けた専門工事業団体への支援

- 評価申請を増進するため、専門工事業団体による**能力評価実施体制の整備や周知活動**に対して支援

### 技能者登録の際にワンストップでレベル評価

- 技能者登録と同時に能力評価に応じたカード発行を可能とするよう、「ワンストップ申請」を**来年4月目途に供用開始**

#### 【その他の取組】

- 地域の公共土木で職種横断的に現場を担う技能者の評価の在り方について、基準の策定を視野に入れた実態把握・検討

- 元請会社には、**現場でのカードリーダー等の設置**を進めていただくよう要請
- 業界団体の皆様には、**技能者の能力評価**の周知・普及を進めていただくよう要請



# 就業履歴の蓄積環境の整備等による現場利用促進の取組「安価なカードリーダー」

- 現場での就業履歴の蓄積促進に向け、その環境整備を図る観点から、現場利用に必要な機器等に係る負担軽減の取組を実施
- 具体的には、カードリーダーについて、これまで提供してきた機種(1台あたり1万円~3万円)に加え、1台あたり約3,500円の安価なカードリーダー(Windows版・1機種)も新たに利用できるようにする(2023年8月31日供用開始)



今回新たに提供するカードリーダー



(参考)現在提供しているカードリーダー

外観	対応OS	機種名	機器メーカー	想定価格 (税込・送料別)
	WIN	Dragon_CC	(株)サーランド・アイエヌイ	12,000円
	WIN iOS	BNR01	TOPPAN エッジ(株)	33,000円
	WIN iOS	Dragon_BLE	(株)サーランド・アイエヌイ	33,000円
	iOS	NR05-BT	ジーエルソ リューションズ (株)	33,000円

【留意事項】

- ・ 今回提供する安価なカードリーダーは、“ロギング機能”には対応していません。  
(そのため、ご利用に当たっては、現場に「建レコ」を使用するパソコンが必要となります。)

- ロギング機能は、カードリーダー本体に就業履歴を一時保管する機能。
- このロギング機能により、**現場ではカードリーダー(名刺サイズより少し大きい程度)の設置のみで、パソコン(windows)/iPhone/iPadは不要**。(ロギング機能によりカードリーダーに一時保管された就業履歴は、後で事務所のパソコン等(建レコをインストールしたもの)でCCUSに送信)
- 建レコの改修を行い、**2023年7月から、対応するカードリーダー(※)において順次ロギング機能の供用を開始**。

(※) 右の2機種がロギング機能に対応するカードリーダー。当該カードリーダーであれば、既に購入済みのものでも、建レコの改修・機能の供用開始後は、ロギング機能の利用が可能。

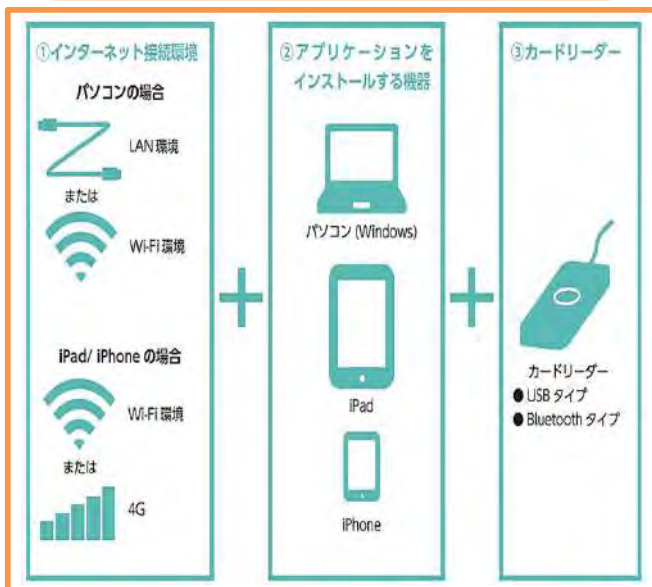


BNR01NF Dragon\_BLE

## 現場に必要な機器・環境

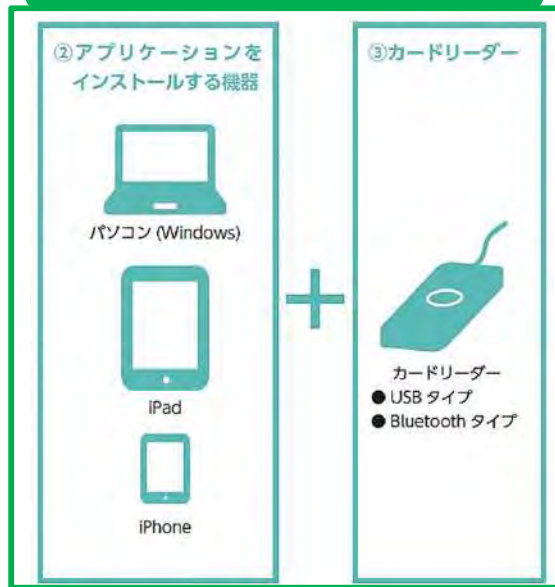
### インターネット接続がある場合

#### 通常の利用



### インターネット接続がない場合

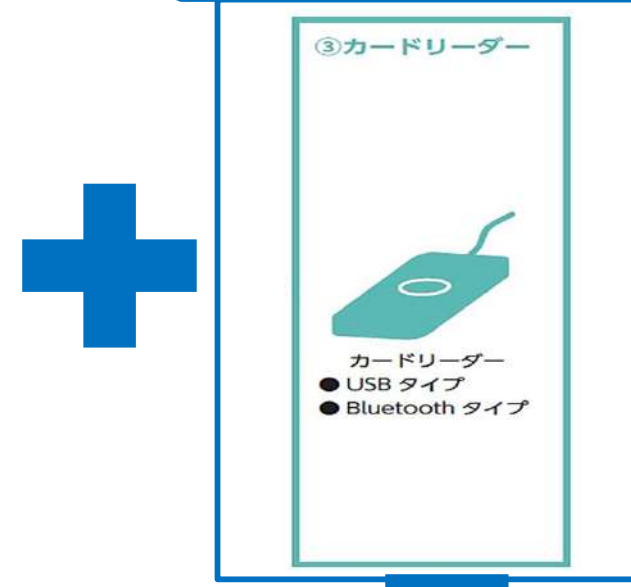
#### オフラインログイン機能の利用



### 新機能

**インターネット接続不要**  
**パソコン/iPhone/iPad不要**

#### ロギング機能の利用



これまでの機能

小規模現場での利用促進、現場利用に係るコストの軽減

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験をもとに、能力評価を実施。
- 能力評価実施団体が策定した能力評価基準(国土交通大臣が認定した42分野(※))に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。  
(令和5年12月末現在 レベル4:51,066人 レベル3:19,254人 レベル2:19,459人)

## 制度の概要

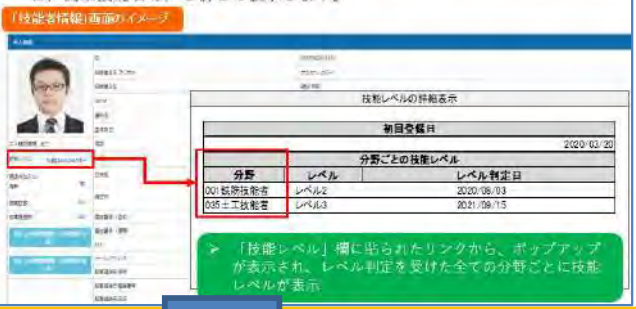
### 建設キャリアアップシステムに技能者の資格と経験を登録

<技能者の保有資格のほか、カードタッチ等で就業履歴を登録>



### 技能者情報画面：サンプル

技能者情報(メニュー画面の「310\_閲覧」から「10\_技能者情報」)では、技能レベル(Lv1~Lv4の数値)のみを表示していましたが、2022年4月よりレベル判定を受けたLv2以上を対象として技能レベルに加えて分野(電気工事技能者、橋梁技能者等)を併せて表示します。



- 経験 (就業履歴)
- 知識・技能 (保有資格)
- マネジメント・警官 (登録基幹技能者講習・職長経験)



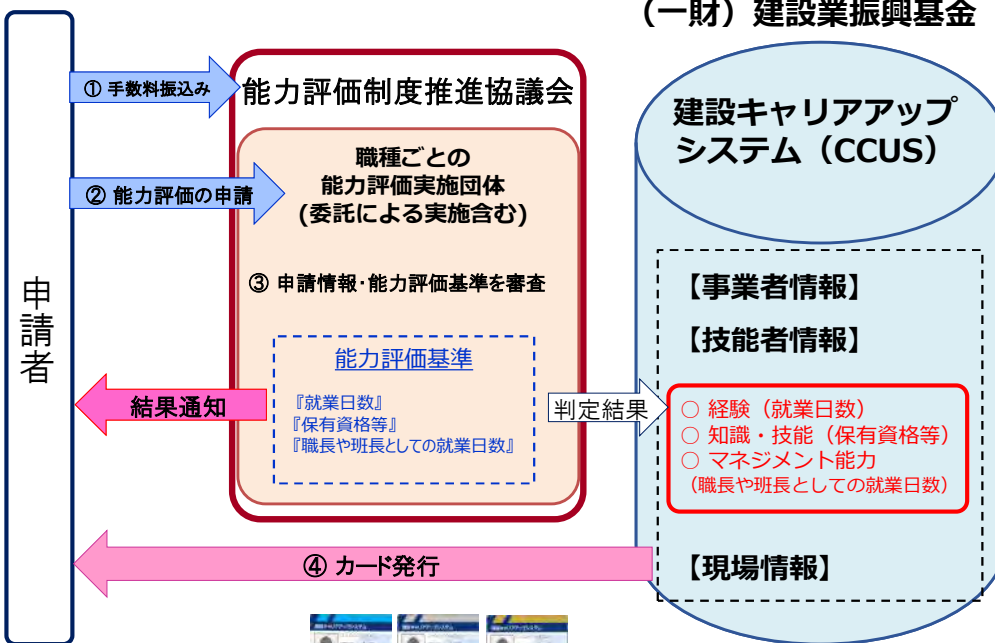
### 技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



初級技能者 (見習い)      中堅技能者 (一人前の技能者)      職長として現場に従事できる技能者      高度なマネジメント能力を有する技能者 (登録基幹技能者等)

## 技能者の能力評価手続の概要

- ① 事前に、能力評価制度推進協議会に評価手数料を振込(4,000円)
- ② 申請者は、能力評価実施団体に能力評価の申請を行う
- ③ 能力評価実施団体にて能力評価審査を実施
- ④ ②の評価を受けて、建設業振興基金が(能力評価を反映した)カードを発行



※ 『能力評価制度推進協議会』は、能力評価制度の推進等を図る協議会であり、能力評価実施機関42分野56団体で構成 (令和6年2月1日現在)

※ 『能力評価対象分野』: 電気工事、橋梁、造園、コンクリート圧送、防水施工、トンネル、建設塗装、左官、機械土工、海上起重、PC、鉄筋圧接、型枠、配管、及び、切断穿孔、内装仕上、サッシ・CW、エクステリア、建築板金、外壁仕上、タウト、保温保冷、グROUT、冷凍空調、運動施設、基礎くい工事、タイル張り、道路標識、路面標示、消防施設、建築大工、硝子工事、ALC、土工、ウレタン断熱、発破・破砕、建築測量、圧入、さく井、解体、計装工事

技能者の能力評価は、国土交通大臣が認定した41分野の能力評価基準に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体により実施

<b>電気工事</b> (一社)日本電設工業協会	<b>橋梁</b> (一社)日本橋梁建設協会	<b>造園</b> (一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会	<b>コンクリート圧送</b> (一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	<b>防水施工</b> (一社)全国防水工事業協会
<b>トンネル</b> (一社)日本トンネル専門工事業協会	<b>建設塗装</b> (一社)日本塗装工業会	<b>左官</b> (一社)日本左官業組合連合会	<b>機械土工</b> (一社)日本機械土工協会	<b>海上起重</b> (一社)日本海上起重技術協会
<b>プレストレストコンクリート</b> (一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会	<b>鉄筋</b> (公社)全国鉄筋工事業協会	<b>圧接</b> 全国圧接業協同組合連合会	<b>型枠</b> (一社)日本型枠工事業協会	<b>配管</b> (一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
<b>とび</b> (一社)日本建設躯体工事業団体連合会 (一社)日本鷹工業連合会	<b>切断穿孔</b> ダイヤモンド工事業協同組合	<b>内装仕上</b> (一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	<b>サッシ・カーテンウォール</b> (一社)日本サッシ協会 (一社)建築開口部協会	<b>エクステリア</b> (公社)日本エクステリア建設業協会
<b>建築板金</b> (一社)日本建築板金協会	<b>外壁仕上</b> 日本外壁仕上業協同組合連合会	<b>ダクト</b> (一社)全国ダクト工業団体連合会 (一社)日本空調衛生工事業協会	<b>保温保冷</b> (一社)日本保温保冷工業協会	<b>グラウト</b> (一社)日本グラウト協会
<b>冷凍空調</b> (一社)日本冷凍空調設備工業連合会	<b>運動施設</b> (一社)日本運動施設建設業協会	<b>基礎ぐい工事</b> (一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会	<b>タイル張り</b> (一社)日本タイル煉瓦工事工業会	<b>道路標識・路面標示</b> (一社)全国道路標識標示業協会
<b>消防施設</b> (一社)消防施設工事協会	<b>建築大工</b> 全国建設労働組合総連合 (一社)JBN・全国工務店協会 (一社)全国住宅産業地域活性化協議会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会	<b>硝子工事</b> 全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	<b>ALC</b> (一社)ALC協会	<b>土工</b> (一社)日本機械土工協会
<b>ウレタン断熱</b> (一社)日本ウレタン断熱協会	<b>発破・破砕</b> (一社)日本発破・破砕協会	<b>建築測量</b> (一社)全国建築測量協会	<b>圧入</b> (一社)全国圧入協会	<b>さく井</b> (一社)全国さく井協会 ●令和5年5月1日より
<b>解体</b> (公社)全国解体工事業団体連合会 ●令和5年10月2日より	<b>計装工事</b> (公社)全国解体工事業団体連合会 ●令和6年2月1日より			

これに加えて、現在、10以上の専門工事業団体から、個別に能力評価基準の策定、又はその前段階となる「登録基幹技能者」の登録に係る相談を受付

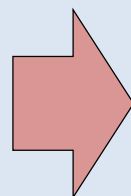
- 建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」
- 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保につなげる

## 【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
	完成工事高
	団体加入の有無 等

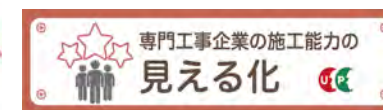
施工能力	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数 等

コンプライアンス	社会保険加入の有無
	処分歴の有無
	コンプライアンス確保の取組 等



## 【評価結果】 評価を受けた職種について ☆☆☆☆の4段階で評価

職種	.....
基礎情報	☆☆☆☆
施工能力	☆☆☆☆
コンプライアンス	☆☆☆☆



(見える化ロゴマーク・バナー)

・業種ごとに選択評価内容の追加も可能

## 【評価の申請者】 専門工事企業

建設キャリアアップシステム



◎ 申請する事業者は見える化評価の職種について建設キャリアアップシステムの事業者登録をしてあること

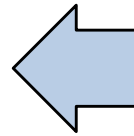
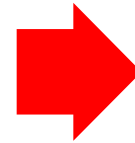
施工能力（レベル3以上の技能者数の割合）について申請を行う職種の技能者の能力評価を反映

## 建設技能者の能力評価制度



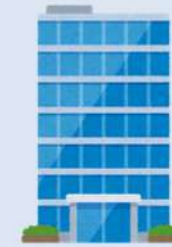
初級技能者（見習い）  
 中堅技能者（一人前の技能者）  
 職長として現場に従事できる技能者  
 高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

見える化評価の申請



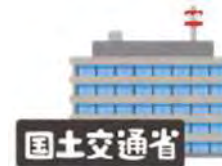
評価結果通知

## 【評価実施機関】 専門工事業団体



評価基準を策定し、評価を実施。結果を公表

専門工事業団体  
(評価実施機関)



◎ 評価実施機関が策定する評価基準を認定  
 ◎ 評価基準を公表

※評価結果は国土交通省のホームページでも公表

- 建設キャリアアップシステムに登録される情報や建設技能者の能力評価を活用し、専門工事企業の施工能力等の見える化評価を実施しています。
- 見える化評価の対象職種及び評価の申請については、見える化評価を行う各実施機関のホームページの手続きに沿って申し込みください。  
※国交省HP ⇒ [https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000130.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000130.html)

## 見える化評価の手続き概要

◎評価を受ける職種について建設キャリアアップの事業者登録を行っている必要があります。

① 評価手数料の振込み  
(各評価実施機関の指定口座に振込み)

② 見える化評価の申請  
(各評価実施機関に対して直接申請: メール又はWEB)

**必要な申請書類**  
※必要書類は各団体HPにて必ずご確認ください

- ① 評価申請書
- ② 評価申請内容の確認書類
- ③ 振込証明書 ※振込時の領収書を添付

◆申請書類様式は、各見える化評価実施機関HPにてダウンロードできます

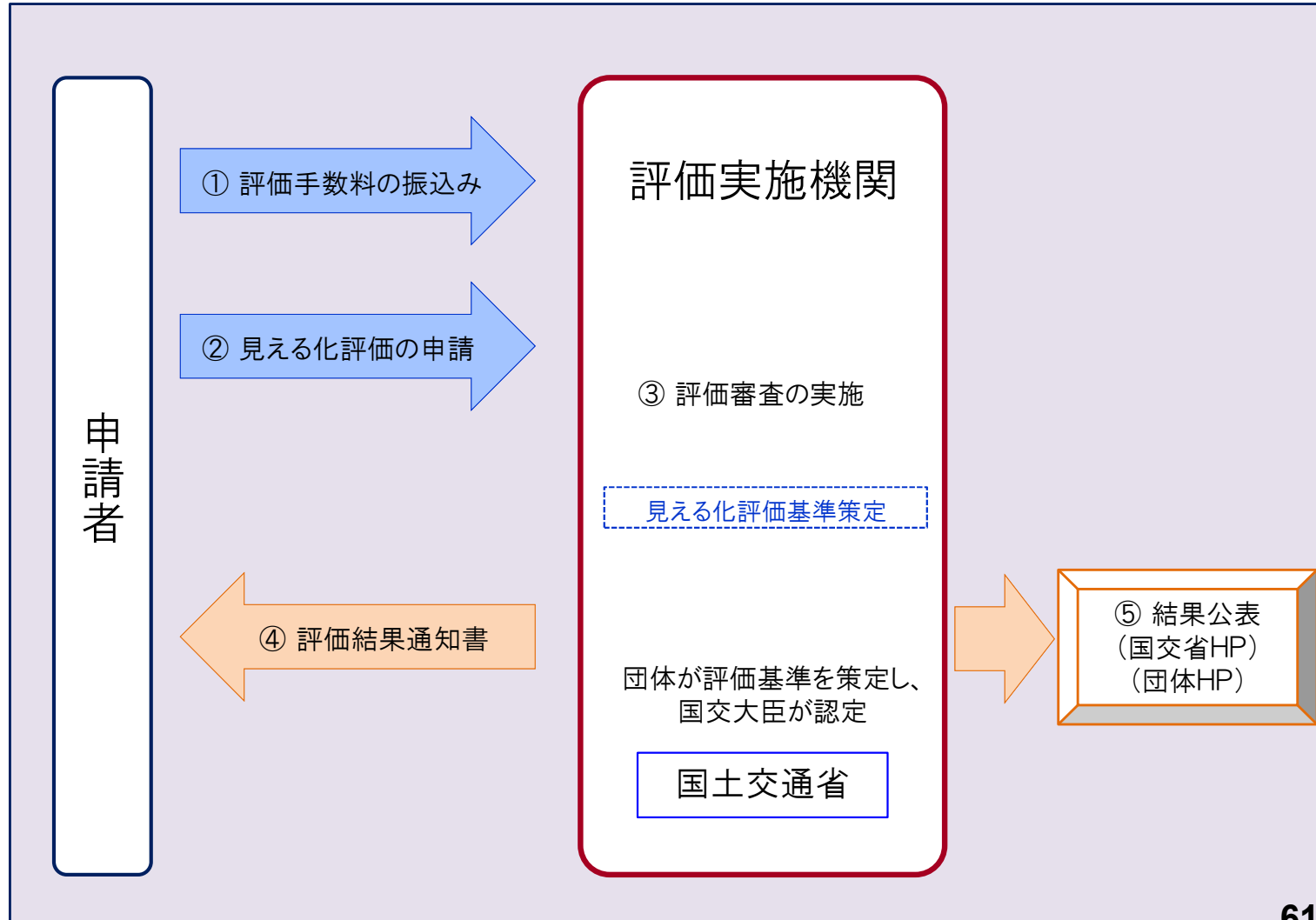
③ 評価実施機関にて見える化評価審査を実施

④ 評価結果通知書の送付

※評価結果通知書の送付までの期間は評価実施機関ごとに異なりますので、各団体へお問い合わせ下さい。

⑤ 評価結果の公表(国交省HP及び団体HP)

## 見える化評価の実施フロー



職種	見える化評価実施機関	問合せ先・団体HP	申込HP
基礎ぐい	(一社) 全国基礎工事業団体連合会	03-3612-6611 <a href="http://www.kt.rim.or.jp/~zenkiren/">http://www.kt.rim.or.jp/~zenkiren/</a>	<a href="http://www.kt.rim.or.jp/~zenkiren/contents/mieruka.html">http://www.kt.rim.or.jp/~zenkiren/contents/mieruka.html</a>
	(一社) 日本基礎建設協会	03-6661-0128 <a href="http://www.kisokyo.or.jp/">http://www.kisokyo.or.jp/</a>	準備中
切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合	03-3454-6990 <a href="https://www.dca.or.jp/">https://www.dca.or.jp/</a>	<a href="https://www.dca.or.jp/evaluation-criteria.html">https://www.dca.or.jp/evaluation-criteria.html</a>
機械土工	(一社) 日本機械土工協会	03-3845-2727 <a href="http://www.jemca.jp/">http://www.jemca.jp/</a>	<a href="http://www.jemca.jp/mieruka/kikai_mieruka.html">http://www.jemca.jp/mieruka/kikai_mieruka.html</a>
建築大工 (工務店)	全国建設労働組合総連合	03-3200-6221 <a href="https://www.zenkenoren.org/">https://www.zenkenoren.org/</a>	<a href="https://www.zenkenoren.org/training/sistemuriyou_niyorumeri/koumutenhyouka/">https://www.zenkenoren.org/training/sistemuriyou_niyorumeri/koumutenhyouka/</a>
	(一社) JBN・全国工務店協会	03-5540-6678 <a href="https://www.jbn-support.jp/">https://www.jbn-support.jp/</a>	<a href="https://www.jbn-support.jp/builder/service/mieruka/">https://www.jbn-support.jp/builder/service/mieruka/</a>
	(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会	03-3537-0287 <a href="https://www.jyukatsukyo.or.jp/">https://www.jyukatsukyo.or.jp/</a>	準備中
鉄筋	(公社) 全国鉄筋工事業協会	03-5577-5959 <a href="https://www.zentekkin.or.jp/">https://www.zentekkin.or.jp/</a>	<a href="https://www.zentekkin.or.jp/education_evaluation/cus_list/">https://www.zentekkin.or.jp/education_evaluation/cus_list/</a>
鳶・土工	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会	03-3972-7221 <a href="http://nihonkutai.or.jp/">http://nihonkutai.or.jp/</a>	<a href="http://nihonkutai.or.jp/2021/09/29/%e3%80%8c%e5%b0%82%e9%96%80%e5%b7%a5%e4%ba%8b%e4%bc%81%e6%a5%ad%e3%81%ae%e6%96%bd%e5%b7%a5%e8%83%bd%e5%8a%9b%e7%ad%89%e3%81%ae%e8%a6%8b%e3%81%88%e3%82%8b%e5%8c%96%e8%a9%95%e4%be%a1%e3%80%8d-%e5%8f%97/">http://nihonkutai.or.jp/2021/09/29/%e3%80%8c%e5%b0%82%e9%96%80%e5%b7%a5%e4%ba%8b%e4%bc%81%e6%a5%ad%e3%81%ae%e6%96%bd%e5%b7%a5%e8%83%bd%e5%8a%9b%e7%ad%89%e3%81%ae%e8%a6%8b%e3%81%88%e3%82%8b%e5%8c%96%e8%a9%95%e4%be%a1%e3%80%8d-%e5%8f%97/</a>
土工	(一社) 日本機械土工協会	03-3845-2727 <a href="http://www.jemca.jp/">http://www.jemca.jp/</a>	<a href="http://www.jemca.jp/mieruka/dokou_mieruka.html">http://www.jemca.jp/mieruka/dokou_mieruka.html</a>
左官	(一社) 日本左官業組合連合会	03-3269-0560 <a href="http://www.nissaren.or.jp/">http://www.nissaren.or.jp/</a>	<a href="http://www.nissaren.or.jp/pro/hyoka">http://www.nissaren.or.jp/pro/hyoka</a>
PC工事	(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会	03-3260-2545 <a href="http://www.pckouji.jp/">http://www.pckouji.jp/</a>	<a href="http://www.pckouji.jp/mieruka/mieruka.html">http://www.pckouji.jp/mieruka/mieruka.html</a>
コンクリート圧送	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会	03-3254-0731 <a href="https://www.zenatsuren.com/">https://www.zenatsuren.com/</a>	<a href="https://www.zenatsuren.com/publics/index/125/">https://www.zenatsuren.com/publics/index/125/</a>
エクステリア	(公社) 日本エクステリア建設業協会	03-3865-5671 <a href="https://jpex.or.jp/">https://jpex.or.jp/</a>	<a href="https://jpex.or.jp/visual/">https://jpex.or.jp/visual/</a>
圧入 ※R6年1月認定	(一社) 全国圧入協会	03-5781-9155 <a href="https://atsunyu.gr.jp/general/">https://atsunyu.gr.jp/general/</a>	準備中
圧接	全国圧接業協同組合連合会	(検討中)	
型枠	(一社) 日本型枠工事業協会	(検討中)	
配管	全国管工事業協同組合連合会	(検討中)	
内装仕上工事	(一社) 全国建設室内工事業協会	(検討中)	
運動施設	(一社) 日本運動施設建設業協会	(検討中)	



## 中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

### これまでの主な取組

#### 1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 建設業社会保険推進連絡協議会の設置 (H24.5設置、H29.5改組)
  - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
  - ・実施後5年(H29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有
  - ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

#### 2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大等 (H24.7～)
  - ・未加入企業に対する減点幅の拡大(H24.7～)、減点措置の厳格化(W点の下限値をゼロからマイナスへ見直し)(H30.4～)
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11～)
  - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
  - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
  - ・未加入の企業は保険担当部局に通報
- 許可要件化(R2.10～)
  - ・建設業法を改正し、社会保険への加入を建設業許可の要件化

#### 3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8～段階的に実施)
  - ・二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4～)
  - ・二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10～)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
  - ・加入企業への限定を図ることを入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)
  - ・公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設(H29.7)

#### 4. 民間発注工事における対策の実施

- 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用 (H30.1～)

#### 5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11～)
  - ・元請企業は、下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
  - ・平成29年度以降は、①未加入企業を下請企業に選定しない、②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱い
  - ・令和2年10月より社会保険加入確認のCCUS活用の原則化
  - ・令和4年4月より働き方自己診断チェックリストを活用した、一人親方の実態の適切性の確認を強化

#### 6. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4～)
  - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
  - ・専門工事業団体毎に「標準見積書」を作成し、活用を開始(H25.9～)
  - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6～)
  - ・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等による周知
  - ・啓発・標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を再度要請(R3.12～)
- 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示 (H29.7)
  - ・標準約款(公共/民間/下請)を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示
- 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施 (H29.9～)

#### 7. その他

- 周知・啓発・相談体制の充実等
  - ・相談窓口の設置、全国社会保険労務士会連合会との連携強化(H28.7～)
  - ・地元の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を都道府県単位で開催(H29.7～R元)、「適切な保険」についてフローチャート形式で確認できるリーフレットの作成、周知(H30.1～)

# 社会保険加入状況調査結果について

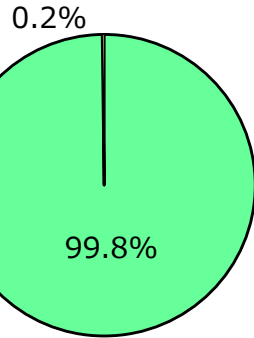
○ 公共事業労務費調査（令和4年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、

- ・ 企業別の加入率は、**雇用保険、健康保険、厚生年金保険の全てでほぼ100%\*** となっています。
- ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では94%\***、**健康保険では94%\***、**厚生年金保険では95%\*** となっています。

※ 数値は小数点第一位を四捨五入した値

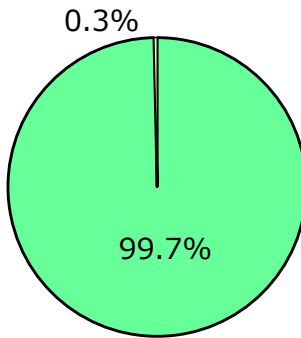
## 企業別

### <雇用保険>



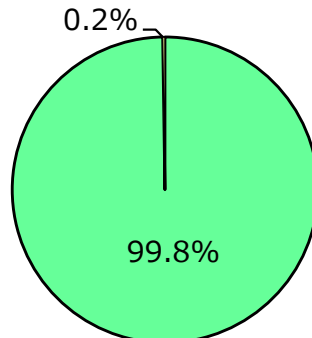
■ 加入 ■ 未加入

### <健康保険>



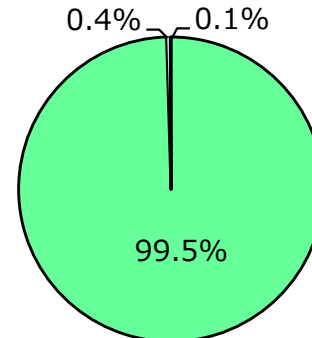
■ 加入 ■ 未加入

### <厚生年金保険>



■ 加入 ■ 未加入

### <3保険>



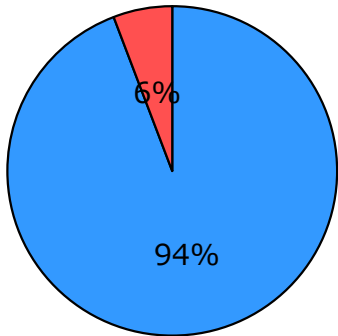
■ 全て加入 ■ 一部加入 ■ 未加入

## 企業別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%
R03.10	99%	99%	99%	98%
R04.10	99.8%	99.7%	99.8%	99.5%

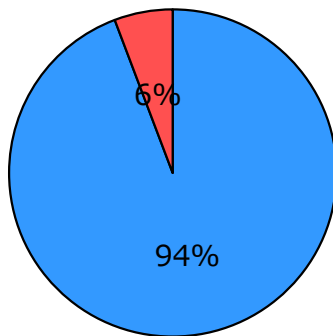
## 労働者別

### <雇用保険>



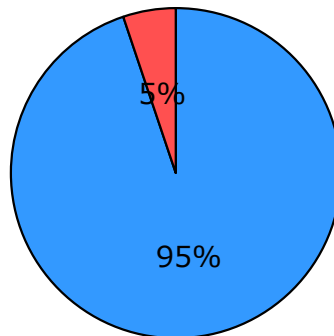
■ 加入 ■ 未加入

### <健康保険>



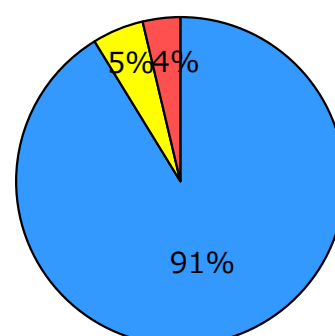
■ 加入 ■ 未加入

### <厚生年金保険>



■ 加入 ■ 未加入

### <3保険>



■ 全て加入 ■ 一部加入 ■ 未加入

## 労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%
H29.10	91%	89%	86%	85%
H30.10	93%	90%	88%	87%
R01.10	94%	92%	89%	88%
R02.10	95%	92%	89%	88%
R03.10	95%	93%	89%	88%
R04.10	94%	94%	95%	91%

※ 企業別の令和4年10月調査以外の数値は小数点第一位を四捨五入した値

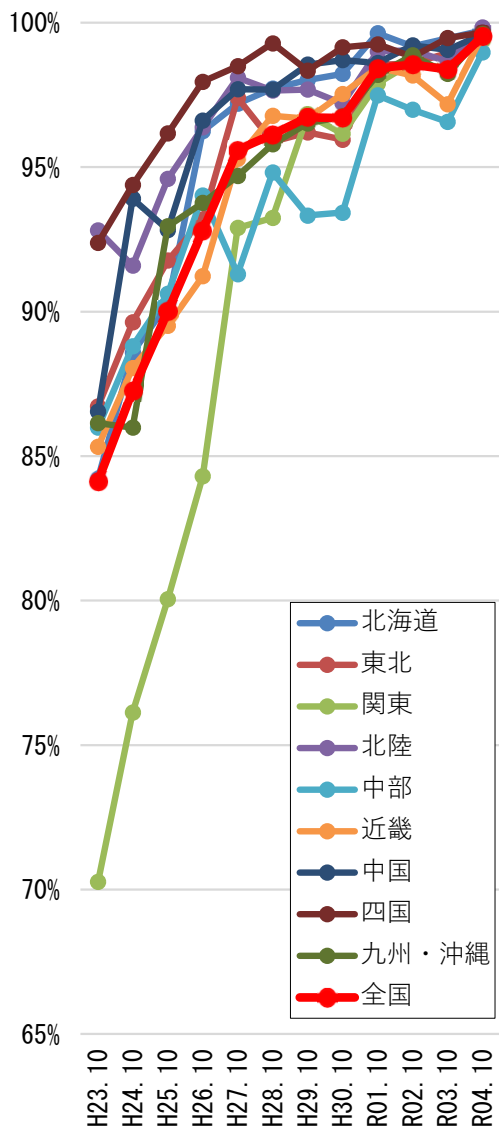
※ 令和3年10月調査以前は関係法令上、社会保険の加入義務がないケースも含まれていたが、令和4年10月調査以降それらのケースを除き、加入率を算出している

# 社会保険加入状況の推移(地方別、元請・下請次数別)

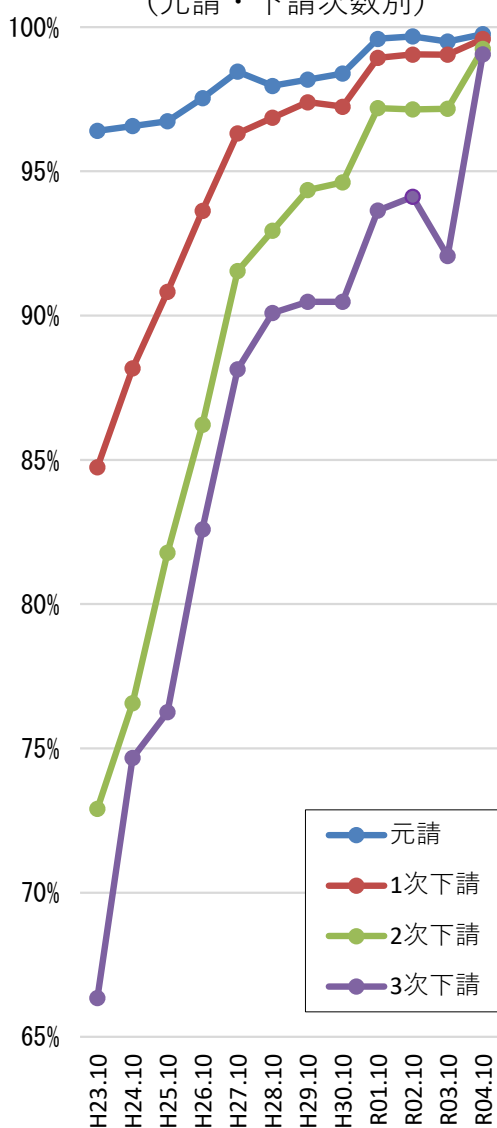
○ 公共事業労務費調査（平成23年10月調査～令和4年10月調査）における3保険加入状況をみると、**企業・労働者のいずれも加入割合は高くなっています。**

## 企業別

3保険加入割合（地方別）



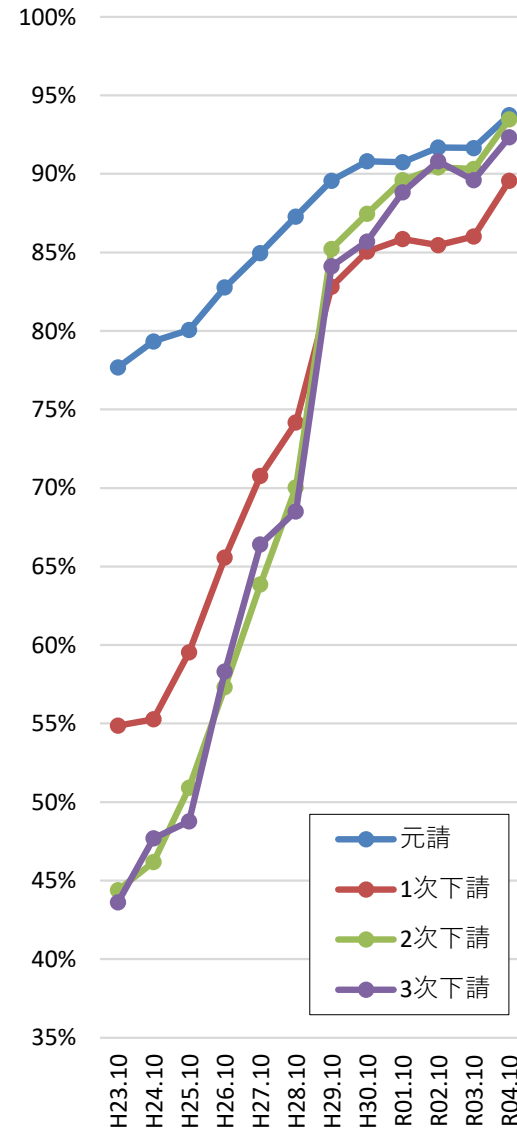
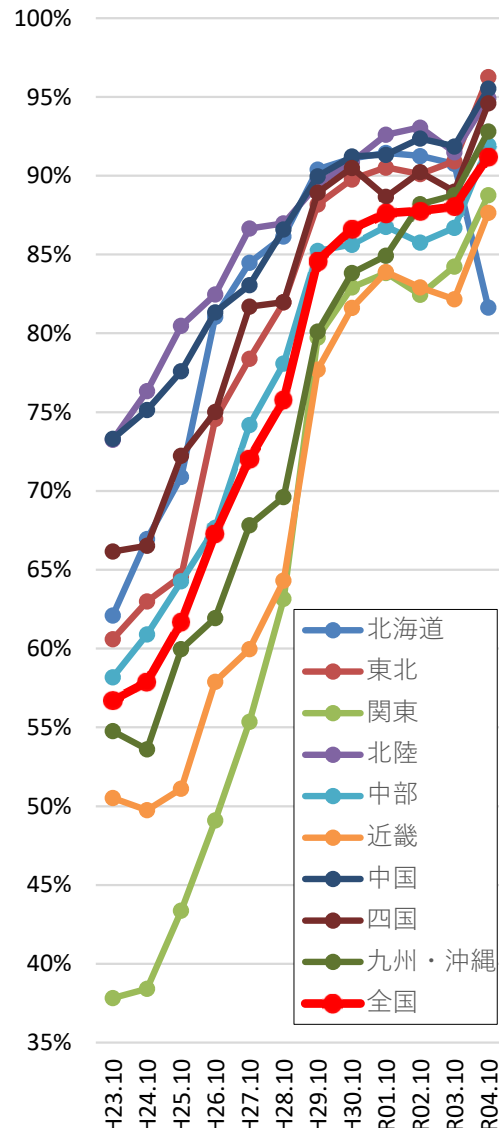
3保険加入率  
(元請・下請次数別)



## 労働者別

3保険加入割合  
(元請・下請次数別)

3保険加入割合（地方別）



※ 令和3年10月調査以前は関係法令上、社会保険の加入義務がないケースも含まれていたが、令和4年10月調査以降それらのケースを除き、加入率を算出している

- 都道府県毎に開催している「社会保険加入推進地域会議」において、取組事例を紹介した企業や社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準を採択した企業など、地域に根ざして社会保険加入に関して優良な取組を実施している企業が存在。
- これらの企業がその取組を対外的にPRできるようなステッカー等を作成することにより、地域において社会保険加入対策に積極的に取り組む企業を支援。



▲ 地元企業による自社での取組事例の紹介

### ▼ 行動基準の採択

社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準	
元請企業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事を受注する際には施行に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと</li> <li>2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること</li> <li>3. …(略)…</li> </ol>
下請企業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと</li> <li>2. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること</li> <li>3. …(略)…</li> </ol>

積極的に取り組む企業に対して

社会保険加入に積極的に取り組んでいることを対外的にPRできるよう、ステッカー、ポスター、データフォーマットを提供

(イメージ)



▲ 事務所内外にステッカーやポスターを掲示



▲ 企業パンフレット、名刺等に印字

## 【ステッカー（特別版）】



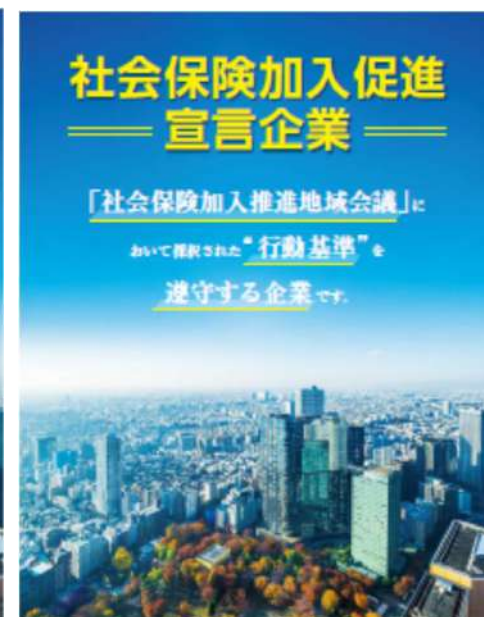
※事例紹介した企業向けを想定

## 【ステッカー（通常版）】



※行動基準採択企業（事例紹介企業を除く）向けを想定

## 【ポスター】



国土交通省 北海道開発局



国土交通省 北陸地方整備局



内閣府 沖縄総合事務局



※ポスター下部のクレジットは、各地整等バージョンを作成

## 【電子フォーマット】

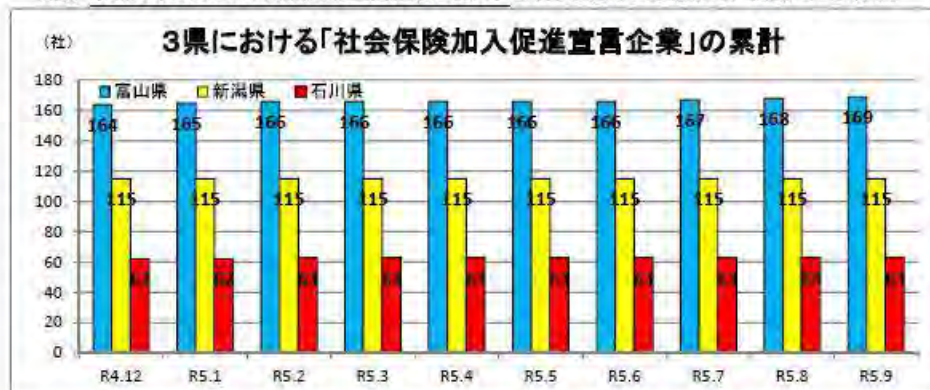


各企業において、名刺や企業パンフレットなどに活用可能

## 「社会保険加入促進宣言企業」の公表

建設業における社会保険加入対策にあたり、地域レベルでその取組の定着とさらなる促進の徹底を図ることを目的とし、平成30年7月24日富山県、同年7月30日新潟県、平成31年2月14日石川県において、「建設業社会保険加入推進地域会議」を開催しました。会議において「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を採択し、「行動基準」の遵守を宣言する建設企業の募集を行っております。

今般、令和5年9月30日時点での宣言企業のリストを取りまとめましたので、公表いたします。



※ 各県ともに会議開催日より宣言企業を募集しており、以下のURLに各県の宣言企業のリスト等を掲載しております。

富山県：<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/ninaite/toyama.html>

新潟県：<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/ninaite/niigata.html>

石川県：<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/ninaite/ishikawa.html>

## ■■■「社会保険加入促進宣言企業」の募集■■■

- 対象者：富山県・新潟県・石川県での宣言企業を引き続き募集しております。  
「各県内に本店、営業所等を置く建設企業」又は「各県内での施工実績を有する建設企業」  
※法人、個人は問いません。 ※建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。
- 申込：別紙、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」に必要事項を記載のうえ、FAXにてお申し込みください。上記URLから申込用紙をダウンロードできます。なお、申込期限を設けておらず、宣言企業を随時募集しております。
- その他：募集頂いた企業様は、「社会保険加入促進宣言企業」として、北陸地方整備局及び各県のホームページ上で、企業名、代表者名、所在地の公表しております。  
また、募集頂いた企業様には、対外的にPRできるようなステッカー等を配布することにより、地域において社会保険加入対策に積極的に取り組みを支援致します。

【問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 建設部 計画・建設産業課 連携推進係 TEL 025-370-6571

## 新潟県建設業社会保険加入推進地域会議 「社会保険加入促進宣言企業」

令和5年9月30日時点

No.	企業名	代表者	所在地
1	アイリワ工業(株)新潟営業所	所長 金子 昌弘	新潟市中央区学校町通2番町5293番地
2	青木あすなろ建設(株)北陸支店	支店長 安藤 忠俊	新潟市中央区高学町通2番町10-1 ダイアパレス医学街
3	あおみ建設(株)北陸支店	支店長 小倉 真	新潟市中央区東大通2丁目2番18号
4	聖工業(株)	代表取締役 中川 崇	新潟市西区流通センター二丁目2番地3
5	(株)曙建設	代表取締役 田尻 正敏	長岡市千博2丁目11番9号
6	(株)アステック	代表取締役 伊藤 潔	新潟市江南区尾田工業団地1-1-11
7	宏達建設興業(株)	代表取締役社長 安達 公明	新潟市南区白根日の出町6番25号
8	アルファ建設(株)	代表取締役社長 河内 実	新潟県新潟市江南区泉町1丁目3-34
9	(株)安福*組 北陸支店	支店長 相田 尚人	新潟市中央区東万代1番22号 風間ビル
10	(株)安中製作所	代表取締役社長 安中 正和	新潟市中央区女流神明2丁目10番地3
11	(株)イーラス	代表取締役 酒井 龍市	長岡市北陽1丁目59番地54
12	五十嵐建設(株)	代表取締役 五十嵐 富男	新潟市西区青山1丁目12番8号
13	(株)石管組工務店	代表取締役 石管 公二	妙高市工市町5番1号
14	市川建設(株)	代表取締役社長 市川 雅樹	上越市東城町1丁目1-15
15	(株)伊藤組	代表取締役社長 伊藤 和彦	新発田市高島1273番地1
16	伊米ヶ崎建設(株)	代表取締役社長 伊米 肇	糸魚川市虫野200番地
17	岩田地味建設(株)新潟営業所	所長 石山 三芳	新潟市中央区弁天2-1-1
18	(株)植木組	取締役社長 植木 義明	柏崎市新橋2番8号
19	(株)牛木組	代表取締役 牛木 善彦	上越市名立区名立大町1630番地1
20	(株)内山組	代表取締役 高橋 賢一	村上市骨野18番12号
21	大河津建設(株)	代表取締役社長 伊藤 昭芳	燕市分水あけぼの二丁目1番地72
22	(株)大島組	代表取締役 大嶋 正寛	上越市石橋一丁目8番33号
23	大島電気(株)	取締役社長 大嶋 博	十日町市明石町25番地
24	(株)大林組 北陸支店	執行役員支店長 佐藤 公彦	新潟市中央区東大通2-3-28
25	(株)岡部工務店	代表取締役 岡部 茂	新発田市佐々木2538-4
26	(株)小野組	代表取締役社長 小野 貴史	胎内市西栄町2番23号
27	小橋建設(株)	代表取締役社長 小橋 卓蔵	三条市東三条1丁目21番5号
28	(株)加賀田組	代表取締役社長 市村 稔	新潟市中央区万代4丁目5番15号
29	鹿島建設(株)北陸支店	執行役員支店長 芦田 敬也	新潟市中央区万代1-3-4
30	(株)加藤組	代表取締役社長 加藤 善典	村上市久保多町7番3号
31	(株)カネカ建設	代表取締役 関 秀俊	南魚沼市早川109番地1
32	川瀬工業(株)	代表取締役 川瀬 弘二	三条市塚野目1丁目4番69号
33	神田鉄筋工業(株)	代表取締役 神田 幸夫	新潟市秋葉区川口578番地9
34	(株)北澤工業	代表取締役社長 北澤 晶	長岡市北陽2丁目14番地31
35	北本建設(株)	代表取締役 北本 安延	新潟市秋葉区中沢町10番42号
36	グリーン産業(株)	代表取締役 荒川 義亮	新潟市中央区神道寺2丁目2番10号
37	(株)古泉工業	代表取締役 古川 敏一朗	新潟市中央区新和3丁目9番25号
38	(有)コウユー工業	代表取締役 源 里志	南魚沼市大月92番地3
39	(株)興和	代表取締役社長 池野 正志	新潟市中央区新光町6番地1
40	(株)国土	代表取締役会長 梨本 貴幸	新潟市西区善久1068番地1

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(令和4年4月1日最終改訂)

## 元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

### ○下請企業について保険加入の確認・指導等

- 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行う
- 社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いを徹底
- 建設キャリアアップシステムに登録している企業を選定することを推奨

### ○法定福利費の適正な確保

- 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

### ○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- 情報の真正性が確保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を行うことを原則化
- 書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通知書等のコピーを提示させ真正性の確保に向けた措置を講ずること
- 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員がいる場合、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切かどうかを確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認する

## 下請企業の役割と責任

従業員が社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

### ○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- 労働者である社員と請負関係にある一人親方の二者を明確に区別した上で、労働者である社員については社会保険加入手続を適切に行うことが必要

### ○元請企業が行う指導等への協力

- 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

### ○法定福利費の適正な確保

- 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

## 一人親方について

### ○働き方自己診断チェックリストの活用

- 建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が当該建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意
- 働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること

### ○事業者としての立場

- 一人親方が建設企業と請負契約を締結する際に、当該請負契約が建設工事の完成を目的とした内容である場合、事業者として当該工事に責任を持って施工する必要があるため、建設業法等を遵守し、取引の適正化、工事費には必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努める
- 見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底しなければならない

# 働き方自己診断チェックリスト

一人親方リーフレット（働き方自己診断チェックリスト付き）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001618573.pdf>



別紙4 働き方自己診断チェックリスト

記入日： 年 月 日  
 チェックリスト記入者：  
 契約の相手方／担当者：



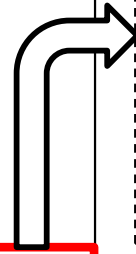
記入日： 年 月 日  
 チェックリスト記入者：  
 契約の相手方／担当者：

働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下の者が使用することを想定している。

- ①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方
  - ②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業
- 記入者が①の場合
- 1 契約する工事毎に当該工事を完成させる際の働き方を確認する。
  - 2 請負契約を締結している建設企業名及び担当者名を記入する。
- 記入者が②の場合
- 1 工事を発注する前に当該一人親方の働き方を確認する。
  - 2 一人親方の氏名を記入する。

（注意）

- ・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Bが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。
- ・記入者は元請企業等に働き方自己診断チェックリストを提出する。なお、電子媒体での提出を可能とする。



働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下の者が使用することを想定している。  
 ①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方 ②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業  
 記入者が①の場合  
 1 契約する工事毎に当該工事を完成させる際の働き方を確認する。2 請負契約を締結している建設企業名及び担当者名を記入する。  
 記入者が②の場合  
 1 工事を発注する前に当該一人親方の働き方を確認する。2 一人親方の氏名を記入する。

（注意）  
 ・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Bが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。  
 ・記入者は元請企業等に働き方自己診断チェックリストを提出する。なお、電子媒体での提出を可能とする。





## 事前説明

働き方自己診断チェックリスト（以下、チェックリスト）の記入を依頼する際に、以下の趣旨と注意事項を事前に説明すること。

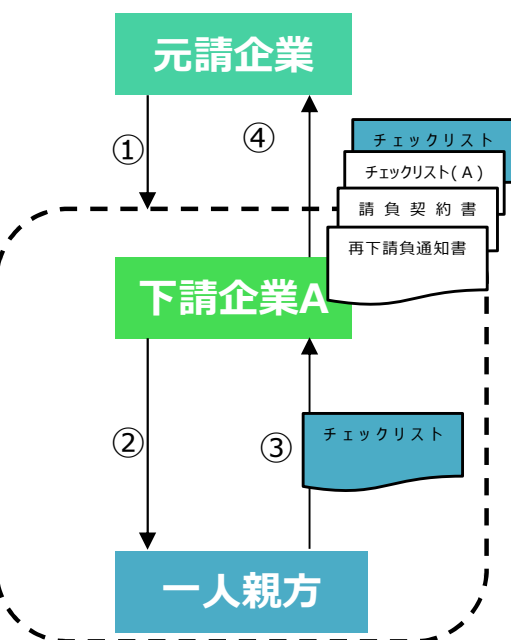
### 趣旨

適切な施工体制台帳の作成や労災保険料の算出のため、工事を請け負う個人事業主として現場に入場するのか、実態が雇用契約を締結すべきと考えられる雇用労働者として現場に入場するのかを確認するため。

### 注意事項

チェックリストを記入する際には、実態に即して記入すること。

## ケース1 施工体制台帳を作成する工事での確認

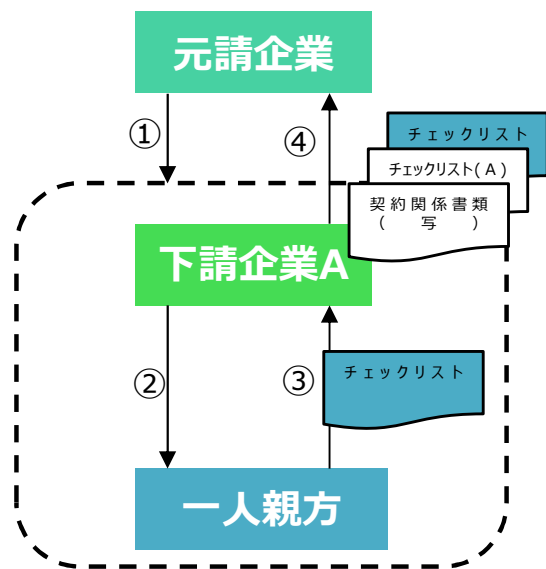


- ① 元請企業は施工体制台帳の作成建設工事の通知時に②～④を行うよう働きかける。なお、元請企業が直接一人親方と請負契約を締結する場合は、②～④の手順に準じて一人親方の働き方を確認すること。
- ② 一人親方と直接、請負契約を締結する企業（以下、A企業とする）は、一人親方に工事を依頼する前にチェックリストで一人親方の働き方を確認・記入する。
- ③ 一人親方は請負契約を締結する前の見積時に、当該工事を完成させる際の働き方をチェックリストで確認・記入し、A企業に提出する。
- ④ A企業は一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書、A企業及び一人親方が記入したチェックリストを元請企業に提出する。下請企業が数次にわたる場合は、上位発注者を通じて元請企業に提出する。
- ⑤ 元請企業は請負契約書とチェックリストの内容を確認するとともに、現場入場等の機会を通じて一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認すること。
- ⑥ 契約書の内容が建設工事の完成を目的とした契約で無い場合やチェックリストの結果が労働者と考えられる場合、元請企業はA企業に対して雇用契約の締結等を促す。

### 注意

- ②の手順において、A企業はチェックリストで一人親方の働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は、適切に雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと。
- ③の手順において、一人親方はチェックリストで働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うようA企業に求めること。なお、A企業が必要な手続きに応じない場合、関係行政機関等に相談すること。

## ケース2 施工体制台帳の作成を要しない工事での確認



- ① 元請企業は見積依頼の際に、一人親方に工事を依頼する下請企業がいる場合は②～④を行うよう働きかける。なお、元請企業が直接一人親方に見積依頼を行う場合は、②～④の手順に準じて一人親方の働き方を確認すること。
- ② 一人親方と直接、注文書及び請書による相互交付を行う企業（以下、A企業とする）は一人親方に工事を依頼する前にチェックリストで一人親方の働き方を確認・記入する。
- ③ 一人親方を見積を依頼された際に、当該工事を完成させる際の働き方をチェックリストで確認・記入し、A企業に提出する。
- ④ A企業は見積書を元請企業に提出する際に、一人親方から提出された契約関係書類の写し、A企業及び一人親方が記入したチェックリストを提出する。下請企業が数次にわたる場合は、上位発注企業を通じて元請企業に提出する。
- ⑤ 元請企業はチェックリストと契約関係書類の写しの内容を確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認すること。その結果、建設工事の完成を目的とした作業で無い場合やチェックリストの結果が労働者と考えられる場合、元請企業はA企業に対して雇用契約の締結等を促す。

### 注意

- 契約関係書類の写しとは、A企業と一人親方の間で交わされた見積書、基本契約書、注文書や請書を想定している。
- ②の手順において、A企業はチェックリストで一人親方の働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は、適切に雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと。
- ③の手順において、一人親方はチェックリストで働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うようA企業に求めること。なお、A企業が必要な手続に応じない場合、関係行政機関等に相談すること。

## ケース3 新規入場者教育等での確認

- ① 元請企業は新規入場者教育時の新規入場者調査票等で一人親方かそうでないかを確認する。
- ② 一人親方には「働き方自己診断チェックリスト」で働き方を確認し、チェックリストの提出を求める。
- ③ チェックリストに多く該当する場合は、A企業に対して雇用契約の締結等を促す。

### 補足

- ◆ 直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。
- ◆ 施工体制台帳の作成を要する工事の場合はケース1またはケース3のいずれかを選択する。施工体制台帳の作成を要しない工事の場合はケース2またはケース3のいずれかを選択する。

## 背景・必要性

- 受注競争が激化し、**本来は固定費であるべき労務費や法定福利費が変動費化**
- 労務費や法定福利費を適正に負担しない企業が競争上有利になり、**適正に負担する企業が競争上不利となる矛盾した状態**が発生
- さらに、下請契約における当事者間の交渉力の格差と相まって、受注者が極度に低い価格で受注すれば、**専門工事業者や技能者にしわ寄せが発生し、賃金が低下**
- 質の高い建設工事**を実施し、**建設業の将来の担い手を育成**するためには、下請企業のみならず、発注者、元請・下請企業等、関係者全体で総合的な取組が必要
- 法定福利費内訳明示の取組により、元請企業において、**法定福利費が義務的経費であることの認識を高め、適正な金額による下請契約を促進**

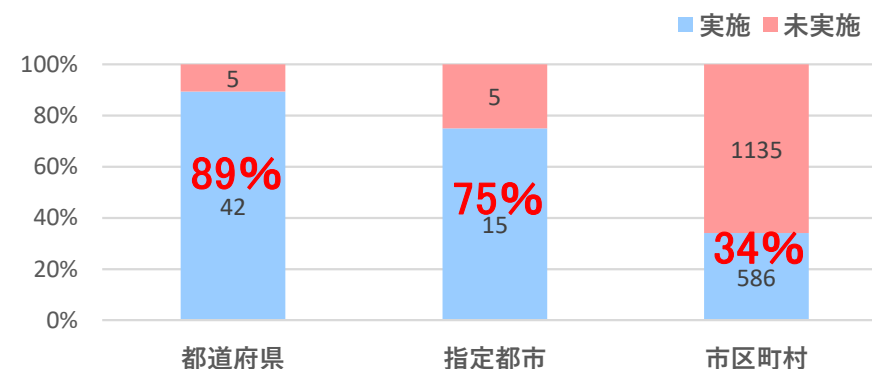
## 標準約款の改正 (H29.7)

- 標準約款(公共/民間/下請)において、受注者が作成し発注者に提出する**請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化**

## 公共発注者における取組状況

- 国、都道府県では、法定福利費を明示させる取組が進む一方、**政令市を含む市区町村では一部の団体に留まる**

### 法定福利費の内訳明示



出典: 令和5年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査

- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。  
また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る。
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

※【建設業者団体宛て】「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第15号)

【民間発注者団体宛て】「技能労働者の処遇改善に向けた標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第16号)

【地方公共団体宛て】「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」(令和3年12月1日付総行第419号・国不入企第33号)

## 下請への要請

- 労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等
- CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨

- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことが望ましい

【技能者の地位や技能を反映した労務費の見積りの例】 (100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	○人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	○人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円

## 元請への要請

- 労務費及び法定福利費の見積りの尊重

- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や技能に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

## 公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

- ◎ 請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底
- ◎ 公共発注者による法定福利費の内訳額の確認
  - 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に少なくとも1/2以上であることを目安に確認
- ◎ 内訳額と想定額が乖離するときは、受注者に対して算出根拠の確認を指示
- ◎ 受注者による算出根拠の確認を経てもなお乖離がある場合には、必要に応じて建設業許可部局が発注部局と連携して受注者による算出根拠を確認

## 民間発注者への要請

- ◎ 法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注
- ◎ 労務費及び法定福利費が着実に確保されるよう見積・入札・契約等の際に配慮すること

# 「法定福利費を内訳明示した見積書」について

法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労災保険は元請一括加入)

⇒ 労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

## 法定福利費を内訳明示した見積書

下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの

### 「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

[基本的な法定福利費算出方法]

$$= \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

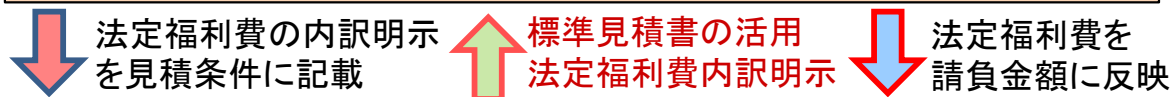
[その他の法定福利費算出方法]

$$= \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

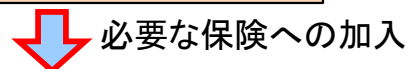
$$= \text{工事数量} \times \text{数量あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

(見積書の活用イメージ)

元請企業



下請企業



技能労働者

**標準見積書：** 社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成(国土交通省HPにも掲載) 下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始 (第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

### 御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 × ×  
〇〇 株式会社

見積金額  (消費税込)

(内訳)

項目	数量	歩掛	単価	金額
〇〇〇工事				
材料費				A
労務費				B
経費(法定福利費を除く)				C
小計				D=A+B+C

法定福利費

法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額
雇用保険料	B	p	E= B × p
健康保険料	B	q	F= B × q
介護保険料	B	r	G= B × r
厚生年金保険料 (子ども・子育て拠出金含む)	B	s	H= B × s
合計	B	t	I= B × t

小計	J=D+I
消費税等	K=J × 8%
合計	L=J+K

## 1. 背景

- 請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)における法定福利費の明示については、「「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について」(平成29年8月25日付け国地契第22号、国北予第8号)等に従い、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始した工事から実施しているところ。
- これに関し、予定価格には社会保険加入の原資となる法定福利費が含まれており、適切な法定福利費を確保する観点から、内訳書の記載に法的拘束力がないことに留意しつつ、発注者としても、次のとおり取り組むこととした。(「請負代金内訳書に明示される法定福利費の適切な支払いのための取組について」(平成30年5月31日付け国地契第5号))



## 2. 具体的な取組

- ① 請負代金内訳書提出前：内訳書に明示された法定福利費が適正金額と乖離することを防ぐため、全工事を対象に、契約相手に対して紙等を配布し、下記事項に注意するよう事前に周知徹底を行う。

### (周知内容)

- ・ 計算間違いや桁のずれ等、数值的・機械的に誤っていないこと。
- ・ 法定福利費の算出に当たって、国交省作成のマニュアルに準拠する等、適切な方法で行っていること。
- ・ 下請契約を締結する工事（締結することが見込まれる工事を含む。）においては、当該下請業者分の法定福利費を含めていること。

- ② 請負代金内訳書提出後：法定福利費の割合が著しく低い場合（50%以下を目安）に、事業者に対して記載の確認を行う。

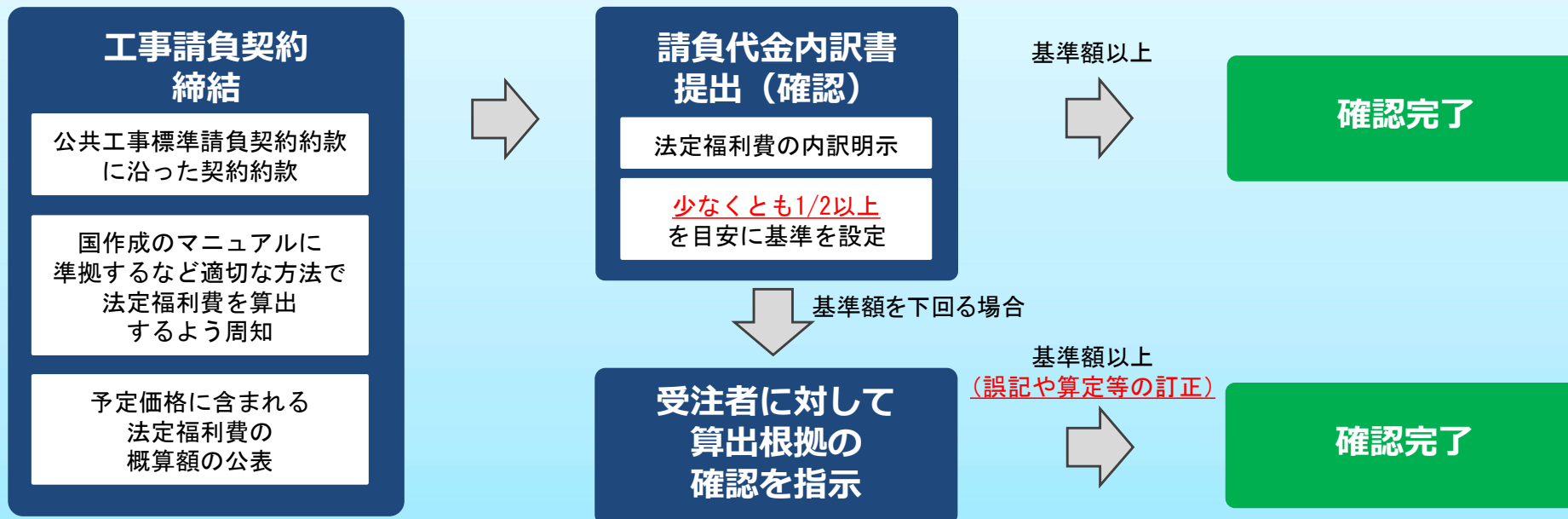
### (確認内容)

法定福利費の割合が50%以下であることを明示的に伝達し、事前周知の内容につき誤りがないか確認。

# 発注者における法定福利費の確認手順

請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について(令和3年12月1日付け総行第419号・国不入企第33号)

## ○請負代金内訳書における法定福利費の確認手順



## ○基準額を下回るままの場合の対応(例)

**受注者から説明を聴取**  
※建設業許可部局と関連部局が連携

**不正の疑い**  
(建設業法第19条の3等に違反するおそれ)

**建設業許可部局において必要な措置を実施**

不正行為の疑い(建設業法19条の3等に違反するおそれ)がある場合の例
○ 元請企業においてこれらの行為が行われ、結果として下請企業との請負契約の金額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3に違反するおそれがある。
○ 下請企業の見積書に法定福利費が明示されているにもかかわらず、元請企業がこれを尊重せず、法定福利費を一方向的に削減すること
○ 法定福利費そのものや労務費については下請企業の見積額を踏まえて適切に確保した体裁となっても、請負金額を構成する他の費用で減額調整を行ない、その他の費用が見積額を下回る額で下請契約を締結し、実質的には法定福利費等を賄うことができない請負金額となること
○ 専門工事業団体が標準見積書を策定し、労務費の算出方法について人工積上げによる方式を標準としている場合や、技能者の地位や能力に応じた労務費の見積りの提出を推奨している場合において、それにもかかわらず、元請企業が下請企業に対して、その使用を強制的に妨げること(下請の意思に反して提出をしないよう働きかけること、自社の様式への添付を認めないこと)等により、下請企業の作成した見積りに対しての不当な切り下げを行っていること

## 5 適切な価格転嫁に向けた取組

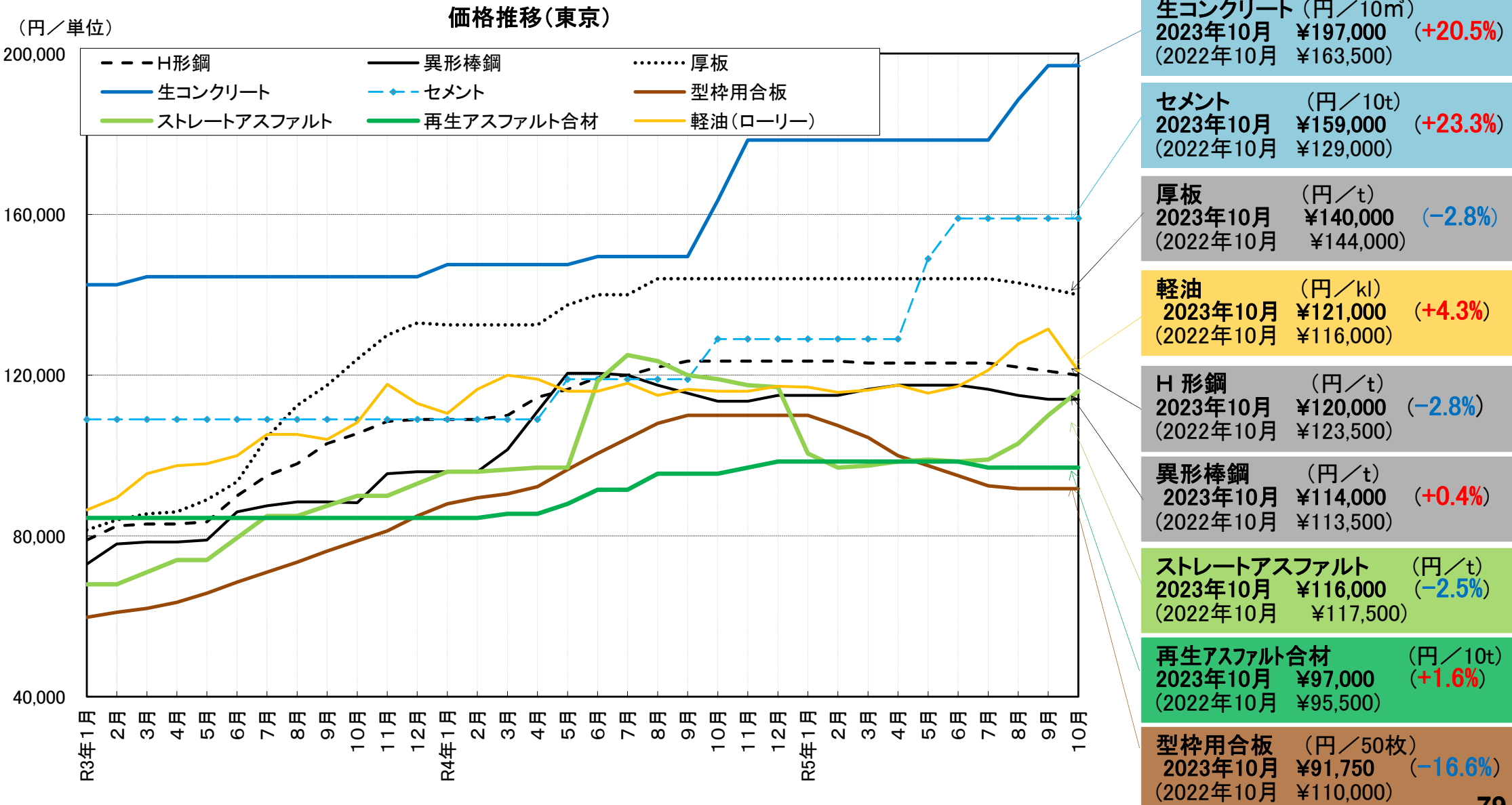
---



# 主要建設資材の価格推移

出典：「建設物価」（一般財団法人 建設物価調査会）  
「積算資料」（一般財団法人 経済調査会）

○2021年（令和3年）後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。  
○足元では、全国的にセメント・生コンクリートの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。

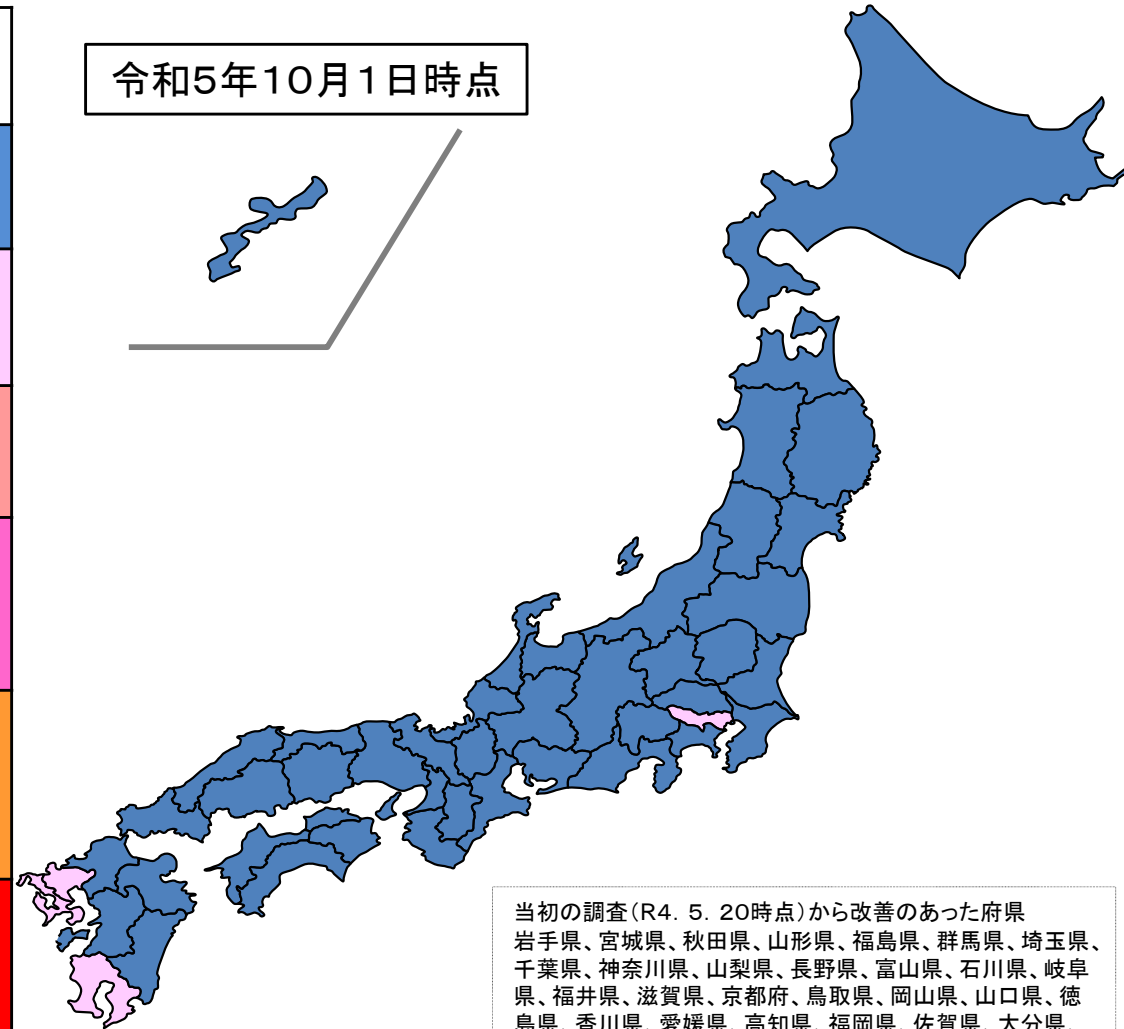


※市場の最新単価を把握するため、一般に公共工事の予定価格の積算で使用する「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示

- 都道府県が予定価格<sup>※1</sup>の積算時に使用する材料単価について、その設定状況を調査。
- 物価資料を引用している<sup>※2</sup>材料単価については、43団体が、毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用。

材料単価の設定状況		都道府県数
I	全ての資材で「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」	43
II	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」)	4
III	主要資材は「毎月、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	0
IV	全ての資材で「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」	0
V	主要な資材は「毎月の変動率を確認し、一定の基準を満たした場合に、最新の物価資料の掲載価格を引用」 (主要資材以外は、年数回更新)	0
VI	最新の物価資料の掲載価格を引用していない (年数回更新)	0

令和5年10月1日時点



当初の調査(R4. 5. 20時点)から改善のあった府県  
岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、岐阜県、福井県、滋賀県、京都府、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県

※1 入札時の当初の予定価格

※2 複数の物価資料の掲載価格の平均値を採用している 又は 一つの物価資料の掲載価格を引用している

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、受注者・発注者(施主)間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

## これまでの取組

直轄工事において、スライド条項の運用等適切な対応を実施するとともに、地方公共団体等に対し、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を要請

- 公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等を要請（公共発注者に対しては、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等も併せて要請）
- 都道府県における資材単価の設定状況等について見える化し、改善を働きかけ
- 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況についてモニタリング調査を実施

## 今後の更なる取組

- 地方公共団体における①資材単価の設定状況、②スライド条項の設定・運用状況について調査
- 全国の都道府県主催会議(公契連)において、適正な予定価格の設定・スライド条項の適切な運用等について市区町村へ直接働きかけ
- 適切なリスク分担等により価格転嫁が図られるよう、受発注者間で標準約款の適切な活用を働きかけるとともに、資材価格変動に対応しやすい契約について検討

## 「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

(令和4年4月26日国不建第52号～第55号、国交省不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者)

- ◇ 取引価格を反映した**適正な請負代金の設定**や納期の実態を踏まえた**適正な工期の確保**に加え、本年実施した**モニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用**や**必要な契約変更の実施**について要請

契約締結時

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている**請負代金や工期の変更に関する規定(スライド条項等)**を**適切に設定**すること

契約締結後

それらの規定を**適切に運用**すること

受注者や下請から**協議の申出があった場合は適切に応じる**こと等により、状況に応じた**必要な契約変更を実施**するなど、適切な対応を図ること

- ◇ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者  
団体

- ・ 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、**発注者との契約においても適切な対応**を図ること
- ・ **資材業者等に対しても同様の配慮**を行うこと

公共  
発注者

- ・ **資材単価の改定を月ごとなど適時に行う**こと、状況等を踏まえて**単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加**等の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、**原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映**すること

民間  
発注者

- ・ 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での**重要なパートナー**であり、また、**受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要**となることから、**適切な対応**を図るべきこと

- ◇ 価格転嫁に関する相談等を「**建設業フォローアップ相談ダイヤル**」にて受け付けている旨周知

## 「ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁について」

(令和4年4月26日20220426製局第1号・国不建第56号、**経産省**製造産業局長・**国交省**不動産・建設経済局長 → 日本アスファルト合材協会、建設業者団体、公共発注者、民間発注者)  
(**両省の連携により発出**)

- ◇ アスファルト合材の取引に係る事業者に対し、アスファルト合材について、原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、**当事者間で十分に協議の上適正な取引価格を設定**するなど、適切な対応を図ることを働きかけ
- ◇ **公共・民間発注者**に対しても、同様に、**適正な請負代金の設定**や**必要な契約変更の実施**について要請

➡ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、**官民協働**で取組を推進

## 1. 目的等

現下の原材料費等の高騰の状況下において、企業が経済の回復に伴う収益の増大を原資とした賃金引上げに積極的に取り組むためには、請負代金や工期について適切に対応することで、中小企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めることが重要。**建設業が、地域における基幹産業として持続的に発展していくためにも、適切な価格転嫁等適正な取引を行い、賃金引上げに取り組んでいくための支援策・制度等を紹介。**

## 2. 開催概要

日時：令和5年12月13日（水）14:00～15:30

（オンライン配信 参加者 約130名）

共催：新潟労働局、北陸地方整備局、新潟県土木部管理課建設業室

後援：連合新潟、新潟県社会保険労務士会、新潟働き方改革推進支援センター

## 3. 説明内容

冒頭、共催者である新潟労働局長、北陸地方整備局長から挨拶の後、それぞれの機関より**賃金引上げ、適正な価格転嫁に向けた支援策等について説明**

- 賃金引上げに係る支援策と下請取引適正化に係る対応等について  
（説明：新潟労働局）
- **建設業における適切な価格転嫁等に向けた取組について**  
（説明：北陸地方整備局建政部）
- 建設業における価格転嫁の状況について  
（説明：新潟県土木部監理課建設業室）

※建設業のほか、トラック運送事業者、製造業等その他業種向けも別途開催



【北陸地方整備局長挨拶】



【北陸地方整備局建政部長説明】

## ○背景

今般、公正取引委員会において、令和5年3月1日「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の第3独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底の項目において、法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方が示されたこと、また、令和5年4月5日の中小企業等の活力向上に関するワーキンググループにおいて、建設工事に関係する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。経済産業省、業所管省庁共管。）及び同法第3条第1項に基づく振興基準に示す、対価の決定の方法の改善、下請代金の支払方法の改善及び働き方改革の促進を阻害する取引慣行の改善等の配慮を徹底することが重要とされたことから、「建設業法令遵守ガイドライン」の所要の改訂を行うもの。

## ○令和5年6月改訂

### 5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）

(3) 原材料費等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれ

公正取引委員会は、令和5年3月1日「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の第3独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底の項目において、法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方が示されている。

公正取引委員会は、令和4年1月26日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。）を改正するとともに、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ&Aに、下記の①及び②の2つの行為がこれに該当することを明確化した。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

※下請法運用基準は、上記の「取引の相手方」を「下請事業者」としている。

○令和5年6月改訂

## 14-5 下請中小企業振興法・振興基準との関係について

**下請中小企業振興法**（昭和45年法律第145号。経済産業省、業所管省庁共管。以下「下請振興法」という。）は、下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であり、広く下請振興を図る観点から、建設工事の請負が適用されない下請法よりも、対象となる取引の範囲が広く、**全ての取引が対象となっている。**

また、下請振興法第3条第1項に基づく**振興基準は、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準**で、親事業者と下請事業者の望ましい、あるべき取引の姿を示し、また、主務大臣（事業を所管する大臣）が必要に応じて下請事業者及び親事業者に対して指導、助言を行う際に用いられている。

下請振興法では、「親事業者」を、資本金等が自己より小さい中小企業者に対し、製造委託等を行うことを業として行うものと定義し、親事業者の取引の相手方を指す「下請事業者」を、資本金等が自己より大きいものから委託を受けて、製造委託等を行うことを業として行う中小企業者と定義している。

建設工事における親事業者は、建設工事の請負契約の発注者、元請負人が該当し、下請事業者とは、建設工事の請負契約の元請負人、下請負人が該当し、さらに、建設業者が請け負った建設工事に使用する建設資材の製造を委託する場合や設計図等の作成を委託する場合なども該当する。

したがって、**建設工事の請負契約の発注者・受注者間、元請・下請間だけでなく、建設工事に関係する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、特に振興基準に示す下記事項について配慮を徹底し、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築していく必要がある。**

- 対価の決定の方法の改善
- 下請代金の支払方法の改善
- 働き方改革の促進を阻害する取引慣行の改善
- 業種別ガイドライン及び自主行動計画
- パートナーシップ構築宣言 等



## 目次

### 1章 このハンドブックの使い方

はじめに ..... ①

### 2章 こんな取引条件に要注意!!

- ① 不明確な見積条件や見積提出期限が短くありませんか? ..... ②
- ② 口頭契約や契約書交付が着工後になっていませんか? ..... ③
- ③ 契約工期が通常よりもかなり短い期間になっていませんか? ..... ④
- ④ 契約金額が協議なく一方的に決められていませんか? ..... ⑤
- ⑤ やり直し工事費用を一方的に押しつけられていませんか? ..... ⑥
- ⑥ 支払期日が守られていますか? ..... ⑦
- ⑦ 協議もなく一方的に支払代金を差し引かれていませんか? ..... ⑧
- ⑧ 割引困難な長期手形で支払われていませんか? ..... ⑨
- ⑨ 価格転嫁・工期変更は認められていますか? ..... ⑩
- ⑩ 不利益な取扱いはされていませんか? ..... ⑪

### 3章 適正取引のためのノウハウ

- 取引条件を明確にしましょう ..... ⑫
- 取引内容を書面に残しましょう ..... ⑭
- 支払期日を把握しましょう ..... ⑯
- 施工体制を把握する書類を作成しましょう ..... ⑰

### 4章 問い合わせ窓口等

- 建設業法令遵守相談窓口、建設業法令違反通報窓口 ..... ⑳
- 請負契約に関するトラブル相談窓口、その他 ..... ㉑





## 活動趣旨

地方整備局等に設置する建設業法令遵守推進本部は、平成19年度の創設以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業に係る法令遵守に向けた取組を行っている。

## 具体的方針

### 1. 各種相談窓口における法令遵守情報の収集等

駆け込みホットライン等重要な情報収集窓口の積極的な活用を促すため、講習会や意見交換会等の様々な機会を活用し、各種相談窓口の周知に努める。

### 2. 立入検査等の実施 **重点項目**

元請・下請の対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るため、立入検査等を実施し、必要に応じて注意喚起・指導監督等を行い、法令遵守、請負契約の適正化に向けた取組を促す。

### 3. 建設業の法令遵守に関する周知

「建設業法令遵守ガイドライン」等、建設業の法令遵守に関する取り組みを様々な機会を捉えて周知を図る。

### 4. 建設業取引適正化推進期間の実施等

令和元年度以前は11月を、令和2年度以降は10～12月を推進期間に位置付け、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図る。

### 5. 関係機関との連携

都道府県・関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。

とりわけ、来年度から建設業に罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、厚生労働省の都道府県労働局や労働基準監督署と連携し、「建設業関係労働時間削減推進協議会」へ参加するなど積極的な対応を図る。

建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

### 6. その他

元請・下請間におけるトラブルや苦情相談等に応じられる「建設業取引適正化センター」について、あらゆる機会を通じ、一層周知する。

## 今年度の重点項目

### 受発注者間・元請下請間・1次下請2次下請間の取引状況について、モニタリング調査を実施

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な請負代金での契約締結が重要であることから、標準見積書の活用や見積りの協議、代金支払（労務費相当分の現金払いを含む。）、資機材の価格高騰を受けた対応の状況等についてモニタリング調査を行う。とりわけ、令和6年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が建設業に適用されることを踏まえ、適正な工期の確保に重点を置きつつ、モニタリング調査を行い、受発注者に対して必要な注意喚起等を行う。

#### ● 工期特化モニタリング調査（厚生労働省との連携）

工期設定の考慮具合の確認、過去の同種類似工事実績との比較、工期の見積り内容の精査、時間外労働の状況確認など工期に特化したモニタリング調査を実施する。また、このモニタリング調査に厚生労働省の労働基準監督署が同行し、同署から罰則付きの時間外労働の上限規制の周知等訪問支援を行うことにより長時間労働の是正に向けた自主的な改善を促す。

## 経緯・目的

- 建設労働者の賃金上昇の実現に向け、適正な請負代金による契約締結、スライド条項の適切な設定・運用による適切な価格転嫁等を推進するため、令和3年10月にスタート。
- 受発注者に対するヒアリングによりこれらの状況について詳細に実態把握を行い、留意点や違反の疑いのある事項を直接指摘し、その改善を促す。

## 調査・指摘事項

### 調査する項目

- 見積書・契約書
  - ・ 標準見積書の活用状況
  - ・ 法定福利費の割合
- 適正な請負代金の設定
  - ・ 請負契約書への変更条項の記載
  - ・ 元請負人、下請負人からの変更申出状況
  - ・ 変更申出があった場合の対応状況
- 適正な工期の設定
  - ・ 工期設定方法
  - ・ 工程に影響を与える条件の適切な明示
  - ・ 工期変更の状況

など

違反の疑いで指摘した主な事例

下請負人に標準見積書活用の働きかけを行っていないもの。

労務費に照らして、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの。

請負契約書に物価等の変動に基づく契約変更条項が含まれていないもの。

元請負人による合理的な根拠のない値引きがあり、それにより法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの。

下請業者から物価変動に基づく請負金額の変更の申出があった場合に協議に応じない、または必要な契約変更を実施しないなど適切な対応が図られていないもの。

不測の事態により当初予定していた工期内での竣工が困難となったが、元請負人の判断で発注者との工期変更の協議をせず、下請負人に対し残業の要請など工期のしわ寄せを行っているもの。

## 実績・公表

- 令和4年度：149工事
  - ※ 1件の工事につき、複数の下請業者について、請負契約や見積書を調査
- 違反の疑いがあるとして指摘した内容を集計し、広く公表（公表に際しては、匿名性を確保）

	元請下請間	受発注者間
目的	下請業者へのしわ寄せ防止に向けた取引適正化 ※技能労働者の賃金水準の上昇を図るには、適正な請負代金での契約締結が重要。そのため、請負代金や工期などが公平な立場・協議のもと適正な取引として行われているかの実態を把握	昨今の資材価格高騰等の情勢を踏まえ、適正な請負代金の設定及び工期の設定についての協力要請
実施方法	ヒアリング ※調査対象工事に係る現場所長や支店担当者等	ヒアリング ※発注関係部署の担当者
調査内容	標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議状況等についてヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>・工期の設定方法等</li> <li>・下請負人に対する標準見積書の働きかけの状況</li> <li>・法定福利費の明示状況</li> <li>・法定福利費の算出方法</li> <li>・契約締結に至る過程での下請負人との協議状況</li> </ul>	スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等についてヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>・請負業者の選定方法</li> <li>・工期の設定方法（変更に関する申出があった場合の対応方法を含む）</li> <li>・価格転嫁について（スライド条項の有無、請負金額の変更申出があった場合の対応等）</li> </ul>
調査対象	229か所（令和5年3月現在）	49か所（令和5年3月現在）
実施時期	R3. 10～	R4. 8～
備考	改善・留意すべき事項について、文書で通知	改善・留意すべき事項について、文書で通知

※) 調査については、公共工事・民間工事にかかわらず、元請下請間、受発注者間を対象に実施

## 調査概要

- 昨年度、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）」を受け、集中取組期間（R4.1～3）において、原油・資材価格の高騰による影響や、これに対する受注者・発注者の対応等について、各地方整備局等によりモニタリング調査を実施
- 継続的に状況等を把握する必要から、今般、令和4年5月から令和5年2月にかけて、同内容のモニタリング調査を実施

## 調査内容

### ■ 調査対象業者

完成工事高上位の建設業者を中心に選定（令和3,4年度の合計229か所）。結果として、令和3年度は完工高1,000億円以上を中心に80か所、令和4年度は完工高1,000億円未満を中心に149か所を実施。

### ■ 調査対象工事

公共・民間問わず、元請として発注者から令和元年度～4年度中に直接請け負った工事で、中規模案件と言われる「工期が1～3年程度、工事費が1～50億円程度のもの（小中学校、大学、公共施設、マンション、病院、ホテル、河川災害復旧工事、道路改良工事など）」を対象。

### ■ 調査方法

調査対象業者から、上記調査対象工事の中から「労務費率の高い工事」や「材料費率の高い工事」を合計575件選定し、それぞれの工事の契約を行っている支店等の長や現場所長等に対するヒアリングを令和4年5月から令和5年2月に実施。

### ■ 主な調査項目

- ①物価等の変動に基づく契約変更条項の有無
- ②契約金額の変更に係る申出の状況
- ③契約金額の変更に係る申出を行った際の発注者の対応状況 など

## 調査結果を踏まえ、不適切なおそれのある事案として留意を促す内容①

### 1. 標準見積書の活用等の働きかけについて

- ① 下請負人への標準見積書の働きかけを行っていないもの。
- ② 標準見積書以外の様式を使用している場合であっても、標準見積書の交付を求める趣旨に反して、下請負人から交付された見積書に法定福利費が内訳明示されていないもの。また、法定福利費が明示されているものの、その根拠となる労務費総額など算出根拠が不明確なもの。

### 2. 契約書・見積書における法定福利費の内訳明示について

- ① 当該工種における契約金額に占める労務費から想定して、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの。
- ② 下請負人が見積書において、法定福利費を内訳明示したにもかかわらず、工事費に含めた上で、さらに、下請負人が見積もった単価を大幅に減額することにより、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの。

### 3. 適切な社会保険に加入していることを確認できない作業員の現場入場について

設定された法定福利費から想定して、適切な保険に加入していない作業員（偽装一人親方を含む。）を現場に入場させているおそれのあるもの。

### 4. 合理的根拠のない一方的な値引き（指値発注）について

- ① 請負代金内訳書に元請負人が提示した合理的な根拠のない大幅な値引き額があり、それにより実質的には法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの。
- ② 請負金額の総額のみで協議を行い、請負代金内訳書に下請負人が提示した大幅な値引き額について、元請負人において、十分な検証することなく、それにより実質的には法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの。

## 調査結果を踏まえ、不適切なおそれのある事案として留意を促す内容②

### 5. 技能労働者の賃金上昇を阻害するおそれのある単価設定について

前年度の同種同等工事における単価に比べて、大幅に安い単価を設定し、技能労働者の賃金上昇を阻害するおそれのあるもの。

### 6. 労務費相当分の現金支払について

当該工種における契約金額に占める労務費から想定して、労務費相当分の現金払いがされていないおそれのあるもの。

### 7. 適正な施工体制の確立について

施工体制台帳、施工体系図及び作業員名簿の作成や記載内容の真正性の確認が不十分で、社会保険加入の徹底や現場に入場した者との契約関係が雇用か請負か不明確なものなど施工体制の的確な把握が行われていないおそれのあるもの。

### 8. 適正な請負代金の設定について

- ① 下請業者との請負契約書に物価等の変動に基づく契約変更条項が含まれていないもの
- ② 下請業者から物価変動に基づく請負金額の変更の申出があった場合でも、適切に協議に応じず、状況に応じた必要な契約変更を実施しないなど、適切な対応が図られていないもの

なお、公正取引委員会より「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査」の結果が公表されているので、「**別添** 独占禁止法Q&Aに該当する行為（下記1及び2の行為）」も参照

## 調査概要

- 令和3年12月27日の転嫁円滑化会議において、国土交通大臣から民間発注者団体等に対して、「国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願いしたい。」と直接要請するとともに、令和4年4月26日の総合緊急対策に基づき、公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、物価等の変動に基づく契約変更条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施などを要請。
- これらの要請を踏まえ、民間発注者の現場レベルでの意識の浸透が着実に進むよう、発注する建設工事に係る請負代金の設定や工期の確保等の状況についてモニタリング調査を実施。

## 調査内容

### ■ 調査対象企業

各地域で建設工事の発注を行う大手民間企業を中心に選定

### ■ 調査方法

調査対象企業の本店・支店等における建設工事の発注・契約担当者に対するヒアリングとして令和4年8月～令和5年2月に実施

### ■ 主な調査項目

- ①物価等の変動に基づく契約変更条項の有無
- ②契約金額の変更に係る申出の状況
- ③工期の設定方法
- ④工期の変更状況            など

## 調査結果を踏まえ、不適切なおそれのある事案として留意を促す内容

### 1. 適正な請負代金の設定について

- ① 受注者との請負契約書に物価等の変動に基づく契約変更条項が含まれていないもの
  - ② 受注者から物価変動に基づく請負金額の変更の申出があった場合でも、適切に協議に応じず、状況に応じた必要な契約変更を実施しないなど、適切な対応を図っていないもの
- など適正な請負代金の設定が行われていないおそれのある事案が見受けられた。

なお、公正取引委員会より「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査」の結果が公表されているので、「**別添** 独占禁止法Q&Aに該当する行為（下記1及び2の行為）」も参照。

### 2. 適正な工期の確保について

- ① 工期の設定をする際に、受注者の長時間労働の是正や建設業の担い手一人ひとりの週休二日の確保など、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備への認識が低いもの
- ② 工程に遅れを生じさせるような事象等について、受注者から報告を受けた場合に、適切に協議に応じず、状況に応じた必要な契約変更を実施しないなど適切な対応を図っていないもの
- ③ 工程に影響を与える条件を適切に明示していないもの

など適正な工期の確保が行われていないおそれのある事案、または、その意識が低いと思われる事案が見受けられた。



別添

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）  
([https://www.jftc.go.jp/dk/dk\\_qa.html#cmsQ20](https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html#cmsQ20))

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

- 原材料費等の高騰の状況を踏まえ、公正取引委員会において、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、コストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について緊急調査を実施。
- 令和4年12月、公取委は、同年2月に更新した独占禁止法Q&Aを再掲しつつ、「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について」を公表。

## 独占禁止法Q&Aに該当する行為

以下のような行為は、「優越的地位の濫用」の要件の一つに該当するおそれ

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
  - － 発注者の方が立場が強く受注者からは言い出しにくいことが多いので、**発注者が積極的に協議の場を設けることが適切**
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
  - － 受注者からの価格引上げ要請を受け入れない場合には、その**理由を形に残る方法で伝えることが適切**

## 緊急調査の結果



発注者

「受注者からの価格引上げ申入れがない」  
「期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内である」  
「要請があった受注者に対応しているため、要請がない受注者への対応が間に合わない」



「取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると、実際に申し出ることは難しい」  
「発注者の担当に値上げの可能性を相談したが、『無理』と言われ、申入れ自体を断念した」



受注者

これらを理由に発注者から積極的に協議の場を設けず、  
価格が据え置かれているケースが多数

《総合工事業について》 サプライチェーンにおいて、受注者からの価格転嫁の要請が滞っている可能性

総合工事業、地方公務、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業  
(主な発注者)

総合工事業  
(受注者/発注者)

窯業・土石製品製造業、総合工事業、道路貨物運送業  
(主な受注者)

事例：取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引において、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。 【総合工事業者A社、不動産取引業者K社】

令和5年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会は連名で、取引環境の整備の一環として、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、公表。

## 本指針の性格

### 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針

- 労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめ、それぞれに「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」、「留意すべき点」などを記載。
- 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。

## 発注者として採るべき行動／求められる行動



発注者

### 【行動①：本社（経営トップ）の関与】

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

### 【行動②：発注者側からの定期的な協議の実施】

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

### 【行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること】

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

### 【行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと】

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

### 【行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと】

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

### 【行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること】

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

## 受注者として採るべき行動／求められる行動



受注者

### 【行動①：相談窓口の活用】

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

### 【行動②：根拠とする資料】

発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

### 【行動③：値上げ要請のタイミング】

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

### 【行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示】

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

## 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

### 【行動①：定期的なコミュニケーション】

定期的コミュニケーションをとること。

### 【行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

## ■労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

URL: <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

## 建設業に関する総合的な相談窓口

### 1 建設業フォローアップ相談ダイヤル

※許可申請等に関するお問い合わせは **4** をご参照下さい

**TEL 0570-004976**

**E-mail : hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp**

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00~12:00, 13:30~17:00  
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000058.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000058.html)



## 建設業の法令違反に関する通報窓口

### 3 駆け込みホットライン

**TEL 0570-018-240**

**FAX 0570-018-241**

**E-mail : hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp**

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00~12:00, 13:30~17:00  
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます。
- 法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施し、違反行為があれば指導監督を行います。

<https://www.mlit.go.jp/common/001372097.pdf>



## 請負契約に関するトラブルの相談窓口

### 2 建設業取引適正化センター

センター  
東京

**TEL 03-3239-5095**

**FAX 03-3239-5125**

**E-mail : tokyo@tekitori.or.jp**

相談料  
無料

センター  
大阪

**TEL 06-6767-3939**

**FAX 06-6767-5252**

**E-mail : osaka@tekitori.or.jp**

【受付時間】 9:30~17:00

(土日、祝日、12/29~1/3を除く)

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

<https://tekitori.or.jp/pages/47/>



## その他の相談窓口

### 4 建設業法に関するお問い合わせ・ご相談先

建設業法や制度、建設業の許可申請、変更届、経営事項審査などに関するお問い合わせは、こちらへご連絡下さい。

- 国土交通大臣許可業者からのお問い合わせ・ご相談はこちらへ  
**北陸地方整備局 建設部 計画・建設産業課**  
**TEL 025-370-6571 FAX 025-280-8746**  
**E-mail : kensetugyouhou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp**

- 各県知事許可業者からのお問い合わせ・ご相談、各県知事許可業者に係る建設業の法令違反に関する通報や元請・下請間トラブルについてはこちらへ

**新潟県 土木部 監理課 建設業室**

**TEL 025-280-5386 FAX 025-285-3572**

**E-mail : ngt080010@pref.niigata.lg.jp**

**富山県 土木部 建設技術企画課**

**TEL 076-444-3316 FAX 076-442-7954**

**E-mail : akensetsu@pref.toyama.lg.jp**

**石川県 土木部 監理課 (建設業サポートデスク)**

**TEL 076-225-1712 FAX 076-225-1714**

**E-mail : e250100@pref.ishikawa.lg.jp**

【受付時間】 9:00~17:00 (土日、祝日、閉庁日を除く)

## 6 中央建設業審議会基本問題 小委員会での審議

---

現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制等に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりのために必要な実効性ある対策を具体化するため、実務に精通した関係者を交え、令和5年5月より議論を実施。

## 委員

### (学識者等)

井出 多加子(成蹊大学経済学部教授)  
榎並 友理子(日本IBM株式会社執行役員公共事業統括部長)  
恵羅 さとみ(法政大学社会学部准教授)  
大森 文彦(弁護士・東洋大学法学部名誉教授)  
小澤 一雅(東京大学大学院工学系研究科教授)【委員長】  
蟹澤 宏剛(芝浦工業大学建築学部教授)  
岸上 恵子(公認会計士)  
楠 茂樹(上智大学法学部教授)  
西野 佐弥香(京都大学大学院工学研究科准教授)  
浜田 沙織(株式会社ワーク・ライフバランス取締役)  
堀田 昌英(東京大学大学院工学系研究科教授)

### (受注者側)

青木 富三雄(一般社団法人住宅生産団体連合会環境部長兼建設安全部長)  
荒木 雷太(一般社団法人岡山県建設業協会会長・一般社団法人全国建設業協会前副会長)  
岩田 正吾(一般社団法人建設産業専門団体連合会会長)  
小倉 範之(全国建設労働組合総連合書記次長)  
東 俊樹(一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会長)

### (発注者側)

仲田 裕一(一般社団法人不動産協会企画委員長)  
松島 進(東京都建設局企画担当部長)  
丸山 優子(株式会社山下PMC代表取締役社長)  
渡邊 美樹(独立行政法人都市再生機構本社住宅経営部次長)

※50音順・敬称略

## スケジュール

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 5月22日 | 第1回会議   | 基本問題小委員会における検討内容について  |
| 6月29日 | 第2回会議   | 請負契約の透明化による適切なリスク分担等について  |
| 7月27日 | 第3回会議   | 教育関係者からのヒアリング等  |
| 8月23日 | 第4回会議   | これまでの議論の整理と対応の方向性について<br>・ 請負契約の透明化による適切なリスク分担<br>・ 適切な労務費や賃金行き渡りの確保・担保<br>・ 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上<br>中間とりまとめ(案)について |
| 9月8日  | 第5回会議   | 中間とりまとめ(案)について  |
| 9月19日 | 中間とりまとめ |   |



▲ 令和5年9月8日 第5回会議の様子

- ✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
- ✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない。
- ✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を取りまとめ。

### 1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

#### (1) 契約における非対称性の解消

- ① **受注者**による**リスク情報提供**の義務化
  - ・見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化
- ② 請負契約に**予備的経費等**に関する事項を**明記**
- ③ オープンブック・**コストプラスフィー方式**の標準請負契約約款の制定

#### (2) 価格変動等への対応の契約上での明確化

- ① 請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
- ② 価格変動に伴う**請負代金の変更条項を契約書上明確化**
  - ・法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

#### (3) 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化

- ① **当事者間**での**誠実協議**
  - ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に協議を実施
- ② 民間事業者への**勧告等**
  - ・**不当に低い請負代金での契約締結**について、国土交通大臣等の**勧告**対象に、公共発注者だけでなく民間事業者も含める
  - ・不適切な契約是正のため許可行政庁の組織体制を整備

### 2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

#### (1) **標準労務費の勧告**

- ・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

#### (2) **受注者における不当に低い請負代金の禁止**

- ・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、**指導、勧告等**の対象とする

#### (3) **適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置**

- ・建設業者に、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
- ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

### 3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

#### (1) **適正な工期の確保**

- ① **受注者**による**著しく短い工期の禁止**
- ② WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
  - ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

#### (2) **生産性の向上**

- ① 建設工事**現場**を適切に**管理**するための**指針**の作成
  - ・ICTの活用等による**現場管理のための指針**を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
- ② **監理技術者等の専任制度等**の合理化

※今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、繁閑に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理についてもさらに検討。

# 1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

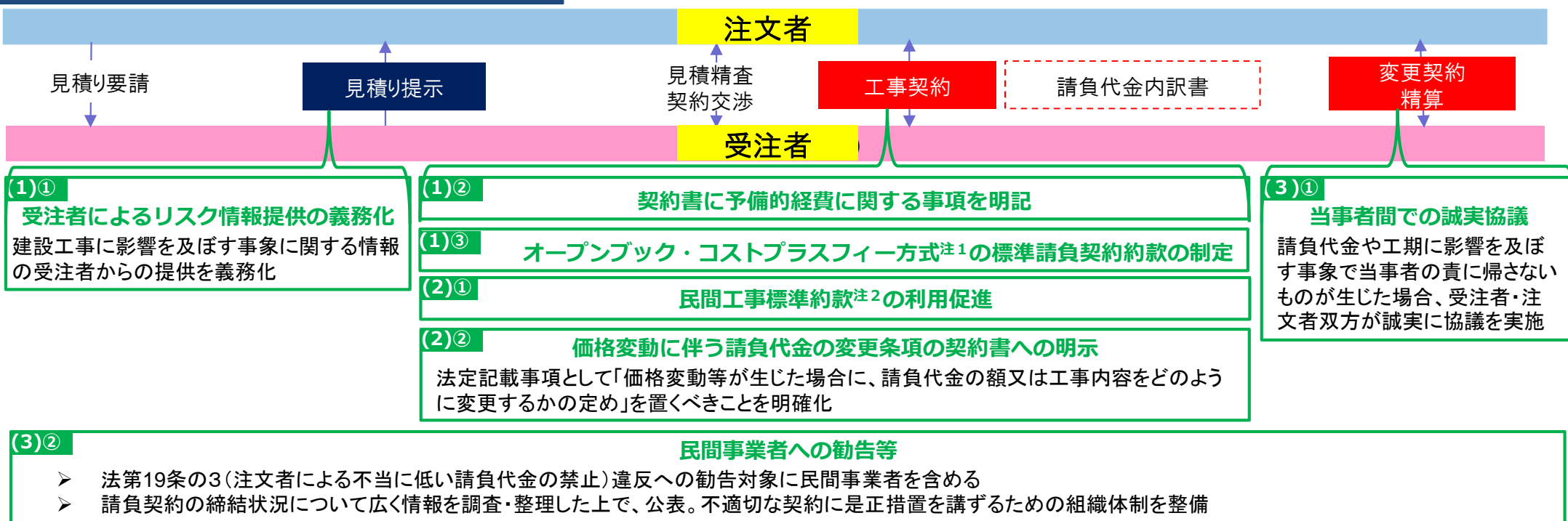
## 現状・課題

- ✓ 発注者が、請負代金の中に含まれる予備的経費等の内容を詳細に把握することは困難であり、受発注者間で情報の非対称が生じている。
- ✓ 価格変動等に対してどのようにリスク管理を行っていくかが契約上不透明な場合、受発注者間に認識の齟齬が発生。
- ✓ 適切なリスク分担がなされない場合、契約当事者のみならず、その下請業者なども含めた建設生産システム全体に経営悪化や不良工事の発生といった悪影響が及ぶおそれがある。

## 対応の方向性

1) 契約における情報の非対称性の解消、2) 価格変動等への対応の契約上での明確化、3) 当事者間でのコミュニケーションを制度的に担保することで、契約の透明化と当事者間での協議を通じたリスクへの対応を実現

## 今後のイメージ(建設工事における契約プロセス例)



※ 契約形態に応じた対応や設計変更等に関する責任分担のあり方についても整理が必要

(注1) 工事に係る支出(コスト)を受注者が開示すること(オープンブック方式)で実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬(フィー)を加算して支払う方式(コストプラスフィー方式)。

(注2) 民間建設工事標準請負契約約款。同約款(甲)第31条において、請負代金額の変更を求め得る場合を規定。



## 2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

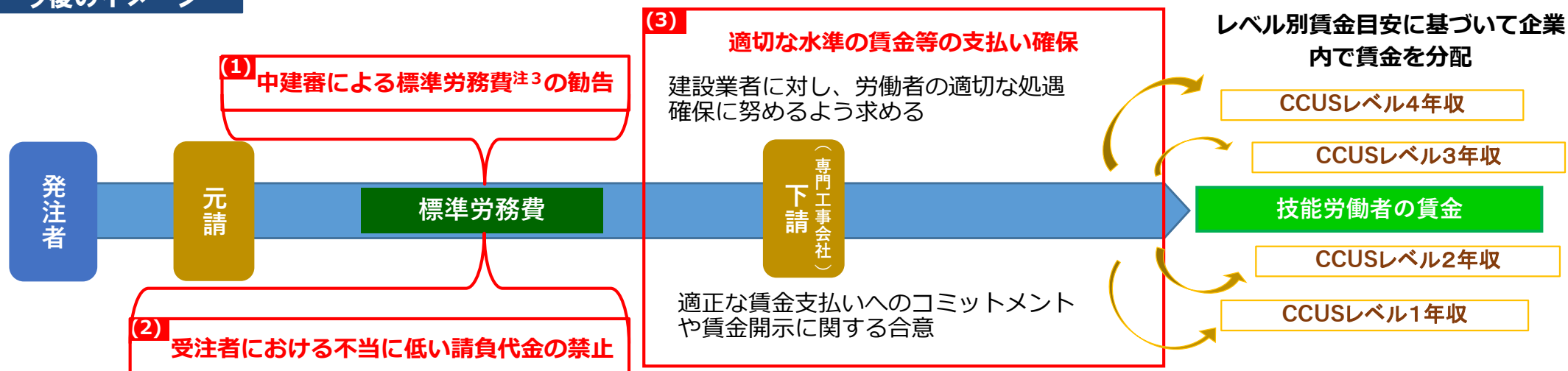
### 現状・課題

- ✓ 労務費等の見積りが曖昧なまま工事を受注した場合、適切な賃金の原資を確保できないおそれがある。また、技能労働者の賃金を能力や経験が反映された適正な水準に設定しようとしても、相場感が分からず取組が進まない。
- ✓ 労務費は、短期的な市況の影響を受けやすく、累次の下請契約等が繰り返される中で、適切な工事実施に必要で、かつ、中長期的にも持続可能な水準の労務費が確保されにくい。この結果、現場の技能労働者への行き渡りも徹底されにくい。

### 対応の方向性

適切な労務費が下請契約等において明確化されるルールを導入しつつ、不当な安値での受注を排除していくことで、技能労働者の能力や経験に応じた適切な賃金の支払いや処遇の改善（賃金の行き渡り）を実現する。

### 今後のイメージ



※ これらを担保する措置の一環として、まずは公共工事において賃金支払い及び社会保険加入状況の実態を適切に把握する取組を検討

### (注3)標準労務費

適切な工事実施のために計上されるべき、中長期的にも持続可能な水準の標準的な労務費。  
請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割をもたせ、廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いる。

# 3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

## 現状・課題

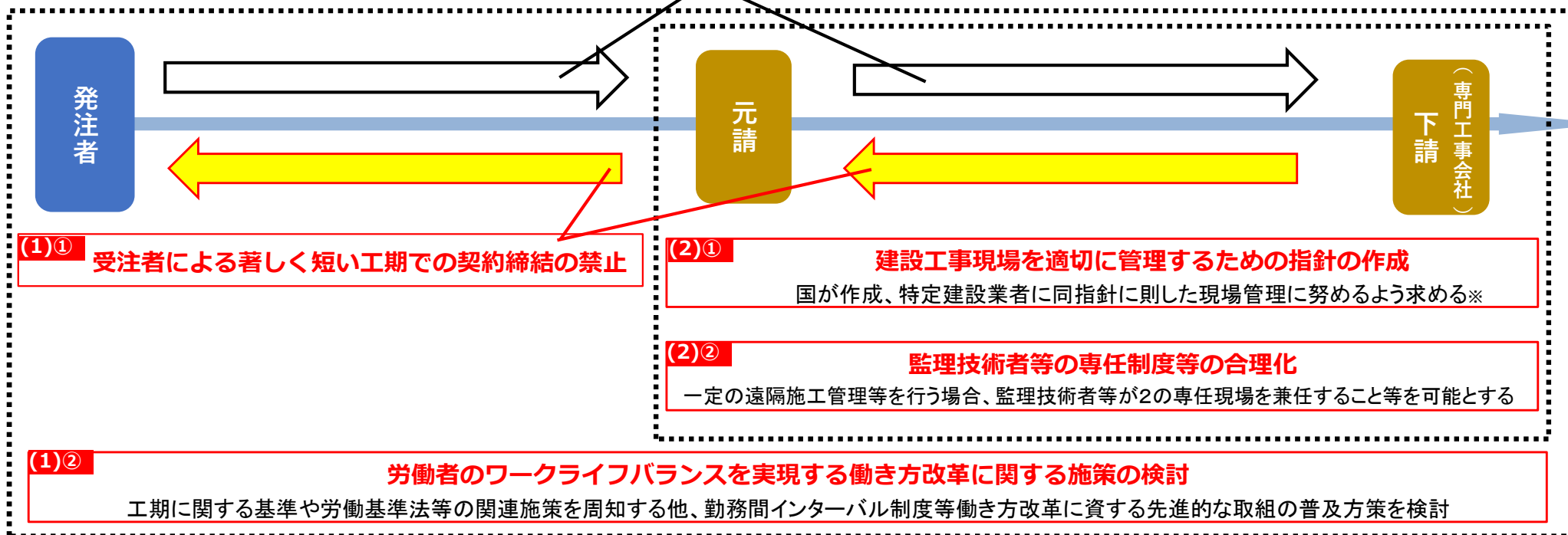
- ✓ 適切な工期が確保されない場合、**技能労働者の就労環境が悪化するおそれがあるのみならず、施工品質や安全面にも影響が生じる可能性**がある。また、週休2日の実現や令和6年4月から適用される罰則付き時間外労働規制への対応が急務。
- ✓ 働き方改革の推進には、事務作業等の効率化が不可欠であるが、これに効果を発揮する**情報通信技術の活用が十分に進んでいない**。このことは、**施工体制管理のさらなる徹底を図る上でも課題**。

## 対応の方向性

建設生産プロセス全体を通じた適切な工期の確保を徹底するとともに、**情報通信技術の活用等による生産性の向上を図ることにより、他産業と比較しても働きやすく、魅力的な就労環境を実現する。**

## 今後のイメージ

注文者による著しく短い工期での契約締結の禁止（現行建設業法第19条の5）



※ 例えばCCUSのように、本人認証や真正性を確認済の情報等を備えたシステムを活用可能とすることで、施工体制の確認やその管理等を徹底していく

- 労務費を原資とする廉売行為を制限することで公正な競争を促進するため、請負契約締結の際における労務費の相場観を示すと共に、廉売行為の取り締まりの際の基準とすることを目的として、トンあたり、平米あたりといった単位施工量あたりの標準的な労務費を「標準労務費」として明示。
- 「標準労務費」は、標準的な仕様・条件での、設計労務単価×歩掛※と想定し、工種毎に標準労務費を策定。  
※設計労務単価・公共工事の工事費の積算に用いるために設定した、労働者本人が受け取るべき日額賃金歩掛・ある作業について、とある施工班が単位量当たりの作業を行う際に必要な労力
- 「標準労務費」は設計労務単価×歩掛に相当することから、「標準労務費」に基づく請負代金が設定されれば、受注側は、その工事において、設計労務単価相当の賃金支払いが可能と見込まれる。
- 各歩掛等には、様々な規格が存在し、例えば、型枠工（土木）では10規格、掘削工では61規格が存在するため、標準労務費の作成においては、歩掛等ごとに「標準的な仕様・条件（＝規格）」を特定する必要がある。

## 型枠工（土木）の例

標準労務費		8,607.2円/m <sup>2</sup>	
（参考）	適用労務単価 （標準労務費業に占める各職種 労務費の割合）	型枠工	26,300円（47.45%）
		普通作業員	21,600円（24.97%）
		土木一般世話役	25,500円（8.89%）
		その他	－（18.69%）
	標準労務費に占める労務費の割合の合計		100%
地	域：東京		
規	模：－		
仕	様：（型枠の種類）一般型枠（構造物の種類）鉄筋・無筋構造物		
対	応：（機×、労○、材×）		
平均年収（CCUSレベル別）	：レベル1 **万円、レベル2～3 **万円、レベル4 **万円		

## 7 外国人材の活用

---

- 建設分野で活躍する外国人の数は約11万人で、全産業の約6.4%
- 在留資格別では技能実習生が最多(2022年：約7万人) (ただし、実習制度であり就労制度ではない)
- 特定技能外国人は、水際措置の緩和や制度の周知に伴い、人数は増加中
- 2022年4月に、2号特定技能外国人が建設分野において初認定 (26人：2023年10月末現在)

## 建設分野に携わる外国人数

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全産業	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	1,724,328	1,727,221	1,822,725
建設業	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	93,214	110,898	110,018	116,789
技能実習生	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	64,924	76,567	70,488	70,489
特定技能外国人	—	—	—	—	—	—	—	267	2,116	6,360	12,776(8)

出典：特定技能外国人は入管庁調べ、その他は「外国人雇用状況」の届出状況（厚生労働省）  
 特定技能外国人は年度末時点（2022年は12月末時点）、その他は10月末時点の人数  
 特定技能外国人の（）内の数は2号特定技能外国人数

2023.10現在 22,309(26)

## 特定技能外国人の国別受入状況（2022年12月末時点）

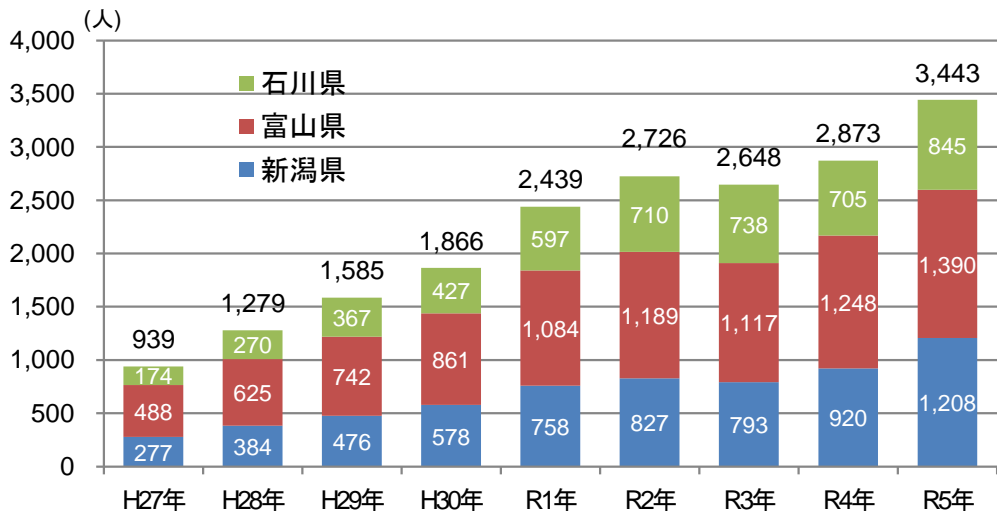
国名	ベトナム	フィリピン	インドネシア	中国	カンボジア	ミャンマー	タイ	ネパール	その他	合計
人数	8,849(2)	1,293	1,003	701(6)	328	238	136	74	154	12,776(8)

# 北陸3県の建設業における外国人労働者数

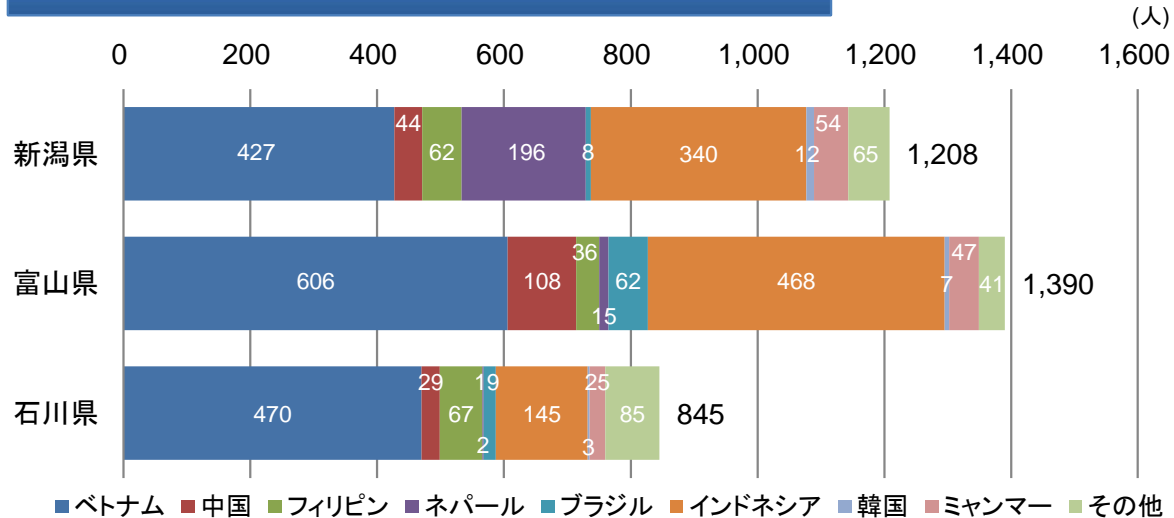
※「外国人雇用状況」の届出状況（厚生労働省）（令和5年10月末現在）

- 令和5年の北陸3県の建設業の外国人労働者数は、令和4年と比べて増加し、平成27年と比べて約3.7倍に増加している。
- 国籍別ではベトナムが最も多い。次いで、インドネシア、ネパール、中国と続く。
- 産業別では製造業が最も多く、建設業は、富山県が10.4%となっており、北陸3県で最も高い比率となっている。

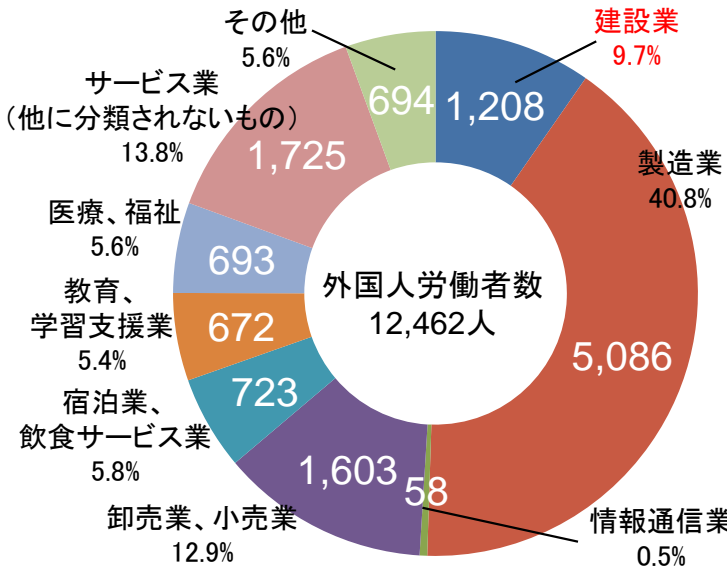
## 北陸3県の建設業の外国人労働者数の推移



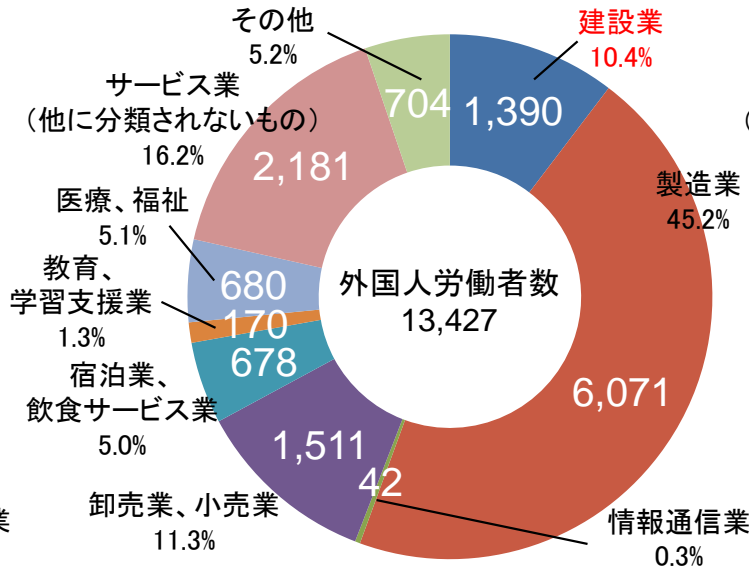
## 北陸3県の建設業の国籍別・外国人労働者数



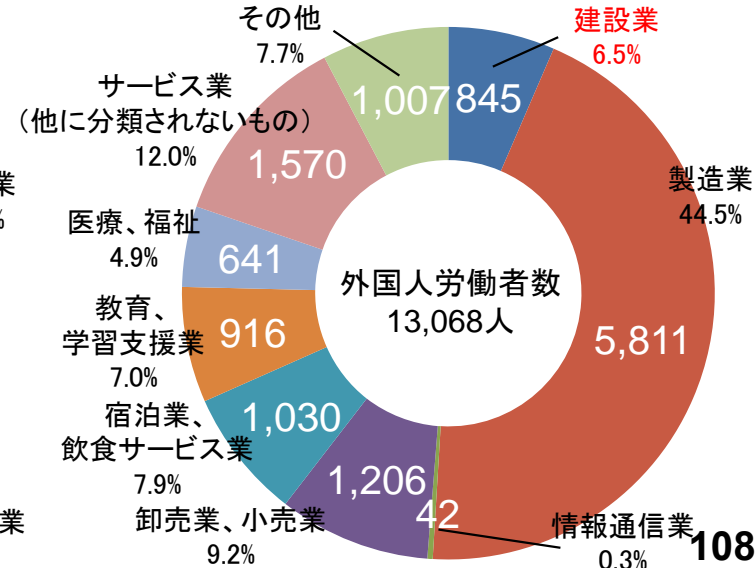
## 新潟県の産業別外国人労働者数



## 富山県の産業別外国人労働者数



## 石川県の産業別外国人労働者数



- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、  
（12分野） 造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

（下線の11分野は特定技能2号の受入れが可能）

○令和5年6月末時点で173,101人が在留（出入国在留管理庁速報値、特定技能2号12人を含む）

## 特定技能1号のポイント

在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
受入れの上限	分野別に向こう5年間の受入れの上限を設定
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

## 特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

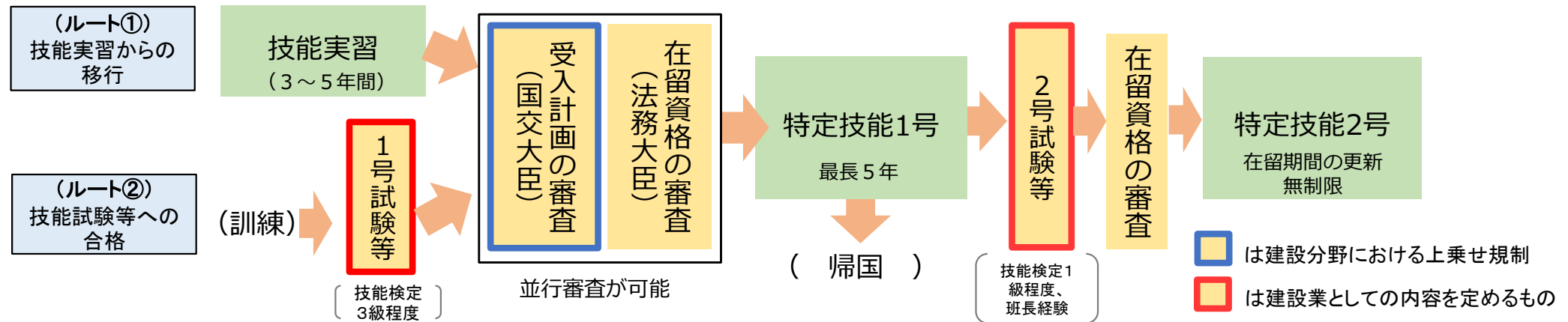
## 【就労が認められる在留資格の技能水準】



## ○建設分野における「特定技能1号」の在留資格の取得方法

以下の2ルートのうちいずれかにより、「特定技能1号」の在留資格を得ることが可能。

- ①技能実習2号を良好に修了（又は技能実習3号を修了）
- ②以下の試験の両方に合格
  - (a)技能評価試験：「技能検定3級」又は「建設分野特定技能1号評価試験」
  - (b)日本語試験：「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」



## ○建設分野における上乗せ規制の概要

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める
- 3) 受入計画の認定基準
  - ①受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
  - ②受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
  - ③特定技能外国人受入事業実施法人（JAC）への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
  - ④特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
  - ⑤賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
  - ⑥1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
  - ⑦国又は適正就労監視機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ等



# 建設分野における上乗せ措置について

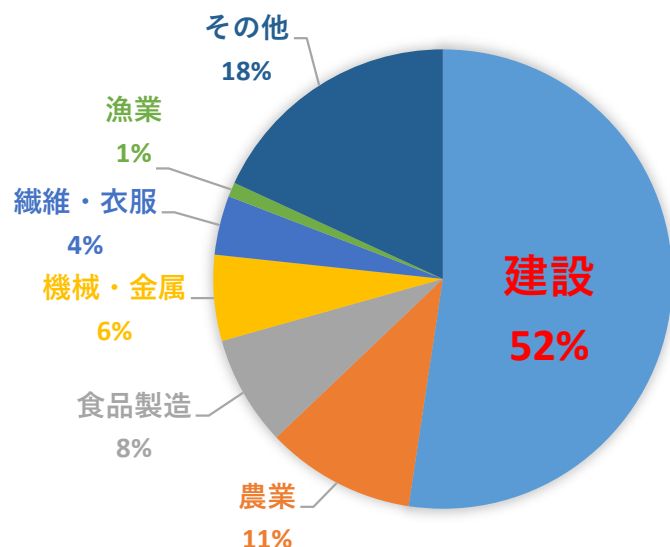
特定技能制度の創設にあたり、技能実習制度を含めて、日本人と同等以上の報酬の支払い、月給制、建設キャリアアップシステムへの登録などを必須としている。

	特定技能制度の上乗せ措置	技能実習制度の上乗せ措置
受入企業に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業法第3条の許可を受けていること</li> <li>建設キャリアアップシステムに登録していること</li> <li>特定技能外国人受入事業実施法人（（一社）建設技能人材機構）に所属していること</li> <li>国土交通大臣又は適正就労監理機関（（一財）国際建設技能振興機構）が行う調査又は指導に対し必要な協力を行うこと</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業法第3条の許可を受けていること</li> <li>建設キャリアアップシステムに登録していること</li> </ul> 等
処遇に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号特定技能外国人に対し、               <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人と同等以上の報酬を</li> <li>安定的に支払い（月給制）、</li> <li>技能習熟に応じて昇給を行うこと</li> </ul> </li> <li>1号特定技能外国人に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること</li> <li>1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習生に対し、               <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人と同等以上の報酬を</li> <li>安定的に支払うこと（月給制）</li> </ul> </li> <li>雇用条件書等について、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めること</li> <li>技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること</li> </ul> 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号特定技能外国人の数が、常勤職員の数を超えないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと（優良実習実施者である場合を除く。）</li> </ul>

※下線部は建設分野独自の措置

- 技能実習においては、建設分野では他分野に比して突出した割合の失踪者・問題が発生
- その一因には、一部の監理団体において、十分な監理が行われていなかったことがあると考えられることから、**特定技能制度では、国交省による企業の受入計画の審査や、JACの加入を始め、建設業界全体としての外国人受入れの仕組み・ルールの遵守を企業に課し、適正な受入れを実現**

● **技能実習制度では、建設分野の失踪者数が全体の失踪者数の52%を占める**



○全分野の技能実習における失踪者率

	技能実習生数	失踪者数	失踪率
R4	324,940人	9,006人	約2.8%

○建設分野の技能実習における失踪者率

	技能実習生数	失踪者数	失踪率
R4	71,436人	4,717人	<b>約6.6%</b>

● **建設業における技能実習実施企業の8割超に労働法令違反が発覚**

・労働基準監督署による技能実習生受入企業への監督指導結果

	指導実施事業者数	違反事業者数 (%)	主な違反事項		
			割増賃金の支払	年次有給休暇	医師等からの意見聴取
R4	1,853	1,542 (83.2%)	521(28.1%)	404(21.8%)	375(20.2%)

・【参考】

※労働基準監督署による建設企業への定期監督指導結果（R3）  
指導実施事業者1,528に対し監督指導を実施し、違反事業者は1,228（80.4%）

- ・ **建設技能者全体の処遇改善**
- ・ 低賃金・保険未加入・劣悪な労働環境等のルールを守らない**ブラック企業の排除**
- ・ **失踪・不法就労の防止**

## (一社) 建設技能人材機構 (J A C)

- 特定技能外国人の受入れに関する専門工事業団体及び元請建設業者団体により、2019年4月1日に設立された。
- 国土交通大臣により**特定技能外国人受入事業実施法人**として登録。

理事長：三野輪 賢二 (一社) 日本型枠工事業協会 会長  
正会員：52団体  
賛助会員：賛助会員 (企業) 2,524社 (2024年1月5日現在)

適正就労監理

教育訓練・技能試験

無料職業紹介事業

制度周知  
グッドプラクティスの普及

# (一社)建設技能人材機構(JAC)の事業活動

JACでは事業活動を通じて特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を行っている。

## 適正就労監理

- 受入企業が認定受入計画に従って適正な受入れを行っていることを第三者的な立場から確認するため、適正就労監理機関である一般財団法人国際建設技能振興機構（FITS）に委託し、受入企業に対する巡回訪問、特定技能外国人からの相談への対応を母国語で実施。

## 教育訓練・技能試験

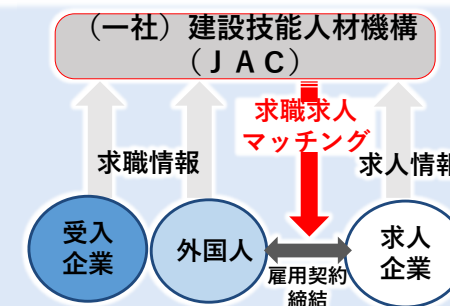
- 関係建設業団体や海外の関係機関等と連携し、特定技能外国人となる外国人に対し、日本語や技能・安全衛生教育等の教育訓練を実施。
- 関係建設業団体と連携し、特定技能評価試験の実施。



国内で行う特定技能1号評価試験

## 無料職業紹介事業

- 無料職業紹介事業の許可を受けている。
- 特定技能外国人の受入れを希望する建設企業からの求人情報等を集約し、建設分野特定技能1号評価試験の合格者や技能実習2号修了者等の外国人材とマッチングを実施。



## 制度周知

## グッドプラクティスの普及

- 特定技能外国人の受入れを希望する建設企業への説明会の開催等を通じた、企業への制度周知。
- 国土交通省と共に、優れた技能を持つ外国人材と、企業を表彰し、グッドプラクティスを普及。
- 令和5年度より「外国人材とつくる建設未来賞表彰」を実施。



外国人材とつくる建設未来賞表彰式

○ 特定技能外国人の中長期的な活躍のため、更に以下の2点に注力し、受入企業への支援を実施している。

- ・特定技能外国人の**スキルアップに資する講習・研修実施**支援
- ・特定技能外国人にとって**働きやすい職場づくり**支援

□ **研修・講習サポート** (令和5年4月1日～)

○ スキルアップ研修でサポート

- ・正会員団体が特定技能外国人のスキルアップのために実施する研修・講習の企画や費用を全面的に支援。

○ 特別教育・技能講習等でサポート

- ・特定技能外国人および特定技能外国人として雇用する予定のある技能実習生に対し、特別教育・技能講習等を受講させ資格を取得した場合に、かかった費用を一部負担する。



□ **やさしい日本語講座** (毎月開催中)

- ・1号特定技能外国人等を対象に、日常生活や現場で円滑なコミュニケーションのため、日本語講座を無料で実施する。



□ **CCUS手数料支援事業**

- ・特定技能外国人を雇用する事業者の管理者ID利用料、特定技能外国人の能力評価手数料の費用負担をサポートする。

□ **一時帰国支援** (令和5年9月4日申請受付開始)

- ・1号特定技能外国人として2年以上にわたり同一受入企業で継続勤務し、一時帰国後も同一企業で勤務を継続している者を対象に、母国への一時帰国にかかる費用を一定額支援する。



□ **1号特定技能外国人向け補償制度** (令和6年1月1日から適用開始)

- ・国が運営する労災保険の給付対象となる業務災害に対して、「上乗せ補償」を行う



## ○ 特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範

(2019年4月1日 (一社)建設技能人材機構 総会決議)

### I. 総則

1. 建設業界は一般社団法人建設技能人材機構を設立し、**行動規範の遵守に一致協力**
2. 低賃金雇用により競争環境を不当に歪める者等との関係遮断
3. 生産性向上や国内人材確保の取組を最大限推進
4. **労働関係法令等の遵守**、特定技能外国人との相互理解、文化や慣習の尊重

### II. 受入企業(雇用者)の義務

5. 特定技能外国人が在留資格を適切に有していることを常時確認
6. **同等技能・同等報酬、月給制等、技能の習熟に応じた昇給等の適切な処遇**
7. 外国人を含め被雇用者を必要な社会保険に加入
8. 契約締結時に雇用関係に関する重要事項の母国語説明、書面での契約締結
9. 外国人であることを理由とした**待遇の差別的取扱の禁止**
10. 暴力、暴言、いじめ及びハラスメントの根絶、職業選択上の自由の尊重
11. **建設キャリアアップシステムへの加入、技能習得・資格取得の促進**
12. 安全確保に必要な技能・知識等の向上支援、元請企業が行う安全指導の遵守
13. 日常生活上及び社会生活上の支援
14. 直接的、間接的な手段を問わず**悪質な引抜行為を禁止**
15. 機構の行う共同事業の費用を負担

### III. 元請企業の役割

16. **建設キャリアアップシステムの活用等による在留資格等の確認の徹底**、不法就労者・失踪者等の現場入場禁止
17. 正当な理由なく、特定技能外国人を工事現場から排除することを禁止
18. 特定技能外国人への適切な安全衛生教育及び安全衛生管理
19. 自社の工事現場で就労する特定技能外国人に対する労災保険の適用を徹底

### IV. 共同事業の実施

20. **事前訓練及び技能試験、試験合格者や試験免除者の就職・転職支援の実施**
21. 日本の建設現場未経験の特定技能外国人に対する安全衛生教育を実施
22. 受入企業による労働関係法令の遵守、理解促進等を推進
23. 受注環境変化時の特定技能外国人への転職先の紹介、斡旋
24. (一財)国際建設技能振興機構に委託して、**巡回訪問等による指導・助言業務、苦情・相談への対応を実施**
25. **地方部の求人情報発掘、都市部と地方部の待遇格差是正のため**の助言・指導等、建設特定技能協議会からの地域偏在対策に関する要請に応じて必要な措置を実施
26. 会費徴収や共同事業等の事業運営を実施

### V. 実効性確保措置

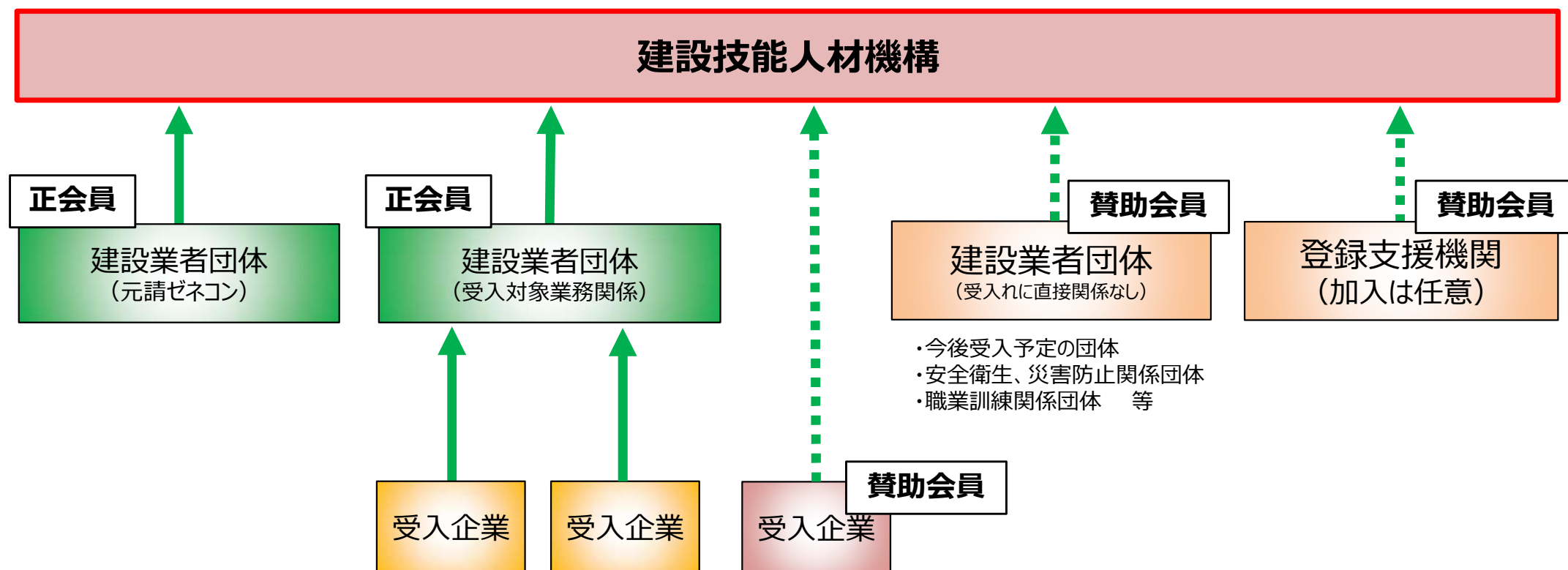
27. 本規範の違反者に対する除名等
28. 必要に応じた国土交通省、法務省その他関係機関と連携

### VI. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の取り扱い

29. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者についても特定技能外国人への取扱いに準じて適正な就労環境を確保

# (一社)建設技能人材機構への加入

- 機構は、**正会員（議決権あり）**と**賛助会員（議決権なし）**により構成
- 特定技能外国人を受け入れるに当たり、受入企業は、**機構の正会員である建設業者団体の会員**となるか、**機構の賛助会員**となる必要がある（いずれになるかは**選択可**）
- 将来、機構は、特定技能外国人受入業務のほか、建設技能者確保に関する事業を幅広く実施



**建設業者団体**は、以下のいずれかの形で機構に加入

- ・ 特定技能外国人の受入れに直接関係あり → **正会員**
- ・ 特定技能外国人の受入れに直接関係なし → **賛助会員**

**受入企業**は、以下のいずれか形で機構に加入 (**選択可**)

- ・ 正会員である建設業者団体の会員
- ・ 機構の賛助会員

2024年1月5日現在

## <正会員> 52団体 (五十音順)

職種	団体名
専門工事業団体	(一社) J B N・全国工務店協会
	(一社) 情報通信エンジニアリング協会
	全国圧接業協同組合連合会
	全国管工事業協同組合連合会
	(一社) 全国基礎工事業団体連合会
	(一社) 全国建設室内工事業協会
	全国建設労働組合総連合
	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
	全国サイディング事業協同組合連合会
	(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会
	(一社) 全国タイル業協会
	(一社) 全国ダクト工業団体連合会
	(公社) 全国鉄筋工事業協会
	(一社) 全国特定法面保護協会
	(一社) 全国防水工事業協会
	(一社) 全日本瓦工事業連盟
	(一社) 全日本漁港建設協会
	(一社) 日本ウレタン断熱協会
	日本外壁仕上業協同組合連合会
	(一社) 日本型枠工事業協会
	(一社) 日本機械土工協会
	(一社) 日本基礎建設協会
	(一社) 日本金属屋根協会
	(一社) 日本空調衛生工事業協会
	日本建設インテリア事業協同組合連合会
	(一社) 日本建設機械レンタル協会
	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
	(一社) 日本建築板金協会
	日本港湾空港建設協会連合会
	(一社) 日本在来工法住宅協会
	(一社) 日本左官業組合連合会
	日本室内装飾事業協同組合連合会

職種	団体名
専門工事業団体	(公社) 日本推進技術協会
	(一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
	(一社) 日本築炉人材育成協会
	(一社) 日本ツーバイフォー建築協会
	(一社) 日本電設工業協会
	(一社) 日本道路建設業協会
	(一社) 日本塗装工業会
	(一社) 日本鷹工業連合会
	(一社) 日本配管工事業団体連合会
	(一社) 日本発破・破碎協会
	(一社) 日本保温保冷工業協会
	(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
	(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会	
元請けゼネコン他	(一社) S I E N
	(一社) 全国建設業協会
	(一社) 全国中小建設業協会
	(一社) 全国中小建設工事業団体連合会
	(一社) 日本建設業連合会
	(一社) マンション計画修繕施工協会

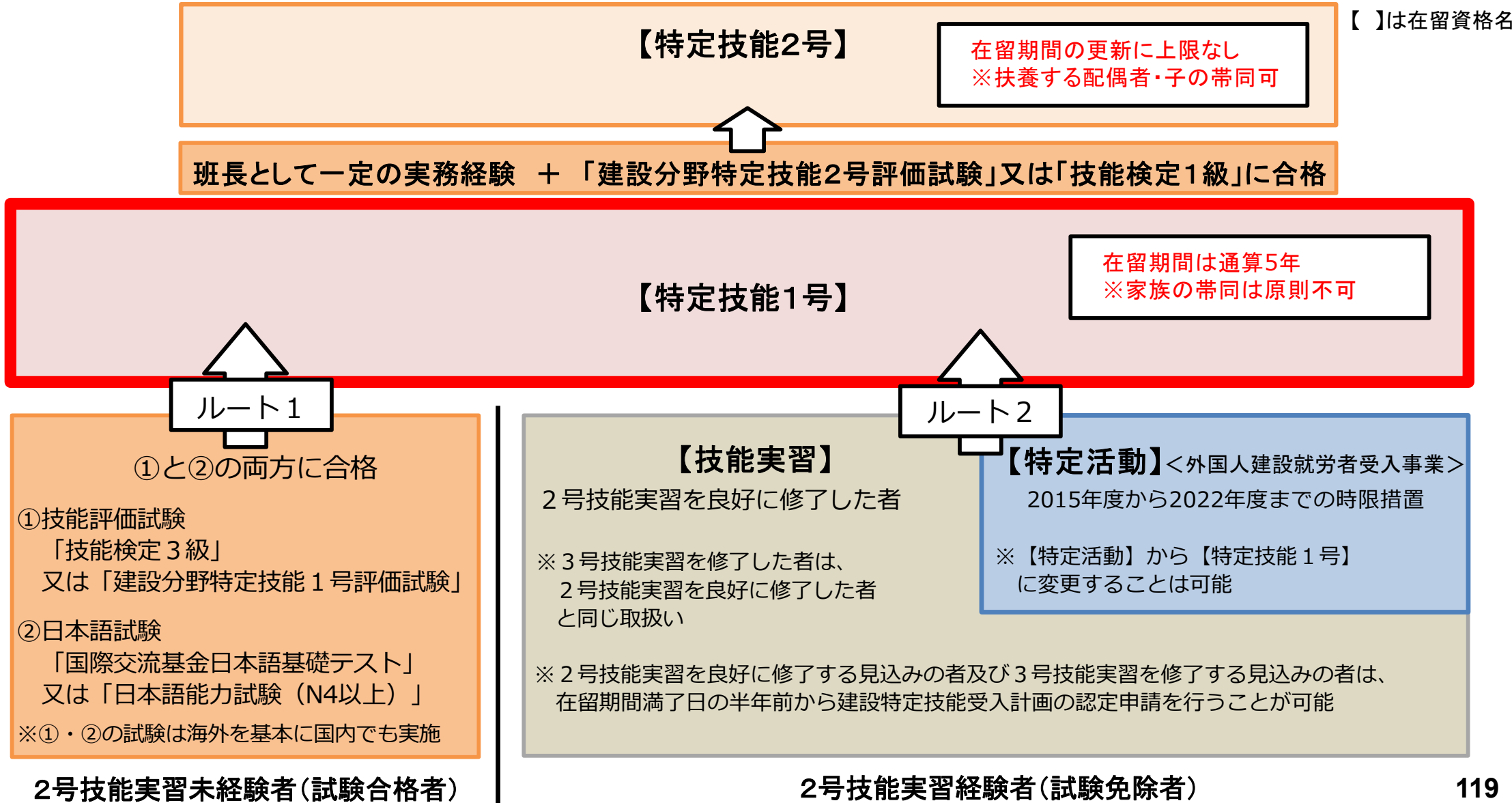
## <賛助会員>

賛助会員 (団体)	賛助会員 (企業)
(一社) 日本建設機械施工協会	建設企業2,524社

※ 建設企業は、正会員団体のいずれかに加入又は(一社)建設技能人材機構に賛助会員として加入していれば、特定技能外国人の受入れはいずれの職種でも可能。



- 特定技能1号となるには、試験合格ルートと技能実習等からの切替ルートの2パターン存在。
- 特定技能2号は、在留期間の更新上限がなく、家族帯同も可能な在留資格であり、班長として一定の実務経験等が必要。



- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）  
建設分野
- 2 特定産業分野における人材の不足の状況に関する事項
  - 生産性向上や国内人材確保のための取組  
施工時期の平準化、i-Constructionの推進、建設リカレント教育・多能工化、建設技能者の処遇改善（公共工事設計労務単価の引き上げ、社会保険加入の徹底）、建設キャリアアップシステムの構築 等
  - 受入れの必要性（人手不足の状況）：令和5年度末時点で約21万人
  - 受入れ見込み数：令和5年度末時点で約3.4万人
- 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項
  - 特定技能1号（技能水準） 「建設分野特定技能1号評価試験」、「技能検定3級」  
（日本語能力）「国際交流基金日本語基礎テスト」、「日本語能力試験（N4以上）」
  - 特定技能2号（技能水準） 「建設分野特定技能2号評価試験」（新設、2022年度目途実施）、「技能検定1級」  
※試験合格に加えて、班長としての実務経験を1～3年以上有することを要件とする
- 4 在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項
- 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
  - 特定技能外国人が従事する業務区分：「土木」、「建設」、「ライフライン・設備」
  - 特定技能所属機関等に対して特に課す条件  
（建設業者団体）特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための事業を行う法人（特定技能外国人受入事業実施法人）の共同設立（受入企業） 外国人の報酬予定額等を明記した受入計画の作成、国交大臣の審査・認定・巡回訪問による計画実施状況の確認  
受入企業及び特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録  
特定技能外国人受入事業実施法人への所属  
1号特定技能外国人の数と外国人建設就労者（特定活動）の数の合計が、常勤職員の数を超えないこと 等
  - 特定技能外国人の雇用形態：直接雇用（派遣及び就業機会確保事業の適用は不可）

## 業務区分の整理の概要

### 【見直し前】

- 業務区分が19区分と細分化されており、業務範囲が限定的
- 建設業に係る作業の中で特定技能に含まれないものがあり、該当専門工事業団体等から特定技能の対象に含めるよう要望あり



### 【見直し後】

※R4年8月30日閣議決定

- 業務区分を**3区分**に統合し、業務範囲を拡大
- 建設関係の技能実習職種を含む**建設業に係る全ての作業を新区分に分類**
- 特定技能外国人の安全性確保等の観点から、専門工事業団体と特定技能外国人受入事業実施法人の連携により**訓練・各種研修を充実**

## 業務区分整理

### 旧業務区分（19区分）

建築板金	内装仕上げ	表装
建築大工	コンクリート圧送	
型枠施工	建設機械施工	
鉄筋施工	トンネル推進工	
とび	土工	
屋根ふき	電気通信	
左官	鉄筋継手	
配管	吹付ウレタン断熱	
保温保冷	海洋土木工	



### その他建設業に係る全ての作業

例：電気工事、塗装、防水施工等

### 1.土木区分

例：コンクリート圧送 とび  
建設機械施工 塗装等



### 2.建築区分

例：建築大工 鉄筋施工 とび 屋根ふき  
左官 内装仕上げ 塗装 防水施工等



### 3.ライフライン・設備区分

例：配管 保温保冷 電気通信 電気工事等



①在留資格上の業務区分は、**作業の性質をもとにした分類**であり、**作業現場の種類による分類ではない**。  
従事する作業については、現場を問わず実施可能。【参考1】

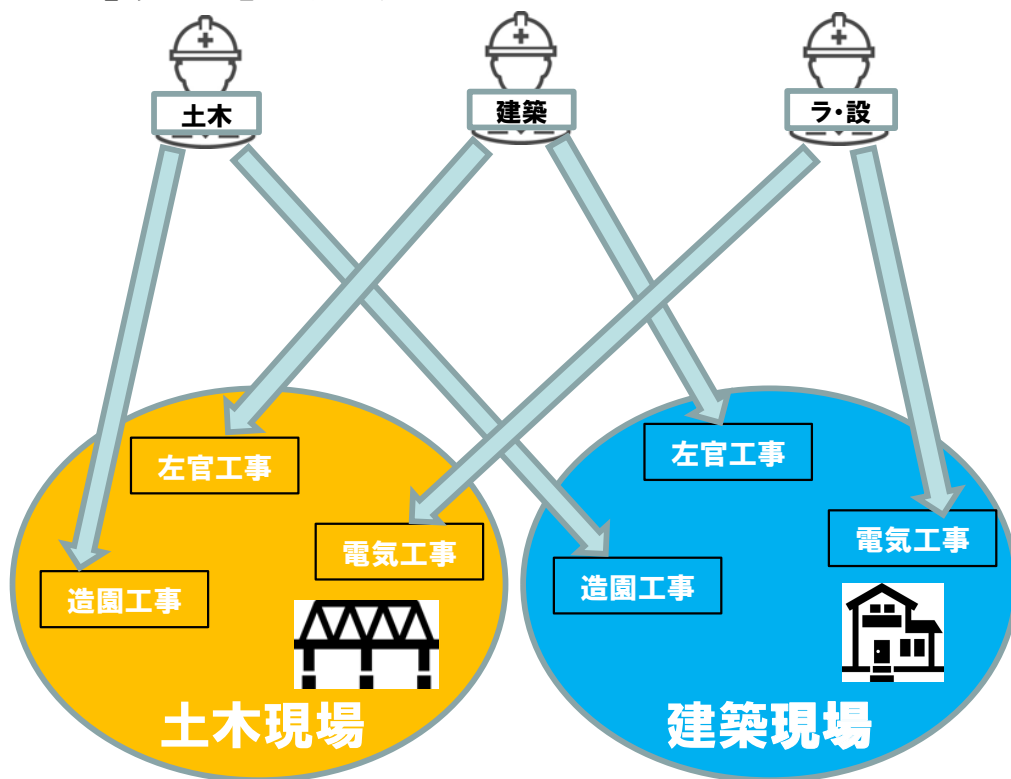
②各在留資格で実施できる工事の範囲は【参考2】のとおり。



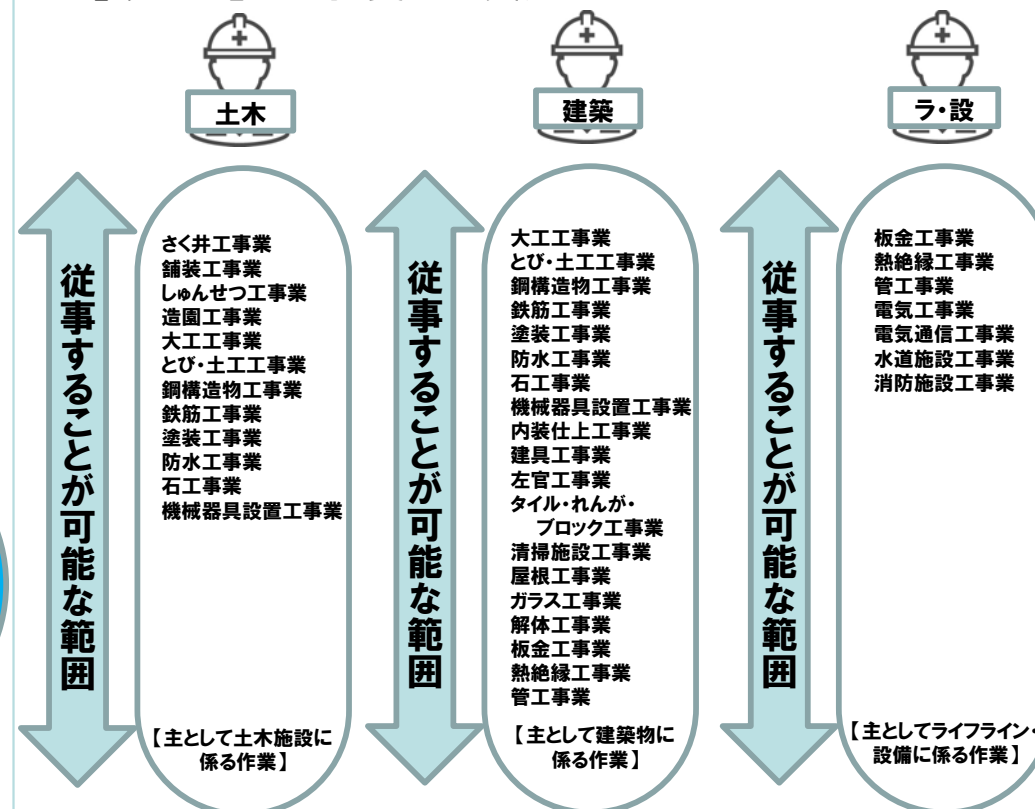
**したがって、認定を受けた在留資格に含まれる工事であれば、現場の種類を問わず、従事することが可能。**

※実際に従事させる場合には、雇用契約上、業務範囲を明確にし、同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬となるよう留意が必要。

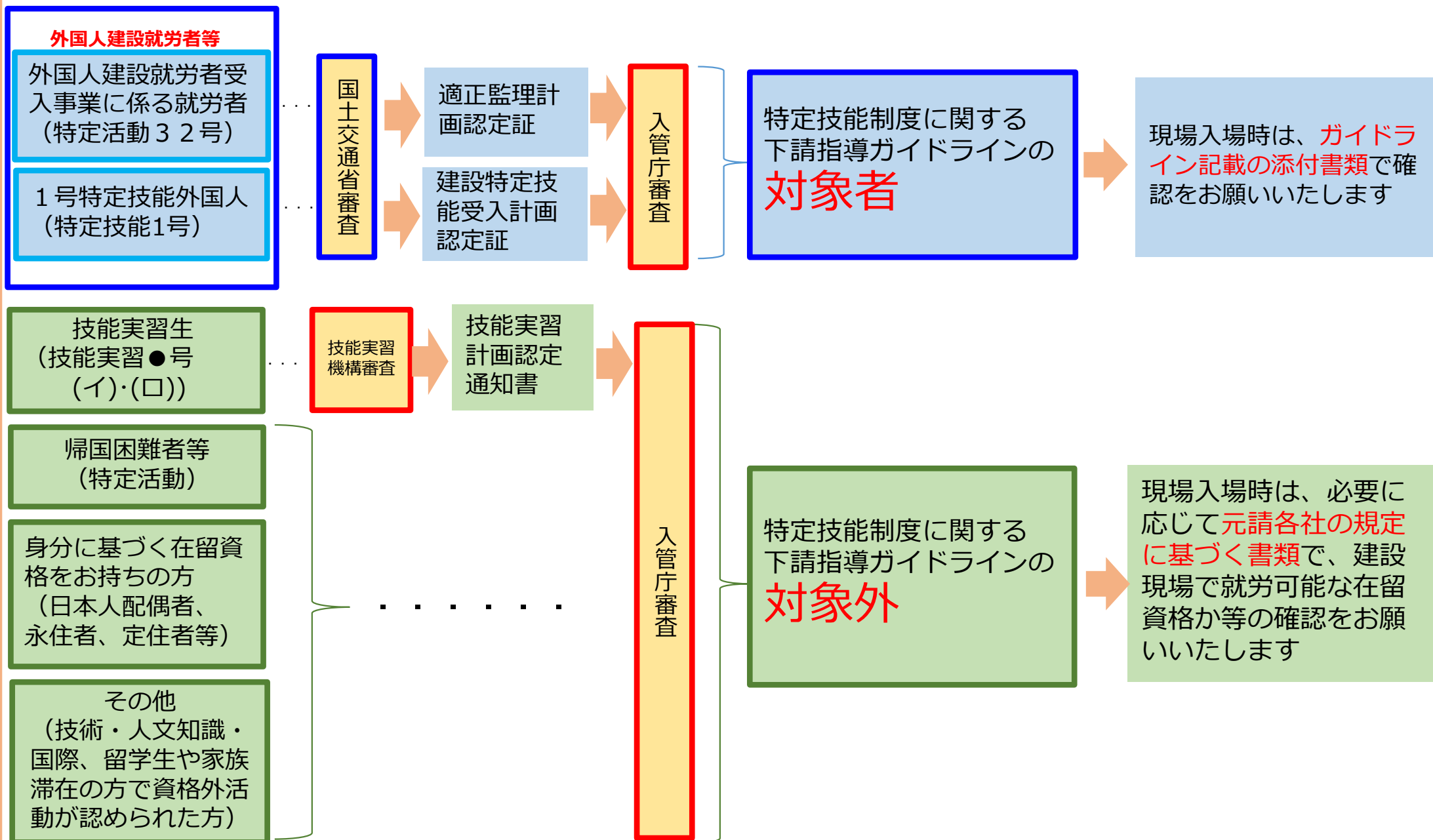
## <【参考1】業務区分のイメージ>



## <【参考2】各在留資格で実施できる工事の範囲>



## ○外国人材の現場入場時における確認資料について

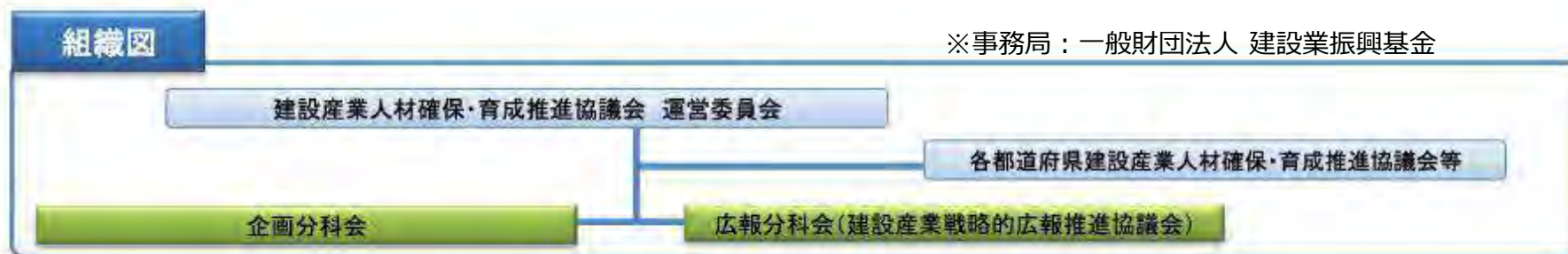


## 8 担い手確保・育成に向けた取組

---

## 【概要】

- 産官学が共同して建設産業の担い手確保・育成及び定着の推進を目的に活動する唯一無二の組織で、平成5年8月の設立以降、建設産業の最重要課題の一つでもある「担い手確保・育成・定着」に向けて、様々な取組を展開
- 人材協は、下表のとおり、多くの建設産業団体が協賛しており、これに国土交通省、厚生労働省、文部科学省、さらには各都道府県の建設業協会等も加わって、100を超える団体から構成されている全国組織



(一社)日本建設業連合会  
 (一社)全国建設業協会  
 (一社)全国中小建設業協会  
 (一社)日本建設業経営協会  
 (一社)日本道路建設業協会  
 (一社)日本埋立浚渫協会  
 全国建設業協同組合連合会  
 (一社)全国建設産業団体連合会  
 (一社)日本海上起重技術協会  
 全国浚渫業協会  
 全国ポンプ・圧送船協会  
 日本港湾空港建設協会連合会  
 (一社)日本型枠工事業協会  
 (一社)日本造園組合連合会  
 全国圧接業協同組合連合会

(一社)建設産業専門団体連合会  
 (一社)日本建設躯体工事業団体連合会  
 (一社)日本造園建設業協会  
 (一社)鉄骨建設業協会  
 (一社)日本葺工業連合会  
 公益社団法人全国鉄筋工事業協会  
 (一社)日本機械土工協会  
 (一社)全国基礎工事業団体連合会  
 (一社)日本基礎建設協会  
 (一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会  
 (一社)全国クレーン建設業協会  
 ダイヤモンド工事業協同組合  
 (一社)日本アンカー協会  
 (一社)全国防水工事業協会

日本建設インテリア事業協同組合連合会  
 (一社)全国建設室内工事業協会  
 (一社)全国タイル業協会  
 (一社)日本建築板金協会  
 (一社)日本左官業組合連合会  
 (一社)全国道路標識・標示業協会  
 (一社)全日本瓦工事業連盟  
 (一社)全国中小建築工事業団体連合会  
 (一社)日本タイル煉瓦工事工業会  
 (一社)カーテンウォール・防火開口部協会  
 (一社)日本塗装工業会  
 全国マステック事業協同組合連合会  
 日本外壁仕上業協同組合連合会  
 (一社)日本ウレタン断熱協会  
 日本室内装飾事業協同組合連合会  
 (一社)日本シャッター・ドア協会

(一社)全国地質調査業協会連合会  
 (一社)建設コンサルタンツ協会  
 (一社)全国測量設計業協会連合会  
 (一社)日本建設機械レンタル協会  
 (一社)日本計装工業会  
 (一社)消防施設工事協会  
 (一社)日本電設工業協会  
 (一社)日本空調衛生工事業協会  
 全国管工事業協同組合連合会  
 (一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会  
 (一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会  
 (公社)全国解体工事業団体連合会  
 日本金属工事業協同組合  
 全国建設弘済協議会  
 (職)全国建設産業教育訓練協会 等

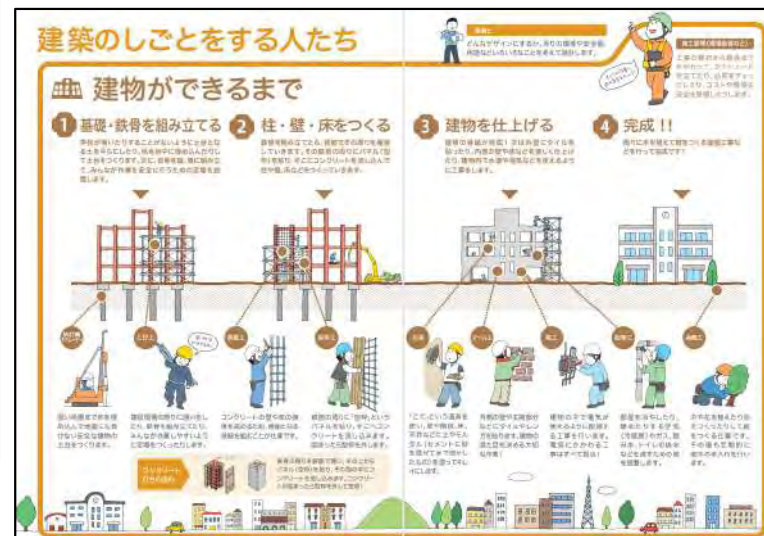
## 【建設産業ガイドブック】

- 建設産業の役割や土木・建築工事の仕事について、写真やイラスト等で分かりやすく紹介したガイドブック
- それぞれの工事について、工程（作業）順に携わる工事業を紹介するとともに、各工事業については、仕事内容や関連する資格なども紹介



## 【ニッポンをつくる人たち まもる人たち】

- 小中学生や小さな子供にも建設業について知ってもらうために、イラストを中心としたパンフレット
- 土木のしごと、建築のしごと、それを担う人たち、そして建設業は地域をまもる仕事でもあることを紹介





## 【作文コンクール】

- 建設産業に従事している方を対象に、仕事への意識高揚や建設産業のイメージアップを図ることを目的とした社会人の作文コンクール「私たちの主張」、全国の工業高校の建築学科、土木学科の在校生を対象に、建設業に対する「夢」や「憧れ」等をテーマとした「高校生の作文コンクール」を実施している
- 表彰は、「国土交通大臣賞」、「国土交通省不動産・建設経済局長賞」、「優秀賞」の3賞

【令和5年度表彰における北陸地方整備局管内の受賞者】

### ●優秀賞

- |      |                    |                     |
|------|--------------------|---------------------|
| ・社会人 | 高野 綺羅々 「2つの技術を未来へ」 | 株式会社 廣瀬 (新潟県)       |
|      | 室橋 李璃 「夢をつくる」      | 株式会社 笠原建設 (新潟県)     |
| ・高校生 | 名田 纏 「受け継がれるもの」    | 富山県立高岡工芸高校 2年 (富山県) |
|      | 野崎 圭吾 「土木の魅力」      | 金沢市立工業高校 3年 (石川県)   |



## 【建設人材育成優良企業表彰】

- CCUSの活用をはじめとして、技能や経験に応じた給与の引き上げや、キャリアパスに基づいた計画的な人材育成、これらを可能とするための環境整備など、「建設工事の担い手の育成及び確保」に向けて、顕著な功績を上げた企業、団体に対して表彰を行い、その努力を讃えることにより、担い手の育成及び確保に向けた取組みを推進するため、令和4年2月に創設。
- 表彰は、「国土交通大臣賞」、「国土交通省不動産・建設経済局長賞」、「優秀賞」の3賞

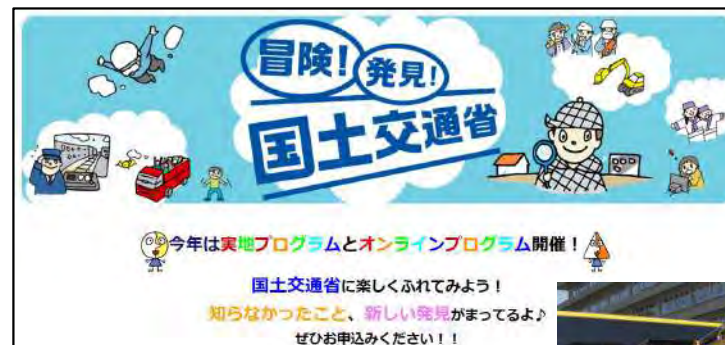
【令和5年度表彰における北陸地方整備局管内の受賞者】  
受賞者なし

※令和4年度表彰における北陸地方整備局管内の受賞者

- 不動産・建設経済局長賞 加賀建設 株式会社 (石川県)
- 優秀賞 株式会社 福田組 (新潟県)

## 【震が関見学デー】

- 親子のふれあいを深め、子供たちの夏休みを活用して、広く社会を知る体験活動の機会を提供する取組として、国土交通省を含む各省庁等が連携して毎年夏に実施しているイベント
- 国土交通省での開催時に人材協もブースを出典し、建設業の社会的な役割を理解してもらう活動を行っている



重機によるショー(令和元年度人材協)

## 【学校キャラバン】

- 若年者の建設業への関心を高めることを目的に、建設業団体・企業・行政機関が一体となって小中学校などに出向き、建設業の役割や魅力等を直接語りかける活動を実施
- 平成26年にスタートし、例年、仕事体験として、ドローン飛行見学やVR体験、左官の漆喰塗り、型枠の建込・締付、墨付けなど、最新技術の紹介と共に職人技にも触れてもらっている



福岡県での開催  
(平成29年度)



埼玉県での開催  
(平成28年度)

## 建設現場へGo! (<http://genba-go.jp/>)



建設業団体等が広報している若年入職促進等に資する  
様々なコンテンツを集約したJobポータルサイト

## 人材協X(旧Twitter) ([https://twitter.com/kikin\\_jinzaikyo](https://twitter.com/kikin_jinzaikyo))



人材協の活動や担い手確保・育成に関する情報を  
よりタイムリーに発信するためにSNS展開を開始

## 18歳のハローワーク (<http://genba-go.jp/18hellow/>)



建設業を身近に感じてもらうとともに、就職に向けた  
手がかりとなる情報を発信、様々な職種紹介や  
技術者・技能者のインタビューを掲載

## 人材協YouTube ([https://www.youtube.com/channel/UCM5\\_H7Htj4SrvvHf-7ifE1Q?view\\_as=subscriber/](https://www.youtube.com/channel/UCM5_H7Htj4SrvvHf-7ifE1Q?view_as=subscriber/))



たくさんの方々に建設業を選んでもらえるよう、建設業  
の魅力やタイムリーな情報を発信

# 学校キャラバン(新潟県立新発田南高等学校)

- 令和5年8月31日、新潟県立新発田南高校において「学校キャラバン」を実施
- 建設産業の担い手確保に向け、全国の小学校～高等学校で建設業界と行政が一体となり、建設業の社会的役割やものづくりの魅力を伝える取組としておこなっているもので、北陸地整管内では初開催

## 開催概要

- 日時：令和5年8月31日（木） 12:45～16:00  
開催校：新潟県立新発田南高等学校  
参加者：土木工学科3年生 40名  
内容：杭ナビショベル搭載のバックホウによる地面掘削  
珪藻土の壁塗り  
旧スウェーデン式サウンディング試験(手動)体験

## 生徒の感想

- 建設産業は、多種多様な職種で成り立っていると、改めて感じることができた
- 授業でやることのない作業を体験できたことで、将来の選択肢が広がったと思う
- とても良い経験ができたので、今後に生かしていきたい
- 杭ナビショベルは、タブレットを使用し三次元データでどこを掘るか教えてもらえるので、一人で作業ができることに感銘を受けた
- 壁塗りは思っている以上に難しく、職人さんの技術の高さを知ることができた

## 今後に向けて

- ・ 高校3年生は、この時期になると進路がほぼ固まっているので、実施時期や対象学年などの再考が必要



座学



杭ナビショベル



サウンディング試験



壁塗り

# 建設業出前講座(新潟市立明鏡高等学校)

北陸地方整備局 建政部

- 令和4年7月から、整備局のホームページHP上で小学生から高校生及び教師を対象に募集を行い、一般社団法人新潟県建設専門工事業団体連合会の協力の下、申込のあった学校へ出向き、実際に専門工事の作業を体験することにより、建設業の魅力や役割を知ってもらうことで、興味や関心を高めてもらうことを目的とした「建設業出前講座」を実施
- 新潟市立明鏡高等学校2年生が、講師となった鉄筋工事業者の職人から構造物における鉄筋の重要性に関する講義を受けた後に、鉄筋の結束と組み立て作業を体験した

## 開催概要

令和4年7月6日(水) 10:55 ~ 12:40

〈実施場所〉新潟市立明鏡高等学校

〈参加者〉2年生 16名

## 学生からの感想

- 建築業は人の暮らしを支える重要な仕事なので、その分責任とやりがいを感じられるすごい仕事だと改めて感じた
- 建築業は、外仕事で辛い職業と思っていたが、「結構楽しいよ」という職人さんの話を聞いて、その職業に就いた人にしか分からない楽しさがあるということに気付いた
- 鉄筋の結束は、力の加減が非常に繊細で難しかった
- 建設業や建築業は体力が第一だと思っていたが、技術もとても大切だと感じた

## 今後に向けて

- 学生等が職人から直接指導していただける貴重な機会であるため、今後も継続して実施していきたい

## コロナ禍での留意点

- マスクの着用と換気を徹底し、各ブースの間隔を空けて実施

※令和4年度は以下の学校においても実施

- 新潟県立新潟翠江高等学校 令和5年2月10日(金) 10:30~12:15 1・2年生8名参加 内装仕上工事業
- 新潟県立新発田南高等学校 令和5年3月1日(水) 9:00~12:00 2年生36名参加 鉄筋工事業

〈座学〉

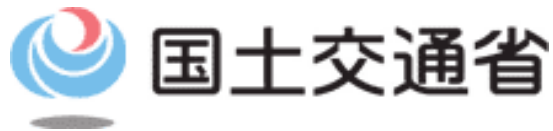


〈体験作業〉



# 建設業の人材確保・育成に向けて（令和6年度予算案の概要）

- ◆ 建設業の技能者のうち、**60歳以上の割合が約4分の1を占める一方、29歳以下は全体の約12%**となっている。建設業が引き続き「地域の守り手」として役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている。**特に若者や女性の建設業への入職や定着の促進などに重点を置きつつ、担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進める**ことにより、中長期的に人材確保・育成を進めていくことが重要である。
- ◆ **国土交通省と厚生労働省は、業界団体が技能者の処遇改善や技能の研鑽を目指し推進する「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の普及促進など、引き続き、両省で連携して建設業の人材の確保・育成に向けた取組を進めていくこととしており、令和6年度予算案において所要の措置を講じる。**



建設産業の健全な発展を図る観点から、建設業者団体や企業と連携し、就労環境の整備や人材確保・育成に向けた取組、建設工事請負契約の適正化等を実施

連携

## CCUSの普及促進に向けた取組

- **適正な雇用関係と併せた取組**（国交省）  
CCUSの導入促進と適正な雇用関係への誘導を目的とした説明会実施など
- **建設関係助成金による支援**（厚労省）  
CCUSの普及促進に取り組む建設事業主団体を支援
- **CCUSの普及啓発等**（国交省、厚労省）  
ハローワーク利用者等に対する周知など



建設労働者の確保や雇用の安定を図る観点から、建設業者団体や企業が人材確保・育成等に取り組む際の助成金の支給やハローワークにおいて就職支援を実施

## 人材確保

建設業への入職や定着を促すため、建設業の魅力の向上やきめ細かな取組を実施

## 人材育成

若年技能者等を育成するための環境整備

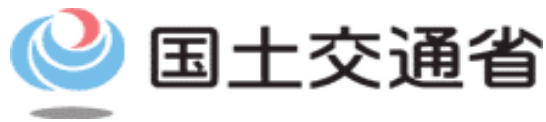
## 魅力ある職場づくり

技能者の処遇を改善し安心して働けるための環境整備

建設業の人材確保・育成をサポート

建設事業者

# 国土交通省と厚生労働省の令和6年度予算案の概要



※◆は建設業に特化した支援

## 人材確保

◆ <b>働き方改革等による建設業の魅力向上</b> 適正な工期設定等による働き方改革の推進 建設業の生産性向上の促進 建設技術者の担い手確保の推進 地方の入札契約改善推進事業 建設キャリアアップシステムの普及促進や適正な雇用関係の促進 建設職人の安全・健康の確保の推進 建設産業の担い手確保に向けた女性・若者の入職・定着の促進	2.1億円	◆ <b>建設事業主等に対する助成金による支援</b>	72億円
		◆ 「つなぐ」化事業の実施	28百万円
		◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援	48億円
		◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援	19百万円
◆ <b>働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業</b> 2.1億円 <small>※令和5年度補正予算</small>			

## 人材育成

◆ <b>働き方改革等による建設業の魅力向上</b> (再掲)	2.1億円	◆ <b>中小建設事業主等への支援</b>	4.8億円
◇ <b>大工技能者等の担い手確保・育成支援</b>	447億円の内数	◆ <b>建設分野におけるハロートレーニング（職業訓練）の実施</b>	1.3億円
		◇ <b>ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導</b>	23億円
		◆ <b>建設事業主等に対する助成金による支援</b> (再掲)	72億円

## 魅力ある職場づくりの推進

◆ <b>働き方改革等による建設業の魅力向上</b> (再掲)	2.1億円	◇ <b>働き方改革推進支援助成金による支援</b>	71億円
		◇ <b>働き方改革推進支援センターによる支援</b>	31億円
		◆ <b>雇用管理責任者等に対する研修の実施</b>	82百万円
		◆ 「つなぐ」化事業の実施 (再掲)	28百万円
		◆ <b>建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業</b>	1.1億円
		◆ <b>中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施</b>	96百万円
		◇ <b>労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施</b>	30百万円
		◆ <b>墜落・転落災害等防止対策推進事業</b>	87百万円
		◆ <b>建設事業主等に対する助成金による支援</b> (再掲)	72億円

## 人材確保

2.1億円（1.9億円）

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上○ 適正な工期設定等による働き方改革の推進【継続】

令和6年4月より建設業についても罰則付き時間外労働上限規制が適用されることから、働き方改革の更なる推進のため、工期設定に関する実態調査や週休2日を反映した適正な工期設定に向けた周知・啓発を実施。

○ 建設業の生産性向上の促進【継続】

建設業の生産性向上を促進すべく、地域建設業の災害対応における効果的な取組について、調査検討を行うとともに普及啓発を図る。

○ 建設技術者の担い手確保の推進【継続】

建設技術者の担い手確保に資する人材有効活用・環境整備のため、効率的な技術者配置等の調査検討や建設業法に基づく国家試験の効率化・電子化のための調査検討を実施。

○ 地方の入札契約改善推進事業【継続】

労働時間上限規制（令和6年度）への対応や、公共工事の円滑な施工確保を図るとともに、公共工事を実施する者の適正な利潤の確保を実現させるため、地方自治体の入札契約の改善に向け、地域ごとの特性を踏まえた取組の加速化を実施。

○ 建設キャリアアップシステムの普及促進や適正な雇用関係の促進【継続】

建設業の担い手確保につながる労働者の処遇改善のため、一人親方問題に対してより実効性のある施策を検討するための実態調査及び一人親方を適切な契約関係へと誘導する説明会を実施。

○ 建設職人の安全・健康の確保の推進【継続】

建設職人基本計画に基づき、建設業における労働災害の撲滅に向けて、安全衛生経費が下請事業者適切に支払われる環境を整備するため、安全衛生経費に関する調査及び戦略的広報を実施。

○ 建設産業の担い手確保に向けた女性・若者の入職・定着の促進【継続】

将来の担い手確保のため建設産業を男女問わず誰もが働きやすい業界とすべく、令和6年度までの5か年計画を官民で策定し施策を推進してきたところ、現行動計画の総括、次期行動計画策定に向けた検討会等を実施。



※◆は建設業に特化した支援  
 ※()内は令和5年度当初予算額

## 人材確保

(前頁の取組のほか、令和5年度補正予算で以下を措置)

- ◆ **働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業【新規】** **2.1億円**  
 令和6年4月から時間外労働規制が適用されるに当たり、働き方改革の実現に向けて、建設現場における効率的な施工を促進するためのモデル事業の実施、普及啓発に係る事業を実施。

## 人材育成

- ◆ **働き方改革等による建設業の魅力向上** (再掲) **2.1億円 (1.9億円)**
- ◇ **大工技能者等の担い手確保・育成支援【継続】** **447億円の内数 (280億円の内数)**  
 木造住宅の生産体制の整備を図るため、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組について、中小工務店等のDX推進による労働環境向上を図る取組を重点的に支援する。

## 魅力ある職場づくりの推進

- ◆ **働き方改革等による建設業の魅力向上** (再掲) **2.1億円 (1.9億円)**

※◆は建設業に特化した支援  
※()内は令和5年度当初予算額

## 人材確保

- ◆ **建設事業主等に対する助成金による支援【継続】** **72億円（76億円）**
  - ・ 雇用管理改善や人材育成に取り組む中小建設事業主等に経費や賃金の一部を助成する。助成目的別に人材確保等支援助成金、人材開発支援助成金及びトライアル雇用助成金がある。
  - ・ 建設キャリアアップシステム等を普及促進するため、人材確保等支援助成金において、建設事業主団体が実施するCCUS技能者登録料等の補助やCCUS登録等に係る申請手続支援、就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等に対し助成する。
  - ・ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）について、建設キャリアアップカード登録者については賃金助成額を1.1倍にする（令和6年度末まで延長）。
  
- ◆ **「つなぐ化」事業の実施【継続】** **28百万円（28百万円）**

若年者の建設業に対する理解や定着促進を図るため、高等学校（工業科、普通科）や高等専門学校の先生・生徒等と建設業界がつながる機会として、出前授業や現場見学会等を実施する。
  
- ◇ **ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援【拡充】** **48億円（44億円）**

※上記に加え、令和5年度補正予算 68百万円

  - ・ 医療・福祉、建設、警備、運輸などの雇用吸収力の高い分野へのマッチング支援を強化するため、ハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、関係機関等と連携した人材確保支援を実施する。
  - ・ 「人材確保対策コーナー」においては、求人者への求人充足に向けた助言・指導、求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、関係機関、業界団体等との連携によるセミナー、事業所見学会、就職面接会等を開催する。
  - ・ 「人材確保対策コーナー」を中心に、ハローワーク利用者に対してCCUS制度を周知するとともに、建設業の就職を希望する求職者に対してCCUS登録済み建設事業主の求人情報を提供し、応募を勧奨する。
  
- ◇ **高校生に対する地元における職業の理解の促進支援【継続】** **19百万円（18百万円）**

建設等も含めた多様な業種に関する職業理解を進めるため、業界団体や地元企業による高校内企業説明会等を実施する。

※◆は建設業に特化した支援  
※()内は令和5年度当初予算額

## 人材育成

- |  |                      |
|--|----------------------|
| ◆ <b>中小建設事業主等への支援【継続】</b>  | <b>4.8億円 (4.8億円)</b> |
| 離転職者、新卒者、学卒未就職者等を対象とした、訓練カリキュラムの策定、訓練生募集、職業訓練の実施、就職支援をパッケージで業界団体が行う事業を実施する（建設労働者育成支援事業）。   |                      |
| ◆ <b>建設分野におけるハロートレーニング（職業訓練）の実施【継続】</b>  | <b>1.3億円 (1.3億円)</b> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設機械等の運転技能だけでなく、パソコンスキル講習等と組み合わせたハロートレーニングを引き続き実施する。</li> <li>・ 建設分野の職業訓練受講者に対するリーフレットを活用したCCUS制度の周知を実施する。</li> </ul> |                      |
| ◇ <b>ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導【継続】</b>  | <b>23億円 (22億円)</b>   |
| ものづくりマイスターを中小企業等に派遣し、若年技能者への実技指導を実施する。   |                      |
| ◆ <b>建設事業主等に対する助成金による支援【継続】（再掲）</b>  | <b>72億円 (76億円)</b>   |

※◆は建設業に特化した支援  
 ※()内は令和5年度当初予算額

## 魅力ある職場づくりの推進

- ◇ **働き方改革推進支援助成金による支援【継続】** **71億円（68億円）**

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者や中小企業から構成され、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。また、建設業等の令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用される業種等については、他の業種と比べ労働時間が長い実態があることも踏まえ、専用のコースを用意し、引き続き助成を行う。
- ◇ **働き方改革推進支援センターによる支援【継続】** **31億円（37億円）**

中小企業・小規模事業者等においても、働き方改革を着実に実施する必要があることから、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家による働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施等を行う。また、全国センターにおいて、働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。
- ◆ **雇用管理責任者等に対する研修の実施【継続】** **82百万円（82百万円）**

雇用管理に関する基礎的な知識を習得する「基礎講習」に加え、若年者の職場定着を高めるため、熟練労働者と若年労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法等を学ぶ「コミュニケーションスキル等向上コース」を建設業の雇用管理責任者等に対して実施する。
- ◆ **「つなぐ化」事業の実施【継続】（再掲）** **28百万円（28百万円）**

※◆は建設業に特化した支援  
 ※()内は令和5年度当初予算額

## 魅力ある職場づくりの推進

- ◆ **建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業【継続】** **1.1億円 (1.1億円)**  
 労災保険に特別加入している一人親方等に対する安全衛生教育、一人親方等が入場している工事現場への巡回指導を実施する。
- ◆ **中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施【継続】** **96百万円 (96百万円)**  
 安全衛生管理能力の向上のための集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等を実施する。
- ◇ **労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施【継続】** **30百万円 (30百万円)**  
 関係機関や関係団体を通じた一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報を実施する。
- ◆ **墜落・転落災害等防止対策推進事業【継続】** **87百万円 (87百万円)**  
 足場からの墜落・転落災害の防止対策の充実強化のための専門家による診断の実施、診断結果に基づく現場に対する指導・支援等を実施する。
- ◆ **建設事業主等に対する助成金による支援【継続】 (再掲)** **72億円 (76億円)**

## 9 情報提供

---

- 技術者制度の見直し . . . . . P 141
- 建設職人基本法に基づく基本計画の変更 . . . P 145
- 建設工事における安全衛生経費の確保 . . . . P 149
- 技能実習制度及び特定技能制度の在り方 . . . P 153

## ● 専任不要上限額の引き上げ

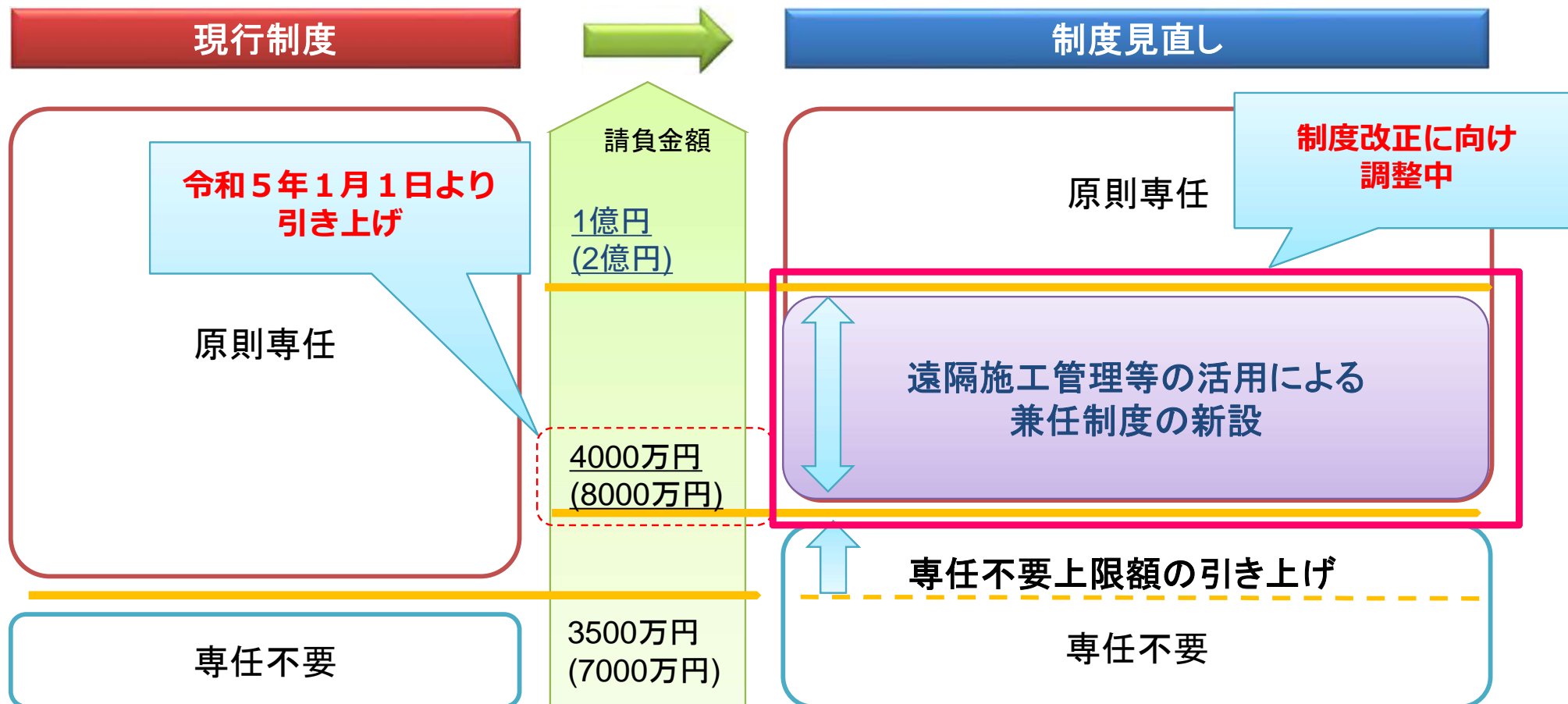
技術者の専任を求める請負金額について、近年の工事費の上昇を踏まえ、基準額を引き上げ。

## ● 兼任可能な制度の新設

多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。

## ● その他の検討

技術者配置の運用の見直し。



( )は建築一式工事の場合

適正な施工確保のための  
技術者制度検討会(第2期)  
「技術者制度の見直し方針」  
に一部加筆

令和5年1月1日より  
4000万円以上に引き上げ

## 現状

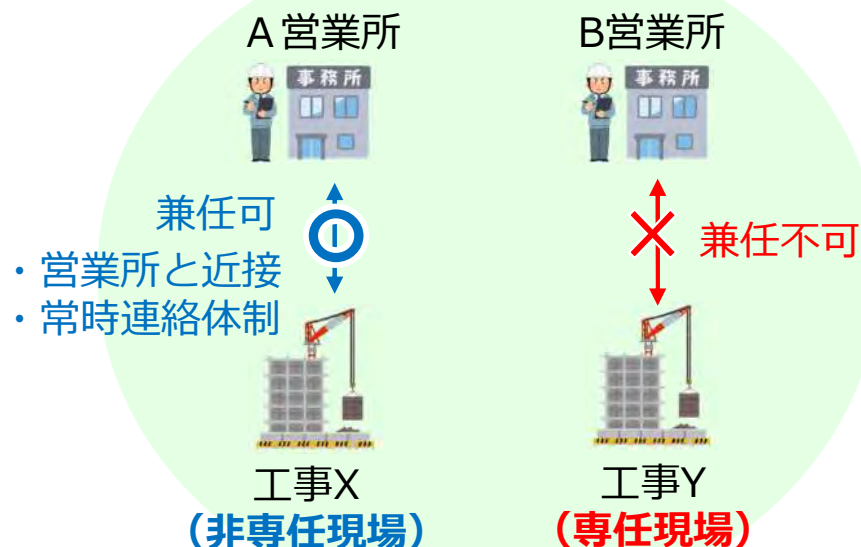
- 営業所専任技術者が専任現場（請負金額3500万円以上）の監理技術者等を兼任することは認められていない。
- 非専任現場については、①近接、②常時連絡体制の2条件のもと兼任可能。

制度改正に向け  
調整中

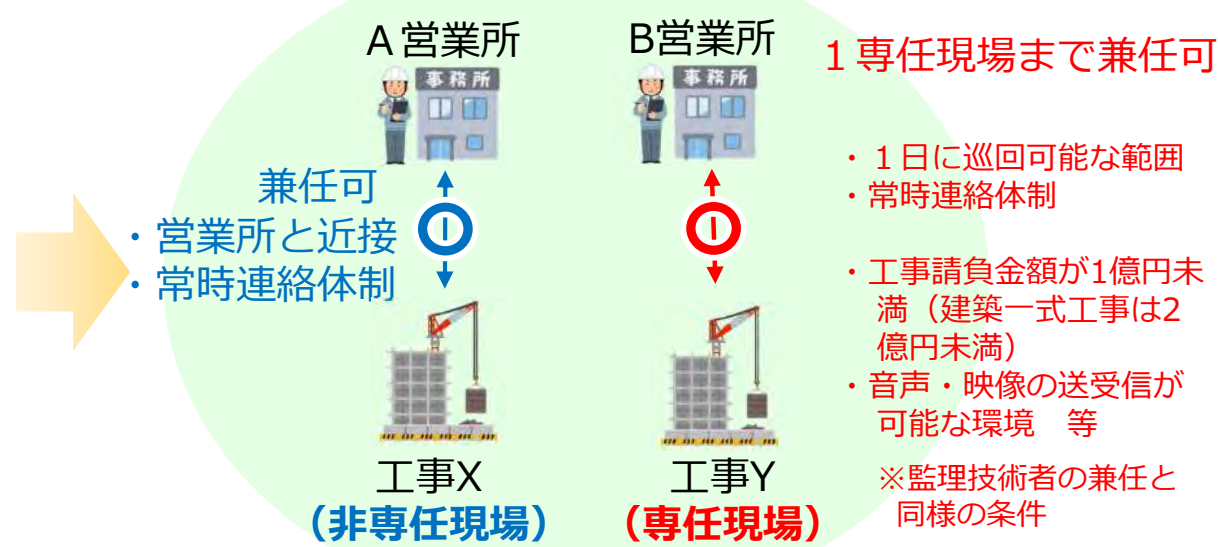
## 見直し案

- 一定の条件のもと、**1現場**までに限り**専任現場との兼任を可能**に。

### 現状



### 見直し案





# 実務経験による技術者資格要件見直しの方向性

適正な施工確保のための  
技術者制度検討会(第2期)  
「技術者制度の見直し方針」  
に一部加筆

国土交通省

## ○実務経験による主任技術者・（指定建設業以外の）監理技術者の要件

（監理技術者は元請4500万円以上の指導監督的実務経験2年を含む必要あり）

令和5年7月1日  
から適用

（現行）

学 歴	実務経験
大学、短大等（指定学科）	卒業後 3年
高等学校（指定学科）	卒業後 5年
上 記 以 外	10年

<機械器具設置工事業における例>

（現行）

建築学、機械工学、電気工学に関する学科（指定学科）の卒業生以外は10年の実務経験が必要

（見直し案）

指定学科の卒業生以外であっても、  
建築・電気工事・管工事施工管理技術検定（第一次検定）  
の合格により、合格後3年（1級）又は5年（2級）に短縮可能

（追加案）

学 歴 等		実務経験
学 歴	大学、短大等 （指定学科）	卒業後 3年
	高等学校 （指定学科）	卒業後 5年
技士補・技士	1級技士補・技士 （対応種目）	合格後 3年*
	2級技士補・技士 （対応種目）	合格後 5年*
上 記 以 外		10年

## ○業種毎の指定学科と対応する技術検定種目（案）

業種毎の指定学科(学歴)	対応する技術検定種目
土木工学	土木施工管理、造園施工管理
建築学	建築施工管理
電気工学	電気工事施工管理
機械工学	管工事施工管理
電気通信工学	電気通信工事施工管理

\*本来、技術検定により資格取得すべき指定建設業と電気通信工事業を除く

関係政省令改正済み  
令和6年度検定から適用

## ○ 1 級の受検資格

### (改正前) 【旧受検資格】

学 歴	第 1 次検定	第 2 次検定
大 学 ( 指 定 学 科 )	卒業後 3年実務	
短大、高専(指定学科)	卒業後 5年実務	
高等学校(指定学科)	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外	15年実務	

### (改正後) 【新受検資格】

第 1 次検定	第 2 次検定 ※1
19歳以上 (当該年度末時点)	1次検定合格後の 特定実務経験※ <sup>2</sup> (1年)を含む 実務経験 3年 等

※1 実務経験について、1次検定合格後、  
・特定実務経験(1年)を含む実務経験の場合は3年  
・監理技術者補佐としての実務経験の場合は1年  
・その他の実務経験の場合は5年  
その他の受検資格等については、次ページ以降参照  
令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

※2 特定実務経験とは、請負金額4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の  
建設工事において、監理技術者・主任技術者(監理技術者資格者証を有する  
者に限る)の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として 行った経験

(いずれも指導監督的実務経験1年を含む必要あり)

## ○ 2 級の受検資格

### (改正前) 【旧受検資格】

学 歴	第 1 次検定	第 2 次検定
大 学 ( 指 定 学 科 )	17歳以上 (当該年度末時点)	卒業後 1年実務
短大、高専(指定学科)		卒業後 2年実務
高等学校(指定学科)		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

### (改正後) 【新受検資格】

第 1 次検定	第 2 次検定 ※3
17歳以上 (当該年度末時点) ※従前どおり(変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1次検定合格後、 実務経験 3年</li> <li>1級1次検定合格後、 実務経験 1年</li> </ul>

※3 1次検定合格後の実務経験について、機械種目の場合は2年  
その他の受検資格等については、次ページ以降参照  
令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画について

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号。以下「建設職人基本法」という。)に基づき、政府が、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めるもの。
- 当初の基本計画は、平成29年6月に閣議決定。
- 建設職人基本法では、「少なくとも5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。」と規定されている。

## 建設職人基本法(抜粋)

第8条 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2～5 (略)

6 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する状況の変化を勘案し、並びに建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 (略)

### 【計画変更に係る審議等】

令和5年2月21日 建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議

4月20日～5月10日 基本計画変更(案)に係るパブリックコメント

5月24日 建設工事従事者安全健康確保推進会議

(国土交通副大臣・厚生労働副大臣・総務大臣政務官・経済産業大臣政務官)

6月13日 閣議決定

## はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、年間約400名もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

## 第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

## 第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
  - (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
    - ・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。
  - (2) 安全及び健康に配慮した工期の設定
    - ・休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
    - ・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。
2. 責任体制の明確化
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
  - (1) 建設業者間の連携の促進

- (2) 一人親方等の安全及び健康の確保
  - ・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
  - ・一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。
- (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底
  - ・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
  - (1) 建設業者等による自主的な取組の促進
  - (2) 工法や資機材等の開発普及の促進
    - ・i-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。
5. 安全及び健康に関する意識の啓発
  - (1) 安全衛生教育の促進
  - (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

## 第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
  - (1) 社会保険等の加入の徹底
    - ・法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。
  - (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進
  - (3) 「働き方改革」の推進
    - ・適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
  - (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等
    - ・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
    - ・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。
  - (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化
3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組
4. 基本計画の推進体制
  - (1) 関係者における連携、協力体制の強化
  - (2) 調査・研究の充実
5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し
  - ・策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

# 基本計画変更の趣旨

## 1 基本計画策定後の状況変化への対応

基本計画が策定された平成29年からこれまでの間の、以下のような建設工事従事者に係る状況変化等を踏まえ、基本計画の変更を行った。

- 気候変動の影響、石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症の発生・拡大等
- 女性、外国人労働者、高年齢労働者等人材の多様化
- 新・担い手3法(※)、労働基準法を踏まえた働き方改革、処遇改善等
- インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が危険作業等の減少や建設現場の環境改善に寄与することへの期待

※ 「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第35号)」をいう。

## 2 基本計画に基づく施策の推進成果の反映

- 「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」  
(令和4年10月 厚生労働省実務者会合)
- 「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」  
(令和4年6月 国土交通省実務者検討会)
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂(令和4年4月 国土交通省)

# 主な変更内容

## 1 安全衛生経費に関する記載の充実

(新旧p5・6 第2 1. (1))

- 安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳明示するための標準見積書の作成・普及
- 発注者、建設業者及び国民一般に対する安全衛生経費の戦略的広報の実施

## 2 一人親方に関する記載の充実

(新旧p7・8 第2 3. (3))

- 一人親方との取引の適正化等の周知

## 3 建設工事の現場の安全性の点検等に関する記載の充実

(新旧p9・10 第2 4. (2))

- 建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおいて、安全な工法等の研究開発・普及

## 4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上に関する記載の充実

(新旧p12・13 第3 1. (3))

- 新・担い手3法や労働基準法を踏まえた「働き方改革」の推進、処遇の改善、インフラ分野のDXの推進
- 職業訓練の実施による事業主への支援等

## 5 墜落・転落災害の防止対策の充実強化に関する記載の充実

(新旧p13・14 第3 2. (2))

- 屋根・屋上等の端、低所(はしご・脚立)からの墜落・転落災害防止対策のためのマニュアルの作成・普及
- 足場点検の確実な実施のための措置の充実、一側足場の使用範囲の明確化
- 足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化

## 6 健康確保対策の強化に関する記載の追記

(新旧p14・15 第3 3. (1)(2)(3))

- 熱中症、騒音による健康障害防止対策
- 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等
- 新興・再興感染症への対応

## 7 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境改善に関する記載の追記

(新旧p15 第3 4. (1)(2)(3))

- 女性の活躍促進のための取組
- 増加する外国人労働者の労働災害への対応方法等
- 高齢労働者の安全と健康の確保につながる取組

## その他

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組の項目を削除
- その他、状況変化等を踏まえた変更

\*「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」とりまとめ(令和4年6月27日)

### 〈基本的な考え方〉

「人材」で成り立つ建設業において、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項であるとの認識のもと、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための施策の具体化や継続的な進化に取り組む。

- ①安全衛生経費の「見える化」
- ②安全衛生経費に関する意識改革
- ③安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組のフォローアップ・進化

### 〈安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策〉

#### (1) 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及

- 元下間における安全衛生対策の認識のズレの解消や安全衛生意識の共有を図るため、**建設工事の工種毎に安全衛生対策項目の確認表を作成し、その普及を図る**
- 下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる**安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を作成し、その普及を図る**

#### (2) 安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報

- 適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実
- インターネットやソーシャルメディアでの情報発信
- 安全衛生経費の確保に関するポスターの作成・配布
- 全国安全週間などでの集中的な広報
- 発注者向けのリーフレットの作成
- 一人親方向けのリーフレットの作成

WGを設置し、具体的に検討(令和4年～)

#### (3) 施策を体系的に進めるための仕組み構築

- 安全衛生経費の実態に関するフォローアップ調査
- 人材の育成
- 各主体がまとめたガイドブック、事例等をホームページで一元化
- 建設業法第19条の3の徹底

## 設置趣旨

「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」においてとりまとめられた、「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」を踏まえ、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及に関して検討するため設置。

## 検討内容 (主なもの)

- 「安全衛生対策項目の確認表」
- 安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」
- 安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報 等

## 構成員

(令和5年3月現在) ◎:座長

### ■学識経験者

◎蟹澤 宏剛 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授

### ■関係団体

- 青木 富三雄 (一社)住宅生産団体連合会 環境・安全部長  
池田 浩和 (一社)JBN・全国工務店協会 副会長  
尾下 真規 (一社)日本建設業連合会  
安全委員会 安全対策部会専門委員  
田久 悟 全国建設労働組合総連合 労働対策部長  
土屋 良直 建設業労働災害防止協会 上席調査役  
東尾 正 全国仮設安全事業協同組合 専務理事  
藤巻 雄一 (一社)全国建設業協会 労働問題専門委員会委員  
細谷 浩昭 建設労務安全研究会 理事長  
柳澤 庄一 (一社)建設産業専門団体連合会 専務理事・事務局長  
山谷 朋彦 (一社)全国中小建設業協会 理事



令和4年11月11日  
第1回WG

## 検討経緯

令和4年11月11日 第1回 WG

- ・WGの設置、これまでの取組状況と今後の進め方、確認表作成工種(案)と検討の進め方(案)、令和4年度のスケジュール

令和5年2月1日 第2回 WG

- ・確認表作成の検討体制(報告)、安全衛生対策項目の確認表(案)、広報に関する事項

令和5年3月23日 第3回 WG

- ・安全衛生対策項目の確認表(案)、広報に関する事項

令和5年10月2日 第4回 WG

- ・確認表について(報告)、標準見積書の検討の進め方(案)



- ・ 提言において「各専門工事業団体においては、社会保険加入問題への対策として、法定福利費を内訳明示した標準見積書の作成・普及が進められており、安全衛生経費についても、この取組を参考にしつつ、下請まで適切に支払われるための施策を検討、実施することが有効と考えられる。」とされている。
- ・ また、「専門工事業団体の協力を得ながら、先行的にサンプルを作成し、その事例の横展開を図っていくことが有効と考えられる。」とされている。
- ・ このことから、先行的に下記2専門工事業団体を対象に、「標準見積書」の検討・作成に取り組むこととする。
- ・ 先行工種の検討・作成にあたっては、元請の立場等から建設業団体等の協力を得ながら進めることとする。
- ・ 先行工種が行う検討・作成の結果を踏まえて、『安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」作成手順書』を作成し、専門工事業団体への周知を行うこととする。

## 【先行専門工事業団体】

- ・ 一般社団法人 日本型枠工事業協会
- ・ 一般社団法人 日本左官業組合連合会

## 【建設業団体等】

- ・ 一般社団法人 日本建設業連合会
- ・ 一般社団法人 全国建設業協会
- ・ 一般社団法人 全国中小建設業協会
- ・ 建設業労働災害防止協会
- ・ 建設労務安全研究会

○「安全衛生対策項目の確認表の作成について」  
(令和5年8月9日付け国不専建第24号)により、  
建設業者団体に下記について依頼。

- ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに  
先行的に作成した工種の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、  
作成いただくよう依頼。
- ・すべての建設企業に対して、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

○上記について令和5年8月9日に報道発表を実施。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo14\\_hh\\_000001\\_00163.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00163.html)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年8月9日  
不動産・建設経済局建設市場整備課

## 建設工事における「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」 を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人との間における安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。

今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)(別添1)」及び「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)説明書(以下「説明書」という)(別添2)」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表(別添3)を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところです。

また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

### 【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
木下(内線 24813)、青木(内線 24816)、  
(電話)03-5253-8111【代表】、03-5253-8282【直通】

# 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について

令和4年12月14日  
第1回技能実習制度及び特定技能制度の  
在り方に関する有識者会議 資料

## 技能実習制度・特定技能制度の検討条項

### ○技能実習制度

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成29年（2017年）11月1日）

### ○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）附則

（検討）

第十八条

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成31年（2019年）4月1日）



## 有識者会議の開催

上記2つの法律の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催する。

## ① 見直しに当たっての基本的な考え方

### 見直しに当たっての3つの視点（ビジョン）

国際的にも理解が得られ、日本が外国人材に選ばれる国になるよう、以下の視点に重点を置いて見直しを行う。

#### 外国人の人権保護

外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること

#### 外国人のキャリアアップ

外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること

#### 安全安心・共生社会

全ての人々が安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するものとする

### 見直しに当たっての4つの方向性

- 1 技能実習制度を、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること
- 2 外国人材に日本が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能への円滑な移行を図ること
- 3 人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること
- 4 日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や受入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指すこと

### 留意事項

- 1 現行制度の利用者等への配慮  
見直しにより、現行の技能実習制度・特定技能制度の利用者に無用な混乱や問題が生じないように、また、不当な不利益や悪影響を被る者が生じないように、きめ細やかな配慮をすること
- 2 地方や中小零細企業への配慮  
とりわけ人手不足が深刻な地方や中小零細企業においても、人材確保が図られるように配慮すること

## ② 提言

### 1 新制度及び特定技能制度の位置付けと関係性等

- 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- 基本的に3年の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。  
※現行の企業単独型技能実習のうち、新制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異にするものは、新制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

### 2 新制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- 受入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。  
※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価(育成開始から1年経過・育成終了時までには試験を義務付け)。
- 季節性のある分野(農業・漁業)で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。

### 3 受入れ見込数の設定等の在り方

- 特定技能制度の考え方と同様、新制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。
- 新制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

### 4 新制度での転籍の在り方

- 「やむを得ない場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。  
➢ 計画的な人材育成等の観点から、一定要件(同一機関での就労が1年超/技能検定試験基礎級・日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格/転籍先機関の適正性(転籍者数等))を設け、同一業務区分に限る。
- 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。
- 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
- 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

### 5 監理・支援・保護の在り方

- 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- 監理団体の許可要件等厳格化。  
➢ 受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限/外部監視の強化による独立性・中立性確保。  
➢ 職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。
- 受入れ機関につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定。  
※優良監理団体・受入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。

### 6 特定技能制度の適正化方策

- 新制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。  
①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格  
②日本語能力A2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格  
※当分の間は相当講習受講も可
- 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化/支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

### 7 国・自治体の役割

- 入管、機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。
- 制度所管省庁は、地域協議会の組織等を含む制度運用の中心的役割。
- 業所管省庁は、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。
- 日本語教育機関の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上。
- 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業政策の観点から、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進。

### 8 送出機関及び送出しの在り方

- 二国間取決め(MOC)により送出機関の取締りを強化。
- 送出機関・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進するとともに、来日後のミスマッチ等を防止。
- 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

### 9 日本語能力の向上方策

- 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。  
➢ 就労開始前にA1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格又は相当講習受講  
特定技能1号移行時にA2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格 ※当分の間は相当講習受講も可  
特定技能2号移行時にB1相当以上の試験(日本語能力試験N3等)合格  
※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能とする(4、6に同じ)。
- 日本語支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

### 10 その他(新たな制度に向けて)

- 政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。
- 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- 現行制度の利用者等に不当な不利益等を生じさせないよう十分な配慮を行う。
- 本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。
- 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。